

御番所様

右御聞置ニ相成レ。

右古來ノ之書留其外申傳を以申上レ。前書廉々之外、書留申傳等無御座レ。此段申上レ以上。

深川永代寺前山本町

深川永代寺門前山本町

一、御城ノ辰巳之方ニ當、凡壹里拾町程。

一、右町起立之儀ニ、寛永四卯年中御老中堀田加賀守様、伊奈半十郎様、向井將監様當所御見分有之、於御城堀田加賀守様御立合、八幡宮境内京間六万五百八坪、別當永代寺拜領被レ仰付レ處、右境内之内六千貳百八拾九坪之場所、道幅堀式共相籠リ申上レ。享保十六亥年中山本屋十兵衛ト申者、町屋ニ取建申度旨、永代寺ニ申上レ。同年六月廿七日其段同寺ノ寺社御奉行所ニ奉願レ處、元文四未年四月中黒田豊前守様於御内寄合、町並家作御免被レ仰付、右地所十兵衛ニ引渡、町屋起立仕レニ付、山本町ト相唱、其砌ノ町人共所持仕、扣地ト唱、地頭永代寺ニ地子金夫銀共壹ケ年金五拾九兩差出來申上レ。尤寺社御奉行御支配ニ御座レ處、延享二丑年閏十二月十八日寺社御奉行大岡越前守様御掛ニ、町方御

支配ニ被レ仰付レ。

一、右町内一ノ鳥居通往還ヲ里俗馬場通ト唱申上レ。

右ニ慶安五年八月十五日御代官伊奈半十郎様御掛ニ、馬場出來、流鏑馬有之レ故ニ御座レ。

一、町内表通北側凡三拾間程之場所ヲ、里俗櫓下ト唱レ。

右ニ隣町同門前仲町火之見櫓ニ御座レニ付、右ニ之通唱來申上レ。尤表櫓共相唱申上レ。

一、町内入堀通東側凡四拾間程之場所、里俗裏櫓ト唱レ。

右ニ前書表櫓横町ニ付、右ニ之通唱來申上レ。

一、町内北之方河岸通北側凡五拾間程之所、里俗裾繼ト唱レ。

右ニ表櫓裏櫓ト唱レ場所續末之方ニ付、裾繼ト唱來申上レ。

一、町内東之方同所門前町續横町ヲ、里俗金子横町ト唱レ。

右ニ安永之頃金子屋新八ト申者同所ニ住居仕レ故ニ、唱來申上レ。

一、町内東ノ西ニ之横町ヲ、里俗中横町ト相唱申上レ。

右ニ中程ニ有之横町ニ付、右ニ之通唱來申上レ。

一、毎年十二月十四日、十五日、正月之飭物商仕し。

右ノ享和二戌年十二月七日永代寺ノ寺社御奉行脇坂淡路守様ニ伺濟ニ御座し。且又毎年七月十三日朝計り草花類商仕し得共、御願濟年代相分り不申し。

一、拾五間川之儀ニ、當町北之方地先ニ有之、東之方永代寺裏手ノ西之方同門前仲町ニ相流申し。川丈六拾間、幅拾五間。

一、入堀之儀ニ、町内西之方同門前仲町境ニ有之、長六拾三間、幅四間半、同所火之見櫓下堀留ノ十五間川ニ續申し。

右ノ當町起立以前ノ有之永代寺構堀ニ御座し處、町屋取立後引續入堀ニ相成申し。

一、橋 壹ヶ所

右ノ入堀ニ掛渡有之、名目無之、里俗猪ノ口橋ト相唱申し。當町ノ同門前仲町ニ渡し橋ニ有、長サ橋臺共四間半、幅九尺ニ御座し。當町一手持ニ有、掛始年月、書留燒失仕、相分不申し。

深川永代寺門

深川永代寺門前東仲町

前東仲町

一、御城ノ辰巳之方ニ當凡壹里拾三町程。

一、右町起立之儀ニ、寛永四卯年御老中堀田加賀守様伊奈半十郎様向井將監様當所御見分之上、於御城堀田加賀守様御立合、八幡宮惣境内京間六万五百八坪別當永代寺ニ拜領被仰付、右拜領地之内承應二巳年四月中伊奈半十郎様御掛ニ有門前町屋ニ起立仕、家作御免被仰付、其砌ノ前書之町銘ニ唱來申し。右家作御免之節、町人共銘々拾年切之家作ニ有、右年限相立し得ニ取拂可申證文永代寺ニ出シ來申し。然處天和二戌年十二月廿八日本所深川燒失仕しニ付、家作御差留ニ相成し處、元祿十丑年中八幡宮社頭寺院爲相續町並家作奉願、且又右拾年切ヲ相改、町人共銘々扣地ニ仕度段永代寺ニ相願、同寺ノ寺社御奉行永井伊賀守様ニ奉願、同六月十八日願之通町並家作御免被仰付、其砌ノ扣地ト唱、町人共所持仕、地頭永代寺ノ地子金夫銀共壹ヶ年金四拾壹兩貳分ト銀三匁四分四厘差出來申し。其後延享二丑年閏十二月十八日寺社御奉行大岡越前守様御内寄合ニ有、町人共町方御支配被仰付し。東仲町ト唱し、名目之儀ニ、永代寺境内ノ東ニ當りし故、右之通唱來申し。

但、右地所同寺拜領以前之儀ニ、相譯り不申し得共、往古ノ海邊ニ續、葭草生

シ、干潟之場所之由申傳ひ。

町内里俗

一、右町表通ヲ馬場通と唱申ひ。
右に慶安五年八月十五日御代官伊奈半十郎様御掛りなる流鏑馬御座ひ故
ニ、唱來申ひ。

一、町内表通ヲ土橋と唱ひ。

右に寶永之頃永代寺東構堀往還ヲ横限南之方貳拾間川に續有之ひ節、右往
還之内ニ土橋有之、其後年月不知埋立、右橋取拂ひ得共、今以右之通相唱申ひ。
一、北側之内東寄横町ヲ東横町と唱申ひ。

右に八幡境内に東に當りひ故ニ御座ひ。

一、東横町之内續河岸通東側なる長貳拾間程之所永木長屋と申ひニ付、其邊
ヲ惣る永木と唱申ひ。

右に往古永木屋と申材木屋住居仕ひニ付、右之通相唱申ひ。

一、拾五間川之儀を、町内北境に有之、幅拾五間なる地先之分凡八拾間程。

一、永居橋

右に前書拾五間川に掛渡有之、町内深川大和町に相渡ひ橋なる幅九尺、長
橋臺共拾五間、當町并大和町三拾三間堂町宮川町永代寺門前町都合五ヶ町
なる新規修復共仕ひ。

——文政町方書上

一、深川永代寺門前、同所仲町、同所東仲町、同所山本町。

右に寛永四卯年葭沼之場所永代寺拜領、己年○承應二年四月門前町ニ成、天和二

戊年十二月十二日燒失致し、家作御差留之處、元祿十巳年如、元町並ニ成、延享

二丑年閏十二月町支配ニ成、先年々地子金右寺へ差出。

——本所深川起立

此外承應二年中ノ起立轉移ニ係ル市街ヲ舉クレハ、左ノ如シ。

二本榎廣岳院門前 寺院ト同ク芝二本榎ニ移ル。

二本榎廣
岳院門前

常陸國木原永嚴寺末寺
江戸芝二本榎
醫王山廣岳院略。中

禪曹洞宗

一、門前町内間數

表門之方南方北に

田舎間五十三間。
奥行東西に南方十四間。
田舎間四十五間半。
奥行東西南方門迄二十間。

北方南に

市街恢弘時代

裏門之方、東方西に

田舎間五拾五間半。奥行東方裏門ノ方ニある十間。西ノ方光臺院地境ニある九間。

但し折廻し表通惣小間田舎間ニある百六十三間。

此坪數千八百七拾貳坪七勺五才。

右表門前起立之儀、當院岳○廣院。同時月○承應二年三月十九日敷。也。内門前之儀、古來有來地代ニある貸置申し。内外共三十四軒也。其節之御奉行相知不申し。

——文政寺社書上

證誠寺門前 龍土ヨリ高輪臺町ニ轉ス。

淨土眞宗

築地本願寺末下高輪臺町 長命山桐樹院證誠寺○中略。

一、門前町屋

表間口五十九間。裏行長短別紙縮圖(○略)之通ニ御座し。

右町屋之義、承應二癸巳年三月十九日寺社御奉行松平出雲守殿、爲龍土之替地、當地拜領之旨被仰渡し。其節之屋敷御改、城半左衛門殿津田平左衛門殿ニある有之し。右當地拜領之已前、西久保龍土丸山ニ境内拜領仕罷在し。節々、門前町屋有之、當地拜領之節同時ニ引移し得共、最初御免之年、月々當地拜領之已前何之年ニある、門前町屋起立仕しと申義、度々之類燒ニ記録燒失仕

以故、曉々相分不申し得共、當時門前之義、古門前町屋ニある、年季切替之願等老不仕し。尤延享二乙丑年十二月迄、寺社御奉行之御支配ニある有之し處、同年十二月々町御奉行所御支配ニ相成申し。其節、野瀬肥後守殿勤役中ニある有之し。其翌年延享三丙寅年四月十七日、廣岳院門前ニ罷在し名主兵右衛門方ニある万端世話仕來申し。

——文政寺社書上

元鮫河橋南町

元鮫河橋南町 百姓町屋ヲ起立ス。事府内備考ニ見ユ。

一、當町往古并中古町屋起立等之譯仲町ニある委細申上し。當所新田開發起立之儀ハ、名主又太郎先祖善右衛門ニある、其後承應二年十月中田地相潰、當時之大道通切開、殘田地ヲ以百姓町屋ニ起立仕し節、沽券狀ニある千日谷と相認、其後寛文年中之頃、千日谷町と相認來し處、其後元祿九巳年九月頃迄、元鮫河橋千日町と相唱、元祿年中町方御支配ニ相成しニ付、右町名ヲ相改、元鮫河橋町と相認來し處、同所仲町々南ニ當し間、南町と名付申し。右千日谷唱之儀、末ニ申上し。

市街恢弘時代

一、里俗此邊千日谷と相唱ひ儀を、寛永之比、當町北之方裏手ニ當、清冷之地有之、其傍ニ了本院日清と申法花宗僧、妙見一體ヲ持來、一字建立之祈願ヲ察、右之池ニある千日之行致、終願之後、寛永之初市谷ニある一字相建、本迹寺と號、其後權田原に移、又元終願之地當所又太郎先祖草創之地面に引移ひニ付、元此地ニある千日之行致いと申儀ニ付、唱初之由、又當町西之方ニ一行院と申寺有之、往古を永井右近大夫直勝様之御屋鋪内庵ニ有之、御同人様仲間道心ニ相成、淺草觀音に千日參仕、後一寺ニ相成、一行院と號ひ。右道心胡念を寛永三年死去仕、以後常念佛執行有之、千日目ニ供養致來ひ處、五拾年以前中絶仕、由有之付、則寺號千日寺共相唱ひ由承ひ。右兩説區々申傳、何とも難相分奉存ひ。前書清冷池之儀を、同町八軒町築立之場所申傳ひ。且同所八軒町表ニ付、千日谷表町と相唱申ひ。

一、石橋 長四尺五寸。幅九尺貳寸。

右之町内東之方同所仲町入口ニ御座ひ。

一、石橋 長三尺五寸。幅壹丈貳尺。

右之町内東之方自身番屋前ニ御座ひ。

一、石橋 長三尺。幅六尺五寸。

右之仲程八軒町入口横町ニ御座ひ。

一、石橋 長貳尺五寸。幅八尺。

右之町内西之方木戸際ニ有之、右四ヶ所ハ、先年相願ひ上橋掛渡ひ由ニ御座ひ得共、書留等燒失仕ひニ付、年月相知不申ひ。

一、下水 幅貳尺。

右之町内雨落下水ニある、西之方ハ東之方に流、當町裏通ヲ流ひ。水源を西之方久野伊織様御屋鋪内ハ出、當町ヲ經る、八軒町大下水に落合、同所仲町同所表町裏通ハ鮫河橋下水に落合申ひ。

一、町内反別 六畝拾八步餘ニ御座ひ。

一、領名之儀を、是又同所仲町ニある申上ひ。

柳町 百姓町家免許サル。

小石川柳町

一、當町之儀、往古を武州豊島郡小石川村御料所ニある處、其後元和九亥年中傳通院領ニ相成、右御檢地之節、御立會御役人之御名前等委細之儀を、同所指谷

町壹町目方申上以通ニ御座以。○指谷町書上ニ御檢地之儀ト、正保四年八月御代納吉左衛門安藤佐右衛門并傳通院藤吉左衛門安藤佐右衛門并傳通院納所同代官濱野勘兵衛立合下有リ。

町方起立之儀ハ、承應二巳年中百姓町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月中町御奉行御支配ニ相成申以。

但、百姓町屋御免之節、寺社御奉行御姓名并町方御支配ニ相成以節之町御奉行御姓名共相知不申以。

一、町内 南北間口四拾八間半、裏幅七拾壹間餘。東西裏行、南之方ニ多シ貳拾貳間、北之方ニ多シ四拾九間半。但片側町ニ御座以。

一、四隣 東之方小石川下富坂町、西之方傳通院境内、南之方武家屋敷、傳通院裏門前町、北之方小石川御掃除町、御先手同心組屋敷。

一、殘地六拾七坪八合

右ニ菊坂田町續ニ有之。尤追々傳通院領之内武家方拜領屋敷等ニ相渡以跡殘地ニ御座以。

— 府内備考

第六天町

第六天町 土取場跡ヲ町屋トス。

小石川第六天前町

一、町内起立之義ト、草創人之名年代相知不申、往古ト小日向村之内ニ承應二一年之頃神田御上水堀割之節、土取場跡ニ多シ御座以哉、百姓町屋有之。正徳三巳年中町御奉行所ニ支配ニ相成申以。其節之御奉行様御名前相知不申以。町名之義ト、同所水道町持神田御上水向土手上ニ當時龍門寺持第六天社有之、古來ト右町邊ニ社有之哉、付第六天前町ト唱來以由申傳以。

一、町内 東西南之方九間、北之方拾八間、南北、東之方貳拾間、西之方貳拾五間。但片側町屋ニ多シ、裏行幅ト、相除申以。道造之義ト、町内并櫻井庄太郎様組合ニ多シ道造仕以。

一、四隣 東之方御先手谷口長右衛門様組與力御組屋鋪、西之方小石川稱名寺門前並同寺境内、南之方神田御上水向御持筒頭津田外記様御組同心組屋敷、北之方櫻井庄太郎様御屋敷。

一、坂 高凡五丈程。幅貳間貳尺程。

右坂之義ト、町内西北之方ニ有之、先達シ小石川稱名寺門前ニ多シ申上以通、里俗荒木坂ト唱申以。尤右坂上ニ先年荒木ト申、御名前不知御旗本有之、付唱來以由ニ御座以。

一、御上水 幅凡三間程。

右神田御上水之義也、町内南通有之、右に白堀と唱、西之方小石川稱名寺門前
に流來、東之方御先手谷口長右衛門様御組屋鋪之方に流行申也。凡町内前
に拾壹間程西に東之方に相流申也。

一、下水

右下水堀之義也、町内西南之方に流來、御組屋鋪境大下水に流落、夫に御上水
上箱樋に流行申也。町内前通下水幅凡貳尺程有之、東之方御組屋鋪境大下水
幅凡五尺程有之、上水上箱樋長凡三間程幅凡貳尺程有之、右箱樋御普請方御
持御座也。

一、橋

長四間程。幅
壹間半程。

右橋之義也、神田御上水に相懸也。小石川稱名寺門前にあるに申上、通御普
請方御一手にある御座也。

一、板橋

長三間半餘。幅
五尺五寸程。

右板橋之儀也、町之南神田御上水に相掛也。

右に町内并櫻井庄太郎様入用ヲ以修復申也。尤橋懸直之節也、町内御普

請方御役所に御願申上懸來申也。

一、反別

右町内反別之義也、小日向御年貢地拾壹ヶ町に籠、當町限之反別相分不申也。
委細之義也、同所水道町にある申上也。

一、領名

右戸田領と唱、郷名庄名之唱并言傳等、無御座也。

一、檢地

右檢地之義也、寛文十二子年九月廿四日小日向一統野村彦太夫様御檢地に
御座也。御水帳所持仕也、義同所水道町にある申上也。

一、御高札

右御高札場之義也、三拾ヶ町組合にある、同所水道町末に有之、委細之義也、同町
にある申上也。 — 府内備考

高原屋敷 承應二年六月高原某受領ス。

高原屋敷

淺草
高原屋鋪

一、右高原屋鋪之儀也、御茶碗御用達高原伊十郎先祖平兵衛儀、承應二癸巳年

市街恢弘時代

月日不知、當町ニ有元原地之處、表間口京間四拾五間四尺五寸裏行同東之方拾八間西之方九間壹尺五寸此坪七百七拾四坪貳合五勺町屋敷拜領仕。依有町名高原屋敷を相唱申。

但、右拜領地之内に貳間半ニ五間半程之御茶碗燒物釜場地所拜領之砌方築立有之。處、天明六年出水之砌破却仕、其後之上方表ニ有相製ハニ付、當時之右釜場跡而已殘有之。

一、町内 東西、南之方ニ有四拾三間餘、北之方ニ有四拾八間。南北、東之方貳拾貳間餘、北之方ニ有拾間半。但、下水并道幅半分共。

一、町内字門跡前を唱。

但、是之東本願寺表門通りニ有、此邊一圓里俗門跡前を唱來。

府内備考

高原伊十郎由緒

元祖片桐彈正少弼

淺草寺裏門
代官本間庄五郎地面借地
御敷寄屋頭支配
高原伊十郎

高原屋敷
古來釜場趣略

承應貳癸巳年月日知不申原地ニ

有拜領仕、手前ニ有地所築立町并

ニ仕。

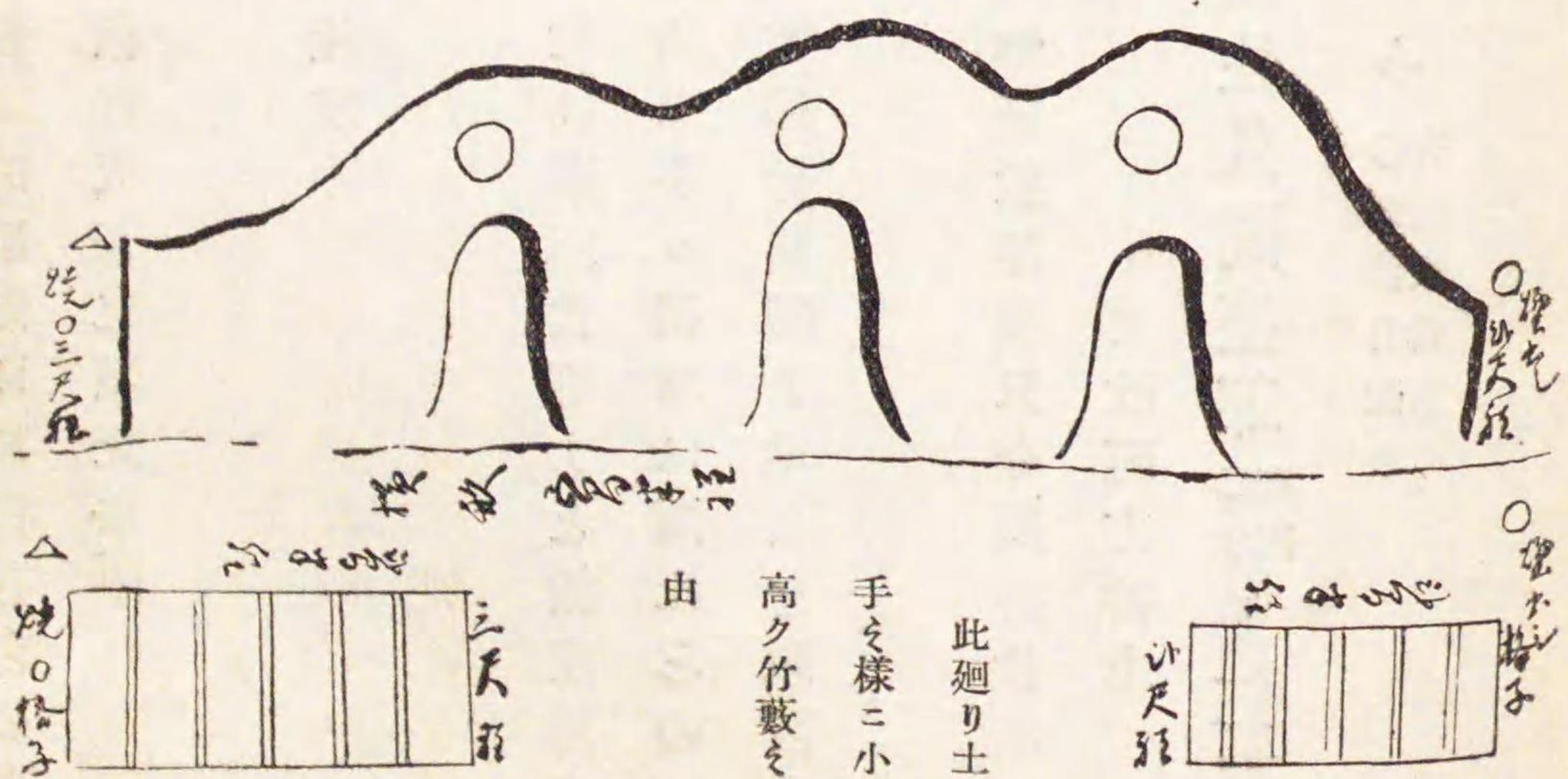
天明六年出水を砌破却仕。只

今ニても土手の様ニ相成跡御座

。

市街恢弘時代

八八三



太閤ニ仕、朝鮮陳之砌、致渡海、大明國ニ焼物習之由申傳ハ、其後秀吉公薨去後、攝州高原と申處ニ住居いとし、焼物焼と相成、天正之頃死去。

瀨平

足病ニ勤仕致兼ハ、付、同所ニ住居郷士と相成。

瀨平市左衛門平三郎平兵衛。

右市左衛門平三郎共に召出へく旨御書被下置ハ處、三代郷士と相成居事故、勤仕を不好趣御請申上ハ、付、平兵衛儀焼物上手ニ出来ハ間、此ニ在召出焼物御用相勤度段奉願ハ、右平藏ハ御用被仰付、其砌ハ地名を以苗字と仕、高原と相名乗申ハ。

一、其後江戸ハ罷下リ、承應二癸巳年月日不相知屋敷拜領、只今所持仕、高原屋敷ト相唱申ハ。——文政町方書上

城壘修築

五月廿五日庚寅

○承應二年(紀元二三一年)○庚寅、三正綜覽。

小姓組佐久間盛郎○字右衛門。仁賀

保誠次○内記。ヲ奉行トシテ、城壘ヲ修築セシム。

○公儀日記。嚴有院殿御實紀。

城壘修築事

城壘修築 八、

廿五日○承應二年五月。後聞、依雨天御堀之土手破損、因茲佐久間宇右衛門○盛郎。○仁賀保内記。○小姓組。兩人繕普請奉行被仰付。

——公儀日記

廿五日○承應二年五月。此廿一、廿二兩日暴雨にて、城壘破壊せしかば、小姓組佐久間宇右衛門盛郎仁賀保内記誠次修造の奉行を命せらる。

——嚴有院殿御實紀

〔附記〕 評定所式日改定

四日○承應二年六月。評定所の式日、寶樹院殿忌日により、二日を改め、今日にさだめらる。○水戸記。——嚴有院殿御實紀

六月十九日癸丑○承應二年(紀元二三一年)○癸丑、三正綜覽。府内ノ商賈ニ令シテ、道途ニ商

品ヲ陳積スルコト勿ラシム。○正實事錄。

商品道途陳積禁制 正實事錄ヲ抄録ス。

一、町中仕廻店之賣物、庇切ニ置可申ハ、庇より少しも海道へ出し道塞き申間

市街恢弘時代

附記 評定所式日改定

商品道途陳積禁制

商品道途陳積禁制事蹟

敷_レ後日ニ御改被遣_レ間其節少し成共海道へ賣物積出_レ者御穿鑿之上其店迄釘付ニ被_レ成其店主老不及申家主五人組共ニ急度曲事ニ可_レ被_レ仰付_レ事

巳_二承應二年六月

右ハ六月十九日_二承應二年御觸

〔附記〕めつた町風呂屋争論

所謂丹前風呂ニ於ケル出來事タリ。

十七日_二承應二年閏六月此日聞去九日御旗本衆めつと町風呂屋ニる女色之義有

之亭主ト有出入亭主奉行衆_レ訴之老中穿鑿之處御花畑土岐宇右衛門頼昌

昌御臺所人坂田十左衛門富久右衛門此族就出入右三人一類共御預ケ其

外御花畑横山庄右衛門普請方石卷彦六清泰院殿御臺所人第一人町人貳

人御預ケ町人老籠舍ス。

十二日_二承應二年閏九月後聞今度於風呂屋不作法之輩松平藤松_二直_一土岐宇右衛

門酒井大學_二忠_一石卷彦六戸澤千代鶴_二富久右衛門右之通御預也。

十三日_二承應二年十月後聞先頃風呂屋之不作法御花畑衆御臺所人_二略_一中國許_レ遣_レ様ニ被_レ仰付。

公儀日記

附記
めつた町
風呂屋争
論

秤販賣區域
公定

秤販賣區域
公定事蹟

寶事
錄

閏六月廿七日辛卯_三承應二年(紀元二三一)年_二承應二年(紀元二三一)年_一秤販賣區域ヲ定ム。_二承寬_一公儀日記。正

秤販賣區域公定 左ノ如シ。

廿七日_二承應二年閏六月秤作善四郎西三十三箇國_レ秤賣之守隨老東卅三國_レ秤賣

可_レ申由被_レ仰出。

公儀日記

市街恢弘時代

八八七

一、昨十六日_二承應二年閏六月堀丹後守カ屋布前風呂ニテ御旗本衆有無作法其一門共へ御預之衆

御小姓組梶川半左衛門上波宇右衛門此兩人申立後出仕。

横山彦右衛門町人二人。

石卷彦六_二小普請_一坂田十左衛門_二御臺所人_一富久左衛門_二石卷土岐ノ事下文淺草旅籠町喧嘩ノ條ニモ見ユ。

天享吾妻鑑

十七日_二承應二年閏六月花畑番土岐宇右衛門頼昌横山庄右衛門某等一族にあづ

けらる頃日御家人少年の輩市中の浴室にて娼婦をあつめ姪行甚しくは

てには市人と争論するをもてなり。——嚴有院殿御實紀

〔参考〕 近世奇跡考ニ據レハ、

夢市郎兵衛明石志賀之助事

市郎兵衛は強氣の男達、志賀之助は大力の相撲取にて、ともに寛永中をさかりにへたる者也。おなじ時仁王仁太夫といふ者あり。凡人ならぬ大力にて、其力はかり知がたし。其頃京都の相撲に志賀之助と仁太夫兩人を召さる。志賀之助兼て市郎兵衛と友たるゆゑ、其相撲の後見をたのみ連たちて京に上る。東の大關は仁王仁太夫、西の大關は明石志賀之助也。已に其日にいたり、兩人士俵のうちにすゝむ時、市郎兵衛志賀之助に對していはく、今日備一代のはれ勝負也、もしまけなばすぐに備を殺し、我は腹きりて死ぬべし、よくよく心得べしといふ。さて行事團扇をとりければ、兩人たちむかひ、しばし位を見合て、やと一聲さけび、たがひに組てもみあふに、市郎兵衛はしばらくも目をはなさずしてつけまはる。時に仁太夫力やまさりけん、志賀之助を引むすび、つとさしあげてなぐると見ゆ。見物の諸人手にあせをにぎり、あはやとおもふ所に、志賀之助早業の達人なれば、空中にてひるがへり、おちさまに仁太夫が胸を蹴て土俵のまん中にうちたふす。これよ

り志賀之助日の下相撲開山と名告る事をゆるさる。しかるに、仁太夫かたの悪輩等これを意恨におもひ、志賀之助を打殺さんとはかるよし、市郎兵衛聞つけて、志賀之助をばしのびやかに江戸に下らせ、おのれは黒縹子の羽織の背に明石志賀之助と金糸を以て六文字にぬはせたるを着し、熊谷笠をまぶかにきて、長き刀をくわんの木におび、唯獨京都を發足す。仁太夫がたの者等、此ありさまを見て氣おくれし、手をむなしくとままりけるとぞ。市郎兵衛老後頭をそりて、相州田村の邊に隠遁しけるが、兄放駒の四郎兵衛身まかりしと聞、今は世にたもひ残す事なしとて佛間にこもり居て食をたち、念佛のみとなへて死しけるとなん。古今俠客傳に見えたり。
ト有リ。斬ニ處セラレタリト傳フル者ニ同シカラズ。

〔附記〕 男達

歌舞妓者禁令追捕令ノ屢出テタルコト、別項之ヲ載ス。

承應三年○中

一、此以前、町奴等有御穿鑿。

町野百

跡見左源太

葉流小六

市街恢弘時代

さき行次郎八
 うつゝ市郎兵衛
 ろまの六兵衛

おほむて文左衛門
 消炭五兵衛
 あれノ小兵衛

たゞき勘兵衛
 夢ノ一郎兵衛
 枕 十兵衛

てれつく喜兵衛
 手とふ權左衛門
 ふとの五兵衛

曾我ノ五郎
 そぶの十郎
 どだん彌五太夫

鼠火彌五兵衛
 鐵玉彌兵衛
 松葉勘太郎

かぶき四次郎
 釘貫權左衛門
 こせう作平

赤銅惣五郎
 佐藤左兵衛
 松の勘兵衛

百里惣兵衛
 せうゆふ喜兵衛
 大間九兵衛

大たん者又三郎
 浮雲又右衛門
 金 小 六

それの勘左衛門
 以上三拾四人
 談海

一、同年^{承應}近年江戸中ニある大小神祇組と名付男達、所々徘徊妨をなし、今年御詮義悉捕之。

御徒の子
 手塚吉右衛門
 與力の子
 雨宮八郎左衛門

火之番の子
 山之岡 傳 八
 御先手同心の子
 野々山甚太夫

志賀仁右衛門
 右揚り座鋪^レ被遣。

牢人
 犬山 源六
 同 鶴見平藏

同
 太田十左衛門
 同 松井正順

右四人揚屋^レ被遣。

右あひれ者共、段々御詮義、九月斬罪被仰付。
 此ノ類、今一々擧ゲズ。

目あかし
 小ふや吉兵衛
 甲府様衆
 松浦 太兵衛
 承寛襟録

古ニ額ニハ箭ハ立ツトモ、背ニハ箭ハ立タジト歌ハレタル東國武俠ノ俗ハ、
 王綱ノ弛ブニ及ヒ、關東ノ豪盜トシテ伊豫ノ海賊ト共ニ、久シク世ノ脅威タ
 リシモ、鎌倉幕府ノ崛起ヲ見ルヤ、關八州ヲ以テ天下ニ敵シ、武相二州ヲ以テ
 八州ニ敵スト稱セラレタル坂東武者ノ中堅ヲ築ケリ。爾來幾變轉、北條氏ノ
 末年江戸ニ盜賊多カリシコト、鳶澤某等ノ逸聞ヲ見テ之ヲ推スルニ難カラ

ズ。遂ニ慶元橐弓後ニ於ケル一種任俠ノ暴力團タル男達ト爲リ、三代將軍ノ末年ヨリ四代將軍時代ニ亘リ、横行殊ニ甚シク、爲ニ之カ取締ヲ要スルニ至レル也。

男達ハ當時歌舞妓者ト稱ス。町奴多ク、又浪人有リ。武人階級中ニモ、類似ノ行動ヲ事トシタル年少輕佻ノ士少ナカラズ。旗下ノ士水野成之山中重之ノ如キ、殆ド男達ト擇ブ所無キ行跡ヲ爲シテ世ニ知ラル。

男達ニ關スル事蹟ハ、所傳紛々、構説架談ヲ混ズルコト少ナカラズ。看者須ラク意ヲ用フ可シ。左ニ其二三ヲ擧グ。餘ハ風俗篇市民篇ヲ參照シテ可也。

水野成之 旗下ノ名門ナレドモ、其行跡男達ニ密接ノ交渉ヲ有スト傳フルヲ以テ、今ハ便宜上此ニ附録ス。

一、寛文四年甲辰三月

水野十郎左衛門殿評定所ニ御呼寄、被仰渡いヒテ、兼々煩之由ニ御奉公不仕不行跡之段、達御聽、不届思召い、依る松平阿波守殿ニ御預被成い。追る切腹被仰付い。旨被仰渡。

十郎左衛門義、半髪ニ有、評定所へ袴をも不着出座之段、不作法ニ思召い。

依之切腹被仰付い。

十郎左衛門殿老母并弟又八郎殿、阿波守殿ニ御預、二歳之男子ハ御成敗也。

承寛襟録

成之初良義百助。十郎左衛門。母は至鎮。蜂須賀か女。

慶安三年十二月遺跡千石。を繼、四年八月八日はじめて嚴有院殿に拜謁す。寛文四年三月二十六日病と稱して出仕を怠りながら、市中に出て、不法の所行ありしよしきこえければ、松平阿波守光隆に召預けられ、二十七日評定の席にめされしに、被髪白衣にて、其容體不敬ふりしかは、御氣色かうふりて死をたまふ。

寛政重修諸家譜

水野十郎左衛門男立之哀。

附、死後狂哥ノ事。島田卜庵難義ノ哀。

承應年中、寄合ノ列ニ水野十郎左衛門某水野出雲守長男、日向守勝成孫。トテ、三千石ヲ領セラレケルカ、其頃時莊リケル男立ヲ好ミ、種々ノ風俗ヲ被致ケル。類ヲ以集ル習ヒナレハ、同シ様成溢者ヲ招、或ハ惡所通ヒ、又木挽町堺町其外色々成遊山、金銀多クツヒヘテ、何トナク勝手モ不如意ニ成ラレケル。或時家老

共十郎左衛門殿ヲ諫メケルハ、殿様何益ナキコトニ金銀ヲ多御出成レ候故、事ノ外御不勝手ニ被爲成、世上評許モ如何ニ候間、餘リ御遊興御無用可然ト諫ケル。十郎左衛門聞玉ヒ、何角遊ヒニ物入多故、不勝手ニ成候トヤ、金子入用ナラハ何時モ我才覺スヘシ、必ス重テ諫ル事ナカレ、先心ミニ金子才覺ノ見ヘキ間、紺ノ木綿布子ヲ拵ヘ、一ツ出シ候ヘト有ケレハ、家老共是非ナク木綿ヲ拵ヘ出シケル。十郎左衛門是ヲ着メ、頃ハ二月下旬ノ事ナレハ、何方ニテモ奉公人ノ出替リノ時ナレバ、十郎左衛門殿只一人奉公人ノ體ニ出立、松平肥前守殿黒田霞ヶ關ノ上屋敷ニ至リ、手廻リ部屋へ行テ、我義ハ道具持奉公ヲ勤メ候者ナルカ、當御屋布ニテ御道具持入用ノ由承罷越候ト、誠シヤカニ被申ケル。肥前守殿其頃ハ鎗コトノ外重カリケレハ持者少ナカリケル由、是故ニ今迄ノ鎗持モ鎗ノ重キニ難義ノ、何トソ代ヲ置付テ出度ト思フ最中ナレバ、天ノアタヘト悦ヒ、成程當屋布ニテ道具持抱ル之、先組頭へ申聞セントテ、十郎左衛門ヲ待セ置、組頭へ斯ト云ケレハ、則大頭モ立合、彼鎗ヲ出シテ、十郎左衛門殿ニ持セケルニ中々振合モヨク、第一能男ナレハ召抱ントテ大頭ノ方へ呼申ケルハ、其方氣ニ入タレハ抱ヘシ、

給金ハ金子十五兩ニ五人扶持ナリ、先取替六兩、山越八兩相渡ヘシ、明日請狀スヘシト云。十郎左衛門殿聞給ヒ、其金子ハ只今御渡候ヤト問ケレハ、大頭答テ、請狀セスシテハ渡ス事成難ト云フ。十郎左衛門申ケルハ、私義モ金子入用ノ義御座候間方々カセキ申之、爰元ハツレ候ヘハ早此近邊ニ約束ノ方御座候間、爰ニテ請狀ナシニ金子請取申度候、請人ナクテ金子御渡候ト成難タク候ハ、御无用ニ成サルヘシ、早御返答承ラント云。大頭組頭相談シケルハ、又加様成能揃タル男モ有マシ、定テ彼ハ江戸ニテモ名題ノ者成ヘケレハ、僞ハ有マシキトテ、請人ヲ聞テ金子ヲ相渡ヘシト大頭十郎左衛門殿ニ向ヒ、成程金子ヲ渡スヘシ、請人人主ハ何方成ルソト聞ケレハ、水野答テ請人ハ淺草何町ノ何屋ノ誰ト申候、人主モ同町ニ罷在候トテ、則書付ヲ出サレケル。大頭書付ヲ見テ則金子十四兩相渡、明日先五時是へ來リ、同道ノ請狀致サレヨト云フ。扱金子ヲ請取、自分ノ判ニテ請取ニ判ヲスヘ、大頭へ渡シ、暇可申トテ早々屋敷へ歸リテ家老共ヲ呼、此間金子不調ノ由申ニ付、先十四兩借用シタリトテ渡サレケル。家老モ何方ニテ才覺セラレシカト大ニ怪ケル。明レハ松平肥前守殿手廻リノ頭ハ、押付來ルヘシト今カ

々ト支度ヲ相待ケレモ見ヘ不來。兎角スル内ニ早ヤ晝時分ニモ成ケレハ、大頭モ案シ、若僞リナルカトテ書付置ケル請人人主トコロ淺草何町ハ人ヲ遣シヌ。扱請人ノ名ヲ尋ルニ、左様ノ者ハ此邊ニ無之由申ニ付、終ニ尋アタラス歸、右段々申ケレハ、大頭モ大ニ驚キ、扱ハカタリ者ニ疑ヒナシ、扱々无念ナルコトテ、金子渡タルコトヲ後悔シヌ。三月朔日、月次ノ登城日ナレハ、彼男何方ヘソ有付テ出ル事モ有ルヘシトテ、大頭櫻田ノ御門ニ人ヲ付タルニ、其日水野十郎左衛門殿新シキ衣服ヲ着シ、馬ニ打乗、其長六尺計ノ先供ヲ召連、其外近習ノ侍數多前後左右ニ歩セテ、其體美々布登城有ル。兩所ニ付置タル者モ是ヲ見テ、扱モ此間ノ鎗持奉公ニ來リシ男ニ少シモ不違ト申モ、先供大勢召連、馬ニ乘玉ヒシハ、中々卒爾ニ物云コトモナラス、扱々世間ニハ能似タル者モ有ケルヨトテ止ミヌ。彼金子ハ十郎左衛門殿後ニ返サレケルト也。又或時男立ノ仲間寄合、咄シノ次テニ十郎左衛門殿被申ケルハ、我門前ヲ毎朝ニ通ル醫者アリ、渠ヲ呼込テ難義サスヘシト有ケレハ、何淺然ルヘシトテ、則十郎左衛門殿ヲ病人ニナシ、男立ノ仲間五六人枕元ヲ取廻シ、十郎左衛門殿ノ門前ニ夜ノ中ヨリ人ヲ付テ今カタト相待ケ

ル。爰島田ト庵トテ、イツモ出掛ニ十郎左衛門殿ノ門前ヲ通ケルカ、今朝モ例ノコトク早朝ニ水野ノ門前へ行カ、リケル處ニ、件ノ付置ケル家來モト庵カ乗物ノ側へ行テ申ケルハ、我等義水野十郎左衛門家來ニテ候カ、主人此間以ノ外相煩、存命限リニ相見ル故、御通リヲ相待、容體御目ニ掛度ヨシ、主人モ被申候、チヨト御立寄可被下トテ、ト庵ヲ乗物ヨリ下シ、无理ニ手ヲ取リテ門内ヘ引入ケル。ト庵モ是非ナク座布ヘ通リテ見レハ、病人ト覺シクテ十郎左衛門殿釣瓶繩ニテ鉢卷シ、廣袖ノ小夜具着様成物ヲ着シ、木綿ノ大夜着ニヨリ掛リ、三尺計リノ脇指ヲ横タヘ、劣ラヌ曲者五六人ヲ左右ニ備ヘテ、サモ恐ロシキ有様ナリ。ト庵モ大ニ恐怖シテ、漸々座布ニ進ミケル。水野殿被申ケルハ、坊主隙モ有ル間布ニ、能ク見廻過分也、脈ヲ見テ玉ハレトテ腕ヲ出サレケレハ、ト庵モ氣味ワルナカラ立寄脈ヲ見テ、是ハ當分ノ事ニ候間、追付御快氣有ヘシ、私ハ急キ申病人有之候、重ネテ御見廻可申ト座ヲ立ントスルヲ、十郎左衛門坊主先待候ヘ、定テ朝飯前ナルヘシ、ソレ家來共朝飯ヲ喰ハセヨト有ケレハ、兼テ用意シケルト見テ畏ルトテ大成食椀ニ黒米ノ飯ヲ山盛ニシ、菜ニハ赤鯛ノ大キ成ヲ六ツ七ツ焼折敷ニ

載セ、糖味噌汁ヲ添テ出ケル。ト庵大ニ興サメテ、私宅ニテ只今認メ仕リタル由申ケレモ聞入ス。是非ニ參レト責ラレケル。若食セスンハ何かナル憂目ニカ逢ハント思ヒ、漸々一盃食シケル。給仕ノ者食御替ヘ候ヘトテ、無理ニ又山盛ニシケル。ト庵難義シケレモ時宜成カタク、二盃メヲモ無理ニ食シケル。五六人ノ溢者モ坊主今一盃マイレト云フ。ト庵答テ御馳走ユヘニ二盃迄下サレ候。此上ハマツ平御鉢御免候ヘト云フ。十郎左衛門打笑、坊主ハコノ外小食之、サラハ藥ヲ玉ハリ候ヘ、夫々家來モ升ヲ持來レト宣ヒケレハ、御藥ハ宿ヨリ進スヘシトテ早々座ヲ立テ大汗ヲカキ、ハウ々歸リテ、又是ヨリト庵終ニ水野殿門前ヲハ通ラサリシト之。ケ様ノ事モ類ヲ不知終ニ不行跡ノ段々上聞ニ達シ、松平阿波守光隆ヘ御預トナラレシカ、程ナク阿波守宅ニテ切腹被仰付ケリ。御預ノコ仰渡サル、日評定所ヘ出ラレケルニ、頭ハ禿ノ如クニ、衣類ハ膝下ヘ漸々届ケリ。其上ヘ羽織ニ裏付ノ袴計リ着サレタリケレハ、其日出席ノ御老中ヲ初諸役人は見テ、我折ラレケルト也。十郎左衛門殿死後何者ヤラン水野ニ代リテ、氣ノ詰ル婆婆ニ中々居タクナヒ地獄ノ底ヘ所替セン

落スナラ地獄ノ釜ヲツンヌイテ阿ホウ羅セツニ損ヲサスヘイ

焔魔トノ御鬚ノチリヲ取申ス通シ玉ヘヤ極樂淨土

又十郎左衛門切服シ玉ヘル心ヲ、

風ノ前ノ灯ナレヤ十郎左カ消タヨ水野阿波ノ屋布テ

此水野十郎左衛門ハ、水野右衛門大夫忠政ノ孫ナレハ、尤御由緒モ有ト云ヘモ、日比ノ不行跡積リテ斯切腹シ玉ヒシコソウタケレ。

按ルニ、水野十郎左衛門屋敷ハ表二番町ニテ、當時三田宇右衛門屋敷之由。

宇右衛門屋敷ハ心法寺ノ脇向成瀬隼人正ニ隣シ高藪ノ有屋敷之。其比

方高藪アリ、此高藪ノ内ヨリ通リノ人ヲ鎗ニテ突ケルト云。俳諧師桃井山夕話。

及聞秘録

○寛文十一年ノ條。
一、先年水野十郎左衛門山中源左衛門とて御旗本ニある名高キ奴子也。右源左衛門ハ大御番ニテ武州之府中其身在所故、於彼地切腹被仰付。十郎左衛門義ハ、評定所ヘ被召寄、日來之不行跡を被仰渡之、松平阿波守ヘ御預ケ、其後追付生害被仰付之。

談海

水野氏の事

水野十郎左衛門、白柄組の長本高祿千五百石〇三千石誤敷給はりし強勢の溢者にて、小身の御家人にても、男を立し武士は朝夕出入す。爰に御先手同心に小山田彌市と云者有り。牛込に同じ同心に小川五郎兵衛と云者有り。娘一人持しが、器量百人に勝れける。彌市見て、達て望けるに、親五郎兵衛も彌市が強勢を恐れて、成程我等承知いたしゆへども、女共一家へも兼て奉公の世話を頼置ゆ、一通り通達いたし、御返事可仕との挨拶にて彌市をかへしける。其跡にて一家打寄て、兎角六ヶ敷と、御城へ御奉公に出しゆが宜敷とて、御年寄に縁を求めて、部屋子のやうに遣しける。彌市もさのみ達て望みもせず、月日を送りける。半年程過て、嚴有院様の御目に留りて、御部屋と成る。親五郎兵衛も千石餘被下置。然る處に去る夜寄合四方山の席にて、小川五郎兵衛は仕合者也、能娘をもち被召出、彌市を聳にとらば元の五郎兵衛成べしと云。水野聞て、夫は日外の咄しに彌市申されし娘か、然らば彌市は身が屋敷へ向後出入は無用と、苦がく敷申。彌市不興して其座を立、直に小川五郎兵衛宅に行き、玄關へ上り、侍取次に、小山田彌市御見舞申、少し

御意得度筋御座ゆ、御對面可仕と申入る。五郎兵衛何心なく立出て、扱々久々にて御意得申ゆ、御物語りも御座ゆ哉と申を、彌市物語とは是よと抜打に五郎兵衛を左より袈裟に打放し押へて首を取り、引提て門の外へ欠出す。家來驚き、あれくといふ内、二三町過行ぬ。一家とも打寄て御城へ申遣す。彌市は直に水野屋敷へ欠込、座敷へ通り、皆々未咄し最中に、右の五郎兵衛が首を提げ出す。坐中の人々、水野を始め、是は男也と譽興して、各々私宅へ歸りける。扱五郎兵衛娘のなげき大方ならず、段々上聞に達しければ、彌市を尋出し申すべき由、頭へ被仰付隈ふく尋しに行方知れず。此上はとて、彌市が人相書をして國々浦々迄さがしけるに、年月を経ても見へず。再三の人相廻りけれ共見へず。或時屋形船の内に彌市の様の者見へしと注進故、涼船吟味有、虎一といふ舟にて召捕る。彌市四十年過し故、少々心ゆるみて涼みに出でぬ。天運の程ぞ淺ましき也。同船せし侍何もとらへて牢舎す。拷問せしが屋敷を申さず、まかし水野が、おもだかの紋付、餘の紋と違ひ格別大きにして十郎左衛門殿着用とは推量もする。彌市は科の品を顯はさずして、はりつけに掛る。水野家も彌市をかくなひし譯なく、身持不行跡の

儀に依て、板倉家へ御預け、切腹被仰付、知行被召上、屋敷も御取上ゲ。是は彌市に掛り御詮議有ど、歴々の御旗本衆多く難儀を思召て、水野殿迄にて仕舞ぬ。屋形船は此節大川口橋ふきゆへ大船にして、虎一はたけ貳拾六間あり。船頭十八人乗り。此砌屋形船御停止也。其後小家形となる。又座敷船江戸中百艘と限る事は、寶永中江島殿一件の砌に定る。右五郎兵衛娘は、名をおでんと申て、徳松君御母也。後は三ノ丸様とて、八十歳餘にて御逝去ある。代々御大切に被遊ひ、殊更御慈悲深く、御上の思召も宜敷也。大御所様一しほ御いたはりのよし。

——江戸真砂六十帖

水野十郎左衛門 初名忠定、後成之。高五千石。○三千石誤歟。松平淡路守婿寛文四辰年三月廿七日松平河州邸に於て切腹。歳五十二。芝三田聖坂功運寺に葬る。

——名人忌辰錄

服部元喬ノ俠客刀歌、或ハ成之ヲ歌フ者ニ非サル歟。

俠客刀歌

明曆中、朝士某勇悍、用大俠聞。卒亦以陰賊賜死。有人藏其佩刀。烏石生攜至。時適客滿。酒酣乃傳觀之。雄偉非常。重數十斤。自鐵銅具。使人竦然。裝作

小刀、其大可知。座客恍慨、頗作髮衝之氣。因下酒數斗、相與作歌。

俠客遺風有此刀。鐵鑲挂、隨何麤豪。心俱剛鐵、不受屈。片身有侵如拔毛。此刀雄壯真可倚。邑屋誰得箕踞視。五陵紛紛飲博徒。結徒相競、匹頼子。嘻、笑感慨杯酒間。未及相讐、人即死。擲出淋漓、髑髏血。酒血膾肝、酣未竭。剽攻椎埋、何足誇。自謂一刀任千截。天地一時何不仁。憶此今日泣鬼神。試發鮫函、閃電出。裂眦驚看滿座人。何物俠雄夜含刃。冤魂凝結骨如韃。鏢邊一缺、今見存。血漕羶痕、猶可認。生死彼此已成灰。猶幸此刀收威震。

——南郭文集

高木仁左衛門 及聞秘錄ニ左ノ如ク見ユ。

高木善宗兄弟流罪

附、阿部豊後守忠秋賢慮之哀

寛永年中御湯殿坊主ヲ勤メケル高木善宗ト云者有ケルカ、大ナル過チ有テ流罪ニ行ハレケル。其故ハ、其比將軍家御鷹野スカセラレ、毎度方々へ成ラセラレケル。或時還御、御夏ノコナリシニ、御汗甚タ出ケル。御行水ヲ急キ玉フ。此日高木善宗當番也ケレハ、急カセ玉フニ駭キテ、湯ヲ其儘持來リ御カ、リ湯ト有ケル時、カノ熱湯御身ニサツト掛ケレハ、公大ニ驚カセ玉フ。

近習衆大ニ驚キ、藥ヲ醫者ヨト騷動スルコト不斜。其中ニ御白藥煎湯ヲ差上ル。公甚怒ラセ玉ヒテ、阿部豊後守忠秋ヲ召サレ、高木善宗一族共ニ死罪ニ行フヘシト被仰付。豊後守畏テ御前ヲ立、高木善宗第六郎左衛門御臺所人押籠置ケル。扱翌日御機嫌モ直ラセ玉フトキ、豊後守御前へ出、昨日高木善宗ノ御機嫌ニ恐レ上意ヲ失念仕候、如何可申付カト伺申上ラレケル。時ニ公暫ラク有テ遠島ヘト被仰ル。豊後守畏テ御前ヲ立、扱高木善宗第六郎左衛門兩人八丈島ヘ流シケルト也。世人忠秋ノ仁心ヲ感シケルト也。儲善宗兄弟八丈嶋ニ住ケルニ、善宗一人ノ男子ヲ儲タリ。其名ヲ高木仁左衛門ト云ケル。渠ハ八丈ノ嶋ヲ出テ江戸ニ來ケルカ、元來カ強ク心早キ者ナリシニ、其比江戸ニテハヤリケル男立ヲ見習ヒ、能キコト思ヒ、方々ト男立ヲシテ走ケル。有時池ノ端ニ至リタルニ、御旗本衆兩人鏝見セヘ上リ、内へ入テ鏝ナト取出サセ見テ答ラレケル。カノ御旗本衆ノ召連シ小坊主ハ、見セヘ出テ往還ヲ見テ居タリケルニ、高木仁左衛門是ヲ見テ、彼小坊主ノ頭へ小便ヲシタ、カ仕掛ケレハ、御旗本衆是ヲ見テ作法成振廻カナトテ、刀ヲ取テ出ラレケレハ、小坊主ハ駭キ逃走ル。仁左衛門笑ヒ、扱モ能小便壺カナ

ト云テ過行キケル。御旗本衆追出ラレケレハ、鏝屋ノ亭主兩人取付留ケルハ、渠ハ高木仁左衛門ト申ス男立ニテ、蟲同前ノ者ニテ候、御相手ニハ九牛ノ一毛ニテモ御座ナク候、私御訴訟申上候間、御免被下候ヘト、種々詫言シケル故、兩人衆モ堪忍セラレシト也。又上野寛永寺花盛ノ時分、仁左衛門行テ見ケルカ、其繁榮ナルコト言葉ニモ述カタシ。色々ノ幕ヲ打廻シ、辨當打散シ、舞ツ諷ツ游興ヲ催シ、何レヲ見ニモ仇ナルハナシ。然ルニ高木仁左衛門二尺五寸ノ大脇差ヲ拔テ打振ツテ一ツノ幕ノ内へ切テ入ル。思ヒ掛ナキコトナレハ、ナシカハ有ヘキ、驚破狼籍ヨト云程コソアレ、上ヲ下ニ逃走ル。其騷動云フ計ナシ。此間ニ仁左衛門ハ扱居タル者ト思ヒノ儘ニ追拂ヒ、夫ヨリ車坂ヘ下リ、直ニ三谷村新吉原ヘ急キケル。右ノ騷動故上野ノ内ニ幕打タリシ者ト是ヲ見テ、手毎ニ茶辨當ヲ仕廻、幕ヲ納メ、我先ニト逃ケルカ、早日モ入テ闇夜トナル。爰ニ水野十郎左衛門ハ、日比高木ニ鹽ヲ付ラレ口惜ク思レケレハ、同意ノ者ヲ語ラヒ、仁左衛門カ今霄三谷ヘ行シコト知リケルニカ、土手ノ下ニ待伏メ居ケル處ニ、仁左衛門ハ何ノ心モ付ス、東叡山ニテ大勢ノ人ヲ追散シ、心地ヨシトテ高笑ヒメ土手ヘ掛リケルニ、兼テ

待受シコナレハ、土手脇ヨリ三十人計欠出、鎗長刀手毎ニ持、仁左衛門ニ突テ掛ル。高木モ心得タリト二尺五寸脇差ニテ防キケレモ、大勢ニ不叶ノ少シ弱リケル處ヲ、鎗五六本ニテ高木ヲ突殺シ、夫ヨリ水野ハシスマシタリト思ヒ々々退キタリ。此時高木善宗カ子孫ハ絶ヘケルト聞ヘシ。

幡隨長兵衛 左ノ如ク傳フ。

一、同年^{三〇}明曆^{三年} 万隨長兵衛ト申浪人、水野十兵衛殿ニ參り慮外ニ及ハ由、切殺被申奉行所に被達、其通ニ相濟ハ由。

右其頃六方と申て男達之者所々ニ有之、長兵衛町六方の頭取いとしハ者也。

承寛襟録

廿九日^七月^〇明曆^{三年} 此十八日、寄合水野十郎左衛門成之のもとに、俠客幡隨長兵衛といへるもの來り、強て花街誘引せんとす。十郎左衛門けふはさがたき故障ありとて辭しければ、長兵衛大に怒り、そはをのれか勇に恐怖せられしならんとて、種々罵り、不禮をふるまひしかば、十郎左衛門も怒りにたえず、討すて、其よし町奉行のもとに告しかば、奉行より老臣にうたへしに、長兵衛處士の事なれば、そのまゝたるへきむね、老臣より令せられ

しとぞ。

——嚴有院殿御實紀

古幡隨院奇妙

附、幡隨院長兵衛男立之事

寛永年中武江芝三縁山増上寺ノ所化ニ幡隨和尚ト云人有リ。此僧博學多才ノ、勿論佛ヲ深ク信シ、明算彌陀ノ六字ヲ不忘、正直ニシテ僞ナク、衆人ヲサトシ、欲ヲ離レ、出家ノ作法ヲ崩サス。晝夜念佛抄經ニ眼ヲ晒サレケレハ、皆人幡隨院和尚コソ誠ノ出家ナリト譽ケルカ、段々ニ出世シテ、増上寺ノ役者トナラレケル。其頃將軍家甚幡隨院和尚ヲ御崇敬有テ、下谷高德寺前ニ一寺ヲ建立有テ、幡隨ト名付玉フ。此僧德儀有ニ依テ也。様々奇瑞凡有。其故ハ幡隨院御建立ノ節、色々ノ職人來テ其役々ヲ勤ケル中ニ、鐘ヲ鑄ルトテ鑄物師如何シタリケル火ノ中ヘ入テ死ス。其妻子大ニ歎キ悲ミケル。幡隨其妻子ニ被申ケルハ、渠カ燒死タルコトハ前世ノ約束ナレハ、必以テ歎クヘカラス。我渠カ跡ヲ懇ニ吊ヒ取ラスハシ、渠カ成佛シタル印ニハ、石塔ニ雨降テモ濡ルコトナク常ニ乾クヘシ、是ヲ印ニ渠カ成佛シタリト思フヘシト宣ヒ、鑄物師カ菩提ヲ念比ニ吊ヒ、石塔ヲ立ラレケルニ、雨降ニモ濡ルコト

ナシ。今ニ幡隨院ノ内ニ雨除ノ石塔ト名付今ニ有リ。又或時何クモナク女性一人來リ血脈ヲ玉ハリ候ヘト云。幡隨院和尚對面シ玉ヒ、安キヲ之、乍去其方常ノ人間ニ非ス、名乘リ玉ヘト有ケレハ、彼女答テ、成程我ハ常ノ人間ニ非ス龍女ナリ、和尚ノ德儀有リヲ尊ヒ來レリ、血脈ヲ玉ハリ候ヘト云。幡隨院即血脈ヲ與ヘ、且十念ヲモ授ケ玉フ。龍女大ニ悦ヒ、此御禮ニハ水ヲ進スヘシ、井ヲ堀ラセ玉ヘトテ、何地モナク出去リ、又即教ニマカセ井ヲ堀セケルニ、清水湧キ出ルヲ如何ナル大乾ニモ満水セリ。今ニ龍神ノ井トテ幡隨院ニアリ。又一トセ肥前國島原ニ於テ切支丹ノ宗門發向シ、天草島原ノ百姓モ徒黨ノ松倉豊後守寺澤志摩守等ノ城ヲ攻落シ、猛威ヲ震ヒケレハ、討手ノ大名數多被遣ケル。依之一揆ノ奴原ハ島原ヘ籠城ス。扱殿中ニテ一揆退治ノ御詮議區々成シカ、今度徒黨ハ元宗門ヨリ發スルヲナレハ、郷民モヲ少シナリモ邪宗ヲ翻シ籠城ノ人數少シナリモ滅シテ味方ノ攻ルニ心安ナルヘシトテ、即幡隨院ヲ島原ヘ被遣ケル。幡隨院彼地ニ至リ其利ヲ解、郷民モ進メ玉ヒケレモ、中々承引セス。此故幡隨和尚奇妙ヲ見ント被思ケルニヤ、汝等我云フヲ僞ト思フナラハ、今其證據ヲミスヘシ、先何レモ

和キテ十念ヲ請テ見ヨト宣ヒケレハ、郷民モ然ラハ例シテ十念ヲ請テ見申サント云。幡隨目ヲ塞キ念佛二三遍唱ヘ玉フ處ニ、口ノ中ヨリ三尊ノ彌陀如來出現シ玉ヒ、其光カ、ヤク事甚シカリケレハ、郷民モ大ニ恐レ敬キ、ソレヨリ多邪宗ヲヒルカヘシケルト之。是等ノ奇妙多カリケリ。カノ寺十八檀林ノ内ニノ高位也。迂化シ玉ヒテモ猶此寺ノ守リノ様ニ奇瑞モ有ケルト之。右幡隨和尚ノ弟ニ長兵衛ト云フ者有。渠ハ舍兄トハ違ヒ、佛道嫌ヒニテ、其頃時莊ケル男立ヲ好ミ、幡隨ノ弟ナレハトテ、自ラ幡隨長兵衛ト名乘リケルカ、常ノ人ニ越ヘ早業剛強ノ者ナリケレハ、渠ニ肩ヲ並フル者ナシ。是故ニ一人方々ト走り廻リ、喧嘩ノ基ヲ拵ヘケル。爰ニ水野十郎左衛門ハ、惡所ニテ幡隨長兵衛ニ出合ケレハ、兼テ兩方聞及、時節ヲ待テ出會度折フシ成リケル故、直ニ例ノ男立ヲ出シケルニ、長兵衛元來大力早業ノ者ナレハ、十郎左衛門散々長兵衛ニシツケラレ立服甚シカリケルカ、渠カ剛強ニ恐レ喧嘩ニモセス、重テ時節ヲ待テ長兵衛ニ此返報ヲ知セント思ヒ、其後ハ方便ニ十郎左衛門長兵衛ヲ懇ニセラレケレハ、長兵衛方便トハ不知大ニ悦ヒ、十郎左衛門コソ我手ノ下ニ付タルト仲ケ間ノ男立ニモ自慢シ

ケルト之。十郎左衛門ハ飽迄長兵衛ニ方便ヲシ濟シ、有時長兵衛ニ參會ノ節、何日ニハ用事モ先クハ手前へ參ラレ候へ、緩々ト咄シ申サント有ケレハ、長兵衛何心ナク成程伺公致スヘシト申ケル。十郎左衛門仕濟シタリト用意ヲナシテ待タリケル處ニ、約束ノ日ニモ成リヌレハ、長兵衛十郎左衛門ノ許へ來リケル。取次ノ士案内ノ是ヨリ御入候ヘトテ路次ノ戸ヲ開キケレハ、今死スルコトハ夢ニモ不知、路次ノ内へ入ケレハ其儘戸ヲ立、十郎左衛門ニ斯ト云。十郎左衛門大庭ニ出向ヒ、如何ニ長兵衛、日頃ノ意趣覺へタルカト云テ、二尺六寸ノ脇指ヲ抜テ切テ掛リ玉フ。長兵衛モ心得タリト抜合セケル處ニ、兼テ相圖ヲ定タルコトナレハ、十郎左衛門ノ若侍モ鎗長刀ヲ持來リ、長兵衛ヲ取卷テ突立切立ケル程ニ、鬼神ト云ハレシ長兵衛モ、多勢ニ不叶終ニ討レケルト之。權者ノ弟ニモケ様ナル惡人アリテ横死ヲシケルコソ無慙ナレ。長兵衛ヲハ十郎左衛門屋敷ノ内へ埋ミ、隨分隠シケレテ、世間へ此ヲ隠レナク、十郎左衛門ニハ似合サル仕形ナリト皆人評判シケルトカヤ。

及聞秘録

幡隨意院長兵衛 本姓塚本氏、慶安三寅年四月十三日歿す。歳三十六。下谷

北寺町源空寺に葬る。

名人忌辰録

此外男達ニ關スル所傳少ナカラズ。中ニハ世俗ノ浮傳ヲ混シタルモ之有リ。

男達の名あらましゑるす

唐犬組 唐犬組 いくひ甚兵衛 小八郎兵衛 手こなひ庄九郎 小歌うたひ小ぶり八郎

兵衛 長崎つうじの子なり。

右四人、日本橋にてさらしものにあひ。四人ともしろむく黒羽二重定紋付着いたし、御仕置にまかりなり。

唐犬與兵衛 後門 唐犬三左衛門 唐犬組 あせう庄左衛門 五郎次五郎左衛門

ぬいはくや平吉

右五人、ぶなん、病死す。

淺草組 淺草組 さる八兵衛 さる源五兵衛 さる安左衛門 是は越後守殿へかゝへられ、御せいはいになる。 めく

ぼ傳兵衛

右五人あさくささるぐみなり。

和泉長太夫 和泉太夫、そうれう。

木挽町芝居にて人を切殺、御仕置にあいなる。

辻切になりたるものゝぶん

鍛治半兵衛揚町にてけんわいこぶ市右衛門松五郎父あふぎ屋與平

次 くそつぼ五郎右衛門 佛師庄九郎 紙衣市郎兵衛 赤銅藤兵衛

右のぶん、辻切にあいひ。

毘五左衛門 五左衛門は、關東浪人にて、中村勘三郎芝居に居けるが、そのご土井能登守家臣となり、ゆへありていとまをとり、また浪人になる。

寺西彌介後入道して閑心、大西閑心といふ。大西閑心がかたな古河輝義の作、あら身にてかたふの目方二貫五百目、わざし一貫五百目あり。大力なり。

深見十左衛門 深見十左衛門は藤堂大學頭浪人、入道して自休といふ。さきごろ喧嘩とらどりにて、隱岐國へ遠島、後年御しやめん歸國して、八十餘歳まで存命。

白輿三左衛門赤坂氷川に住す。三左衛門はあさくさたんぼにて兄の敵に出あい、

吉田兄弟をかへり討になす。

生不動與兵衛 與兵衛は津田平太夫といふものにていこんありて、平太夫を切害す。

荒紙十兵衛 十兵衛は長歌の名人にて、後年肥後の大樹へめしかゝえらるゝ。

やはたぶろの五郎兵衛 五郎兵衛はのちに玄朴ともふす醫者にふりひ。だん／＼男達いたし、江戸をさり、赤坂の相宿の亭主をきりころし、越後へにげ喜庵と申し、後また江戸へきたる。

されの彌兵衛くびまげ彌兵衛といふ。しみけん小左衛門みげんつばや兵左衛門大いたづらもの、右のうできずだらけ、すた次郎兵衛 ことの十郎父だん十郎、つらのとちき六左衛門浪人黒法師赤坂山伏なり。おとがひ

勘兵衛浪人ひたい次郎 あほう惣左衛門むるいがつほう利左衛門 たにの武衛 今井源吉

右のぶんはれき／＼すじよき男なり。

丹波太夫 きんしん長五郎神田すた町ひしの久八道心して、觀音坊といふ。なか橋まき町 赤坂氷川

き傳兵衛 そうけい三右衛門 二王市兵衛麴町一はたし八郎兵衛麴町

しき傳兵衛木挽町荒五郎茂兵衛さかい町やつこ治兵衛深川住。三男三左衛門こ

つきび町 つこ七兵衛 はやおけ十右衛門 いつとき長兵衛 半時九郎兵衛 も

みうら安兵衛 手でうの半兵衛 本郷六兵衛 ときや屋永閑 たゞ勘
 右衛門 大こく半兵衛介をきりこるす藤 おさる太左衛門 できぼし甚五
 兵衛寫繪師にて、吉市ケ谷かねわか三右衛門 本郷御茶水 大佛師庄左衛門 むかふぐさ市
 郎兵衛 さる市兵衛 みねわき惣市 赤坂 あこふく利兵衛後に名つく はな
 ふさ 一時清兵衛 のら三十郎仙臺もの奎右衛門といふ者 ふとの藤兵衛 とゞの伊
 兵衛のちに東庵と申 かみふり市右衛門かざり 山野三四郎 上冊吉兵
 衛 うでの庄次郎ひたいに悪の字金印あり。渡 せんだい四郎兵衛日本と
 申小網町に天神三四郎大疵あり いきつき與左衛門 はば七郎兵衛
 はすつば吉兵衛 さいごう久兵衛 くわどう長右衛門 くわどう五郎
 右衛門 やりや金右衛門 まきや市十郎 だるま小左衛門 だるま伊
 右衛門 だるま小右衛門兄弟 兩がへ五郎兵衛 あいつ五右衛門 し
 ぶかみ半左衛門 あぶらや六之介半左衛門 あと見ず五兵衛 あつみ七
 左衛門 彌兵衛七左衛門弟。後に ときや瀬兵衛 かわや角左衛門 大み
 や善兵衛 市郎兵衛善兵衛 唐人五郎右衛門 小うで利左衛門 まざ
 る庄次郎 もち嘉兵衛 すねはや平右衛門 おくわんが治兵衛 みか

ん庄兵衛 みかん五郎兵衛 くじら伊兵衛 竹馬三右衛門 おそまき
 重兵衛團十郎お 大行院 あけ足次郎左衛門 わら屋の次郎 おとゝ次
 郎次郎 野出野片岡喜三郎 けげの庄左衛門浪 まむし十郎左衛門 こ
 ぶの長三 たらの六兵衛 乙丸清二 金時半兵衛 みゝの半七 木戸
 與五右衛門 かしわや左五郎 ぬつくり四郎兵衛 古着左次兵衛 が
 めぼう平右衛門 きめん八郎左衛門 よこの利兵衛 はげの四郎兵衛
 しろづか作右衛門 まゑ髪傳三 いとびん庄右衛門 そうく小兵衛
 馬道具屋久兵衛 やぐら八郎兵衛 大渡し八郎右衛門 あわの庄左衛
 門のち舟橋長兵衛と申、陸奥頭臺所頭となる 小ざらし佐兵衛浪 はたり八兵衛 とらざる五
 郎作 米つき十兵衛 かんばん喜兵衛 うまの庄兵衛 らつひ半左衛
 門後甚八 ねこの金兵衛 こん屋三右衛門熊谷のなり も くつら與左衛門
 まめかに伊兵衛 めつきの利兵衛

田中十郎右衛門 この十郎右衛門は百助ともふし若衆よき男なり。松平
 相模守殿にて友嘉ともふし、今まかりある大男達、長わきざしをさしたび
 く喧嘩さおひ、人形つかひ三郎兵衛ともふすものと大げんくわをいた

しひ。

武士男達の部

岡屋孫兵衛 ふだん口もとまでの頭巾、夏冬なしにかぶる、頭に大疵にて
見ぐるしくしひにつき、頭巾かぶりどふし、異名十夜ともふしひ。八丁堀與力
に岡屋名字あり、一家なり。

鈴木石心 異名をせかいぼうともふしひ。御臺所がしら鈴木八郎兵衛嘉
左衛門弟。一生男達ふり。大のいたづらもの。

小また堀又右衛門 浪人の身として、新吉原三浦屋法順かゝるの山の井
といふ太夫を、あげや久右衛門かたにて、正月中しまひ、歸るさに正月四日大
門口にて大勢まちらうけてきりころさるゝ。相手まれず。

鶺鴒飼新助 よき男なり。吉原土手にて大喧嘩なにごとふく、ちりやく院お
いのかたに住す。後にめし出され、すへもの切十左衛門ともふし、御火の番
勤申し。

三浦小次郎 よしや組の頭なり。されどももふしぶんたちて浪人いたさ
れ、孫右衛門ともふし、病死す。

横井孫太左衛門 御先手よしや組、
異名五夜といふ。

平林十郎左衛門 よしや組。御せい
ばいに相なりひ。

相馬小次郎 よしや組、大上戸、酒のさかふにたばこくらい給ふなり。

富士太郎兵衛 大どもりゆへ、ひきこみうちからといふ、さいこうにて人
きりころし、我も死す。

小林次郎兵衛 よしや組。三谷の土手にてけんくわしてにげゆへ、これ
は小林ともふし、御せいばいにふりぬ。

高木仁左衛門 よしや組。大小つかがしらに、おけそこともふすこしらゑ
いたし、ふだん鐵の棒をつく。土手にてけんくわして死す。

柴山彌惣左衛門 大小の神祇組のかしら。がんき染のもみうらにてふだ
んありく。六方組。せいばいになる。

岩間八兵衛 はたもとにて大ばくちうち。浅草袋町に住す。ふだん武士町
人あつまり、ばくちうたせ、御せんぎのうへ、御しおきになる。

平岡八 甲州御代官のおとゝなり、法華宗善立寺のおいなり、異名をめう
はちといふ。

中川八郎左衛門 女郎をうけ出し公儀の御金を四萬兩餘ひきおひす。よつて青山下野守殿へ御あづけ、父子ともに御せいばいになる。

梶川甚五左衛門 よし原ぐるいばくゑきいたしゆにつき、伊豆大島へ遠島、後年御しやめん、岡利さとあらたむ。

くものたゑま 松平越前守殿すもうとり。大六方組。吉原にてころさるゝ。齋田仁左衛門 松平越中守殿浪人もの。無法つかひなり。

須原六左衛門 大橋流の手かき。男ぶりおかしく、狂言にもまねるよし。六之丞 浪人もの。つらのうちに大疵あり、繪のぜうず。天氣よきにもげた

をはき申ゆへ、げた浪人ともふしゆ。神田かはまさ七郎兵衛 六法組。ばくちうち。後に鶴姫様御臺所がしらを勤む。

伊藤左太夫 浪人もの。りうじふじのこん元。角町の松風といふ女郎を女房にす。

小川庄左衛門 伊藤道喜子道六と申。六法組。吉原ぐるいばかりいたし、勘當うけ、げんぞくつかまつり、かりがね屋のおふうともふすを女房にいた

しゆ。五十嵐平助 ばくちうち、御追放になり、後御めん、又兵衛と申、かくれなき浪人なり。

友野伊兵衛 のちに彌五右衛門と申ゆ。佐々木分清 公儀御目醫者。大六法組もの。

下坂市郎兵衛 刀鍛冶。大六法組もの。されとも一生無難。前場久三郎 六法組もの。さみせん名人なり。

赤井半右衛門 よしや組。大ばくちうち。吉原にて小笠原十左衛門と大げんくわあり。

河村十兵衛 異名をたるま十兵衛といふ。小山治兵衛かたにも久しくおきゆ。その後竹之丞幼年につき、こう見つかまつり、本町に十二屋ともふす

吳服屋。竹之丞金元いたしゆ。白山一學 富永傳右衛門 山嵐三左衛門 ちご七兵衛 人切善兵衛

これみな六法組なり。大久保彦六 大小神祇組なり。後年下女藤か死靈にとりころさるゝ。

市街恢弘時代

水野十郎左衛門 大小神祇組。幡隨院長兵衛に意恨あつて、たばかりころしぬ。長兵衛子分ども十郎左衛門殿を吉原の土手にてさいなまれ、屋敷歸り、御しおきになりぬ。

幡隨院長兵衛下谷幡隨院境内に住す。 六法組。よき男なり。花房大膳殿もの。浪人して

みじかきあい口に大刀さし、名高き男達なり。寛文五己巳年より十八年の間男達をし、一度もひけを取らざるところ、水野十郎左衛門いこんあるゆへよびよせ、いろ／＼ちそういたし、大酒いたさせ、こゝろをゆるさせ、大勢にて切ころしぬ。時に天和二壬戌年のことなり。長兵衛三十六歳にて、水野がために横死す。

唐犬權兵衛下谷金杉町住居す。 六法組。ひたい大きくぬきあげ、風流男ゆへ、そのこ

ろ權兵衛がひたいをまねて、唐犬びたいといふ。略。中

天和元辛酉年三月、牛込御もんだ御番所むかふ角屋敷大久保彦六とて、御書院ばんあいつとめる。男達じんぎくみのふかまゆへ、水野十郎左衛門殿とは、べつして懇意なり。まかるに彦六方にて、當年三月半下女をめしかゝゑらるゝ。生國相州藤澤にて、年十九歳、名をふじともふし、花いろの袷に梅

の花ちらし著しぬれとも、一體きりやうよく、江戸にもまれなるうつくしき生なり。藤生國藤澤に、二世といひかわしたる辰五郎といふ男あり。まかることをまらずして、主人彦六は藤にはふはたれんぼして、いろ／＼といへとも、貞女をたてゝしたがはず。あるとき彦六、我こひのかあわぬ意趣に、南京の皿十まいありしを、そのうち一まいかくしおき、その皿をせんぎするとして、早朝より夜の八つ時まで藤を我そばにひきつけ、みぎのさらをかぞゑさす。一つ二つ三つ四つ五つ六つ七つ八つ九つ、一枚たらぬとまたはじめ、一枚より九枚まで、終日終夜くりかゑし／＼かぞへさせける。彦六もたいくつして居ねむりける。藤はうつ／＼ながらも、一つ二つ三つとかぞゑながら臺どころへいで、井戸のもとまで一つ二つ三つとかぞへふがら、井戸へとびこみ死たりける。夜明て死骸を人主請人牛込白銀町彌兵衛かたへ亂心にうたがひなしとて、ひきわたしぬ。まかるところその夜八つ時ごろ、人しづまるといなや、家ふりしだいだし、戸障子ひゞきわたり、物すごきとかがざりふし。井戸はじきにうめたれども、そのへんよりこゑかすかに、一つ二つ三つ九つ、一枚たらぬ、あらかなしやとふいてきたる。家内の男女、死

入こゝちにてのぞき見れば、藤がゆうれいな。彦六は不敵なるものゆへ、すこしもおそれず、めしつかひの男女家中の妻子ども、三日たゞざるうちにこと／＼にけさりける。彦六一人にあいな。りじしん飯たくよりほかなし。諸親類ふつうなり、はふはだ難義のていなれば、ぜひなく水野十郎左衛門に、みぎのおもむきはふしければ、水野は男達ふかまのことゆへ、内々にてじぶんやしきへ、大久保彦六をひきとり、彦六やしきには門番ばかりさしおき、ずいぶんおんみつにしてさしおきけるところ、一兩日もすきて、彦六にわかにかへて顔色をかへて身をふるわし、さながら下女藤がかたちのまねをして、口をすぼめて一つ二つ三つとかぞゑ、かなしや一枚たらぬと、かつばとたをれさけびける。十郎左衛門きもをつぶし、これ藤か死霊のなすわざならん、死ふば死しだいと一間のざしきへいれば、人つけおきいところ、大久保はいよ／＼亂心して、晝夜片時もやむことなく、廿日ばかりがそのうち、さらをかぞゑてくるい死すありさま、まことにあさましきことふり。このこと公儀へきこゑ、御ぎんみもあるべくのところ、大久保のことはさておき、水野十郎左衛門身上大事こそできたりけり。○武江年表

日(○承應二年)牛込御門の内青山某ハ婢女菊といふもの、主家にて秘蔵の皿を破りて害せらば其靈魂祟りをなせし事人口に論及はれども未實に否を知らぬ。多くは附會の談なるべし。ト有リ。

その比、大久保彦六の異變の風聞、江戸もつばらなり、四座の芝居にて名代をかへ、狂言にしくみいだし。その中に木挽町森田勘彌が座にて、皿井筒の内に呼ぶ玉、市野屋くわん活風呂といふ名目なり。大あたりにて、水野十郎左衛門もさんじきにけんぶついたされ。第二番め皿かぞへさいちらにきたる見物人、半疊うりをたのみわりこみけるところに、雷十五郎といふ町男達のひざをあげ、半疊をしかんとす。十五郎いかつて、こゝは割込はならぬといふ。半疊賣げら／＼笑て、何ものにて芝居へきて、我まゝはならぬ、わるくのしやばるとひきずり出すといふ。おのれにひきずりいださる男とおもふか、江戸中にかくれふい、いかづち十五郎なるぞ。おのれいかづち十五郎なれば、このしばるにかくれふる桑原八十郎、しばるで男達はあててくれ、ひきいだすほどにと、いかづちか小うでをねじてひき立。いかづちはらをたちにつくひざうごんと、桑原がそつ首をとつてねじふせ、胴中に尻うちかけ、二つ三つ尻餅つけば、雷様御めん／＼となきいだす。

わやけんかと諸見物さわきたち、半疊賣の仲間とも四方よりきたりて、大さわぎなり、まかるところに、さんじきより水野十郎左衛門大おんにて、これに水野十郎左衛門見物にきたりて居ぞ、さわくな／＼まづまれとこゑかけければ、たちまち芝居しづかになりぬ。まかれとも十五郎は半疊賣をてうちやくし、まはらくさいふむていを、十郎左衛門はらをたち、それがしが目どふりにて推參千萬、誰かある、あいつをひしぎきたれといふ、かしこまりて、御そばをさらず金時金左衛門用人役勤しゆざやの長大小さして、さんじきより飛下り、十五郎がそつ首に手をかけねじふせ、馬のりにのりて、狂言を初めい、／＼といふて、おしつけたり、いかづちもさすがのものなれども、金時にはかなはず、その間に半疊賣はにげたり、芝居は大さわきなり、そのとき四五間もへだてたる見物の内より、六尺有餘の男、黒茶木綿の袷に、おふじ色の羽織着、見物をおしわけ／＼、金時にむかひ、めづらしき半疊がはじまりぬ、身どももちつと腰かけて見物いたすべし、いづれも様高く御座ります、御めんなされましといふて、金時が兩手と首を一所につかんで、首骨をねぢつけ、胴中に尻をうちかけ、かみは梵天たいしやく、地は金輪な

らくまで、御ぞんじの幡隨院長兵衛けんくわの中が、い神祇組の疊を半疊にしきもふしたいと云ひける、そのいきおひ氣味よくぞ見へにける、それより唐犬權兵衛、放駒、大佛に小佛、かんふ、三ふ、彌平、和尚の引導すみしだいに、らんとう場へやりもふそうとの、しつて、ばらく／＼と立あがり、唐犬金時が大小をうばい取、はるかにふげいだす、大喧嘩になりければ、狂言これまでと、ことわりておひだし、水野十郎左衛門は、我服心の家來を町人にさいなまれ、むねんなれども、場所がらあしきゆへ、面目なくすご／＼と歸られける、長兵衛は金時を思のまゝになし、そのほかのものは水野をあい手にのぞみけれども、さつそく芝居をにげられたり、金時は大小をとられ、見物にまぎれて、羽織にて顔をかくして、汐留橋まで行所に、むかふのかたより編笠かぶり、きざみたばこの箱をさげてあきなひ來るもの、金時を見るより、あみがさとつてなげすて、めづらしや金時、見わすれはあるまい、去年吉原ゑもん坂にて、四五人にてそれがしをよくふんだな、この冥途の小八、見うけどころがけんくわのあと、小八があとをばはきもふしぬといふて、金時がこまたをすくつて、汐留橋より下へなげこんだり、まことに命ばか

りやうくたすかりける。今度森田が芝居にて、水野十郎左衛門あい手にてけんくわ、日本一の手がらものと、江戸中ひやうばんなり。このけんくわ三日めに幡隨院長兵衛宅へ、定式の供廻りにて、長兵衛在宿をき、馬より下り、水野十郎左衛門し、や保昌庄左衛門ともふすもの、主人もふしこし、いおもむきは毎度御名前は聞および、いまだ御意をゑず、一昨日森田が芝居にて、ふりよのけんくわこれあり、そのせつ家來酒にたべゑい、そこもと同心のものへ慮外いたし、御りつづくにて御てうちやくにあづかり、見うけもふし、いところ、御身のとりまわしあつばれおそれ入、世上にてふにとひやうばんいたし、いと、十郎左衛門はあたつてくだくる心底ゆへ、さやうのぎ、かつてもつて心服にとめもふさず、そこもと御きりやう、江戸にうへこすものもあるべからずとぞんずる上は、以來御こ、ろや、すく御意ゑもふしたくぞんじ、明日御ひまにも御ざ、いは、御出下されまじくや、そのためししやをもつてもふし入、長兵衛つ、しんで御口上うけ給はり、これはぞんじもよらぬ御れき、様より御いんぎんの御ししや下され、御うけもふしあげ、やうも御ざなく、なにごん御意にまか

せ、明日伺公つかまつり、御禮申あげべく、いとこたへてししやをかゑしぬ。長兵衛しあんして、これはそれがしを呼寄、意趣をはらすとの支度なり、水野か方へ延引せば、男達の名をけがすなり、友達にさうだんするはひけうなり、死ぬかくごしてまゐらんと、死せうぞくし、水あさぎの上下に、二尺八寸の花かいらけのさやの脇さしをさして、供をつれずた、ひとり、水野屋敷へまいり、玄關より上り、ししやの間へとふし、役人とも出むかひ、いとふりのあいさつもすみて、それより居間へとふし、山海の珍味をいたし、いろくちそうにて、大酒いたさせ、こゝろをゆるさせ、大勢にてころしぬ。寛文五巳年より十八年のあひだ男達、當年三十六歳にて、水野十郎左衛門がため横死しける。死骸はちうげんどもにもふしつけて、隆慶橋より流しける。それより三日め、長兵衛がゆきかたしれさるゆへ、唐犬權兵衛、放駒をはじめとして、男達とも十方へわかれてたづねるところに、隆慶橋の川下にて死骸を見つけ、これうたがふところ、ふく水野のしわざとさつし、死骸は幡隨院へほうむり、あとねんごろにとむらひける。さて唐犬權兵衛宅へおとこだて十八人よりあいて、長兵衛が追善さうだんきわめ、その夜はみな歸

りける。これぞ水野が運のつくるところなり。

扱この唐犬權兵衛は、江戸出生にて、下谷金杉町に住居す。女房は新吉原江戸町上總屋の玉桂といふて、名君にて全盛の君なり。權兵衛ふかくなじみてもちし女房なり。あるとき權兵衛芝邊へゆきけるに、大道寺權内といふ人の屋敷前をとふりけるに、大道寺手飼の唐犬二疋を、權兵衛へけしかけられる。左右よりかゝるところを、おどり上りて、二疋の犬を鼻づらをつまんで七八間ふげいだす。また飛かゝるをふみたをし、二疋の犬をふみころしとふりける。これより唐犬の異名をとり、ひたい大きくぬきあげ、風流男ゆへ、その比權兵衛びたいをまねて唐犬びたいと、末代まで名をのこしける。町男達は幡隨院長兵衛、江戸出生、下谷幡隨院境内に住居す。長兵衛は唐犬權兵衛の親分なり。武家かたは水野十郎左衛門高五千石、屋敷、御門内也。坂部三十三郎高五千石、石なり。加々爪甲斐守高一萬石、石なり。水野十郎左衛門家老役のもの四人は四天王、用人一人ひとり武者と名づけたり。大小神祇組何十人かあいしれず、山の手組、下谷組、淺草組、芝組とて、江戸中その組々わかれてあり男達にて世人諸人もてあまし、難儀するものすくなからず。

扱水野十郎左衛門は、このほど長兵衛がために心氣をもやし、やう／＼本望たつし、大慶なり。今日初七日なれば、みぎのしうぎに、懇意の御旗本の仲間をあつめ、長兵衛七日なれば、追善に吉原へまいり、酒のまんと、鳥居權之丞高木九郎八、松平紋三郎同道、家來四天王を供につれ、小石川より船にのり、新吉原江戸町の大菱屋へあがり、十八人づれ大一ざのことなれば、はふはだ興にあまりて居つゞけ、三日めに早朝かゑる。土手にて朝日出、花川戸のかたへむかひて行所に、おもひもよらぬ土手下より、十八人の町男達おどり出て、十郎左衛門を唐犬權兵衛、鳥居權之丞を放駒、高木九郎八を薩摩源五兵衛、松平紋三郎をば冥途小八、四天王一人り武者には、大佛、小佛、勘ふ、三ふ、彌兵衛、神田彌吉、肩ひしぎにねじふせ、あいのこる九人は大鼓持ざうりとりをふみたをし、唐犬權兵衛は、水野十郎左衛門がむふぐらをとりもふしけるは、このほど我々が親方長兵衛をよくもたばかりころされたり、かくいたすうへからは、切ころすことはやすけれども、御邊ごとき人でなしをころすへき脇ざしふし、太義ながらしばらく生て非人の手にかゝり給へ、權兵衛がこうすりをいたゞき歸れとて懷中より髮剃をいだして、鼻

と耳とを根から切てすて、そのほか三人の旗本をはじめ、四天王とも耳鼻をそぎ、大小をもぎとり、みぢんにありてすて歸りける。扱水野十郎左衛門はじめ九人のものどもは、まことに命ばかりたすかり、面ていはみぎのとほりゆへ、血だらけ、大小はふし、はぢのうへなし、いつかふころされたるがましならん。吉原五十軒編笠茶やにて編笠をかりて、かむり歸に、往來のめぐんじゆをふし手をうつてわらひ、見物はおびたゞし。吉原より牛込までの見物、江戸中きゝつたへゝ、かけつけゝ、見物の人ひきもきらずおびたゞし。この評判もつばらゆへ、公儀へきこへ、水野監物へおふせつけられ、監物殿じしん御出、十郎左衛門家來四十九人繩をかけらる。監物殿かため侍は百三十人、足輕二百人にてかためらる。御檢使これあるべきよしゆへ、あいまたれいところ、さつそく大目付横田備中守、目付久松内記、御使番駒木根長三郎、御徒目付十二人、御小人目付十八人、ひとときり山名勘十郎をめしつれ、水野十郎左衛門をめし出され、檢使の前に引立きたる。ときに横田備中守殿、

御書付を以申渡、

其方義御譜代の旗本にて、御頼母敷被爲思召所に、數ヶ年の不行跡世上に隱無之、あまつさへ此度の不覺上の御名を下老也。其科爲重罪間、領地被爲召上、平士に同御仕置被仰付老也。

右おふせわたさるゝと、御小人目付引立書院の庭へ引下し、山名勘十郎首打落す。そのほか今朝一列のものども、のこらず御仕置被仰付、この一件あいすみ、それよりさびしく御ぎんみにて、それゝに御仕置にふりい人々には、加々爪甲斐守石一萬八丈島へ遠島、御旗本には諏訪藤右衛門、我孫子新太郎、酒井熊之助、太田奎之助、小出左膳、近藤藤之助、小笠原刑部、松平久之丞、大岡秀之丞、津田平吉、藤山勘五郎をはじめとして、都合五十七人、大小の男達、神祇組といひし輩、八丈島三宅島等へ遠島仰付られい。みきのほか大番與力、伊賀、甲賀御先手組與力あるゐは御徒衆、大小神祇組男達どもだんだんの御ぎんみにて、遠島または追放仰付られ、大小神祇組男達は、御仕置こゝとゝくあいすみい。

將軍綱吉公御仕置はじめ、男達と名付いもの、根葉をたやしめ様上意につき、御持組頭中山勘ヶ由盜賊改仰付られ、町男達めしとり、仕置仰付られい。

その日にまづ本郷御茶の水にいたりて、大佛師三ふを捕て、これを目明とし、あんないさせ、下谷金杉唐犬權兵衛宅へふみこみしところ、おりふし權兵衛留主ゆへ、人質に母と女房悴^{十六}。權六ともふすもの一人、家内四人めしとり、權兵衛御たづねのところ、今朝まかり出いよしもふしあげるゆへ、人しちばかりめしとり歸るみちすじ、上野廣小路にて、目明大佛しらせけるは、むかふよりまいりいは、放駒四郎兵衛にていといふ、捕手のめんくしづくしと行むかひける。放駒は何心なくきたるところを、同心兩人、左右よりとつたとかゝるを、むかふさまに五六間つきたをしたり。あとの同心六七人にてとりまくを、左右の手にて兩人づゝつかみて、四人までなげいだす。そのまにおりかさなり、十二人の捕手同心、上になり下になりて組合やうくとして繩をかけたなり。それより所々の名代の男達をめしとられる。その中にも薩摩源五兵衛、佐野の次郎左衛門、冥途小八、真虫治兵衛なとがはたらきに與力同心手負死人おびたゞしくこれあり。この四五日江戸中町家のさうどう、まことに津浪の寄るがごとくのさわぎなり。町名代の男達三十七人めしとらる。そのほかは十方へにげうせける。扱また唐犬

權兵衛は、我家へ捕手のむかひしみぎり、箕輪の伯母か病氣見舞に行し留主にて母妻子めしとられしを夢にもしらずして、我家へ歸り、家内を見れば、町内のもの大勢寄合居しゆへ、何ごとやらんと、まづ隣家の亭主七兵衛方にてとひければ、七兵衛まふしけるは、今朝そのもとるすのところへ、中山勘解由様御とりかたきたり、御袋はじめ妻子小者までめしとられい、それゆへ町内寄合まかりありいなり。權兵衛もふしけるは、これまでの運命なり、母妻子をめしとられ、何の面目あるべし、これよりすぐに中山殿へまいるといふて出行ける。町内のものどももふすやふは、權兵衛なか／＼にげるやうなる男にあらざ、氣づかふことなしと、そのまゝさしおきける。扱權兵衛は、中山殿玄關へまかり出、それがしは唐犬權兵衛ともふすものにて御ざい、今朝御せんぎこれありいとて、とり手まかりこし、留主ゆへ、母妻子めしとられいむねうけ給はり、これまで參上つかまつりい、老年の母何の悪善をわきまゑず、女わらべ拙者がため身をくるしめいこと、近頃心外のいたりにいへば、一應御せんきのうへ、御仕置仰せつけられくるしからず、四人のものどもぎ、御慈悲をもつてさつそくおしやめんねがひたて

まつりい、つゝしんでもふしあげける。右のだん勘解由へ取次ければ、さて／＼名代ほどありて神妙ものかなしからばねがひのとふり、四人のどものゆるし、權兵衛にもあわせ、暇乞もさせよともふしつけられける。權兵衛はゆる／＼と暇乞し、このうへながものがたりは上へのおそれ、かはみれんなり、さう／＼まかりかゑれともふしけり。四人のものともは、何のこたへべきことばもなく、なみだにくれてなく／＼歸りけり。それより權兵衛に繩かけ、勘解由目通りへ出しける。時に勘解由權兵衛にむかひ、そのほうさつそくまかり出神妙なり、ねがひのとほり四人のものども歸たり、扱そのほうさぎ年來男達をわざといたし、先達て水野十郎左衛門を手ごめにいたしたるぎ、さういふさや、權兵衛御うけもふしあげい、は、下拙ごとき、のねがひ、さつそくおとりあげあそばされ、ありがたき仕合にぞんじたてまつりい、年來男達つかまつりい、ぎ、御たづね、いかにもさう違御さふくい、さきごろ水野十郎左衛門殿を手ごめにつかまつりい、ぎは、止事ふき意趣これありい、ぎに御ざい、勘解由かさねて、ありていのもふし、ぶん、まことに男達ほどありて、神妙なり、それにつきたづねたき事あり、男達する氣量

をもつて、異名もあるべきに、唐犬とは畜生の名なり、何ゆへつきたる。唐犬の異名御ふしんをかふむり、つまびらかにもふしあげべくい、また私も御たづねもふしあげたき義御ざい、當公方様御こと、館林様に御ざあそばされい、せつ、右馬頭様ともふす畜生の御名は、いかやうのわけにてつかせられい、や、それをうけ給はりて、唐犬の異名もふしあげべくことふ。さすがの勘解由一言もふく赤面いたされ、牢舎申つけよと下知にて、ひきたて傳馬町牢屋敷へつかわしける。かくて日數かさなり、男達のるいばかり三十七人、江戸中引廻さるゝせつ、みぎのものとも、聲をそろへ大おんにて、中山勘解由がまつりじやどん／＼かゝかとうたひつれて、江戸中引廻されて、品川鈴ヶ森におゐて、打首ごくもんにふりぬ。これより江戸男達はあいやみけり。

久夢日記

江戸男達斷絶の事

延寶年中の治世、元和年中大坂落城以後靜謐にして、日本始て、天下泰平也。誠に神君の御加恩也。然れ共武士町人長命の者勇氣の咄し、父祖骨肉を請し者共、其強氣の形氣失せずして、弓を張腕をふで、氣あら／＼しくて、是を

後に男伊達と云、出生目立、冬は厚く綿を入、著物一ツ着し、ゆき短く、丈も膝を過ず。大小は地を引する程長くし、柄は白にて卷、利方能を望み、先白柄組とて、御旗本衆に水野十郎左衛門、池田勘兵衛、近藤登阿部四郎五郎、其外大勢也。又下谷御徒町に大小の神祇組あり。淺草筋は幡隨院長兵衛、浮世戸平石町には唐犬組、三左衛門頭にして、先祖宮部又四郎名主役を勤めて唐犬組也。銀子町に生れし働與兵衛、雷雲八、大竹矢之助、堀江町小船町牛五郎、横車半兵衛、芝に大佛四郎兵衛、八町堀に勘五兵衛、本材木町の夢の市郎兵衛、堺町にはんしやう五左衛門、横山町に釣鐘彌左衛門、大門通りに梅の與四兵衛、其外所々大勢、一組に六七人又は十五六人も有り。町人も其頃は紗綾縮緬を著し、脇差だけ貳尺より長くして落しざし。餘り所々喧嘩多く、千石以下の御旗本へ被仰付、制すべきよし。役目則馬上にて供廻り多し。跡に棒を持せける。今の辻番役の事也。伊達仲間にて、是を棒ふりと申せしよし。紺屋町の男伊達、此棒ふりをむごいめに合せしよし。夫より金魚組と名付し也。其頃中山勘ヶ由殿とて、強勢の人を撰て、盜賊奉行に被仰付、町男伊達をさびしく捕へて殺されける。牛五郎は殊更意趣有て、屋敷にて首を刎られ

けり。首飛んで氣味よしと、呼ばりけるよし。勘ヶ由殿にも、大勢を殺せとも、牛五郎性根の恐しきものと仰けるよし。また下りの巾着切り蠅のごとく有しを一人もふく中山殿絶し被申しよし。子供迄も、勘ヶ由殿といふとおぢしよし。男伊達も相止みて靜に成る。婚禮の水あびせも同御停止に成りて、町人の腰の物は、たけ一尺八寸迄、紗綾縮緬着用停止。此勘ヶ由殿は、凡三萬人殺し被申よし。病氣前は屋敷に色々の化物出て、勘ヶ由殿狂氣して死去のよし。屋敷は小川町の由。近所屋敷迄迷惑により、本所へ屋敷替有り。今に津輕屋敷の隣家なり。

江戸眞砂六十帖

伊丹氏屋鋪

廿八日壬辰

○承應二年(紀元二一三一年)閏六月○壬辰三正綜覽

前勘定頭伊丹順齋

○康勝

屋鋪ヲ其

長子勝長

○伊丹藏人

ニ、勝長

○伊丹藏人

屋鋪ヲ勝長

○伊丹藏人

弟岡部勝重

○左近

ニ與

フ。○公儀日記。

伊丹氏屋鋪事蹟

伊丹氏屋鋪

前勘定頭伊丹順齋是年六月三日ヲ以テ卒ス。其遺邸長子勝長之ヲ賜フコト、公儀日記ニ見ユ。

廿八日○承應二年閏六月

伊丹順齋跡目一萬石被下之。殘る貳千六百石、弟岡部左

市街恢弘時代

近重○勝ニ被下之。順齋屋敷藏人○伊丹勝長○勝長ニ被下之。藏人屋敷左近拜領。

〔参考〕 嚴有院殿御實紀云フ、

廿八日○承應二年閏六月○中略留守居甲斐國徳美領主伊丹康勝入道順齋遺領一萬二千石を長子藏人勝長につがしめられ、私墾田二千六百二十石を三男小姓岡部左近勝重に分たしめらる。この康勝が父大隅守康直は、もと武田信玄の家人にて、のちに當家へめしいだされ、駿府清水船手奉行たり。康勝は其二男にて、はじめは喜之助といひ、五百石給はり、近習をつとめ、のちに代官を兼て、關原役に供奉し、大坂兩度の戦には、兵糧運漕の支配し、その身城際まで乗付、敵の首切て見參に入しかば、御感ありて加恩を給ふ。元和八年六月出羽國山形に御使せる賞として、半込にて一万五千三百餘坪の地をくだされ、下屋鋪とふす。寛永元年二月大猷院殿につけられ、爵ゆりて播磨守と稱す。この時粟田口國清の御差添を給ふ。五年祿加へられ九千石にふさる。九年六月肥後國熊本の城に御使し、城請取てかへり、十年二月三日甲斐の府城をあづかり、三千石加へられ、一万二千石にふされ、其國政を沙汰し、そのとし十一月三日松平右衛門大夫正綱ともにも、國郡の吏務をつかさど

り、海内貢賦を惣督し、十二年五月廿二日留守居にあり、佐渡奉行をかねて銀山の事を沙汰しければ、別に月俸五百口下さる。十六年より城内修理の事をつかふまつる小普請支配といふ。十九年三月三日はじめて勘定頭を置れしとき、其一人に撰ばる。康勝年老頭は禿なれば、をのづから入道して順齋と號し、猶これらの諸職を沙汰す。諸役人帳によれば、康勝はじめ正綱と共に天下のぜらび抜擢せられ、勘定頭命ぜられしよし記したり。慶安三年七月十一日老衰せしとて勘定頭佐渡奉行兩職をば、長子藏人勝長にゆづり、其身ふを留守居と修理の事をばつかふまつり、此六月三日七十九歳にて終れり。康勝農をすゝめ、商を通じ、民と共に利を同じくせし名譽いと高し。いつの頃にや甲斐の國より出る小紙をかひとり、抽税を奉る商人ありしが、其商人の出すところに千金を倍し、抽税をおさむべければ、小紙買取事をゆるし給はれかしと訴出るものあり、同僚の輩もまかるべきこといひ、執政の輩も其願をゆるすへしとありしに、入道一人うけかはらず、今までの抽税より千金をまして奉らんといふは、其者この紙の價をましてひさぎ、其利をもて抽税をまさんとするなり、かれその價をましてあきなはんととき、其下にて又かひとり、外にあきな

ふ商人等、これも同じく價を倍し利を得てひさがんに、のちには紙價倍蕪すべし、凡一物のあたひ倍せば万物の價またがつてたつとくふる理なり、万物の價貴くならば、四民艱困し、偷盜の行はるるもとひとなるべし、すべて万物の價貴くなるもとは、抽稅多きかいたす所なり、我衰老して命旦夕にせまれり、我なからん後も、かゝる事申すものあらんには、人々よく心得給ふべしと申ければ、執政の輩も大に感じて耻たりとぞ。この一事にても、康勝吏務の大體を得たる事推してゑるへきふり。

府内警備命令

七月十六日己酉

○承應二年(紀元二二三一) 三年(紀元二二三四) 己酉(西三) 正綜覽

府内警備ニ關スル命令有リ。

○公儀日記

府内警備命令事蹟

府内警備命令 八、

十六日○承應二年(紀元二二三四) 七月

此日被仰出之趣、左記ス。

辻立門立御停止、辻番之者只今迄恣何事ニ淺差向構不申由、已來何事之時分モ油斷仕間敷由、夜廻之面々、怪敷者於有之恣、急度改可申以、御城御門ニテ出入之時分、侍中ニ行當リ不申様可仕由。

公儀日記

増上寺背後其他築墳

八月九日壬申

○承應二年(紀元二二三一) 三年(紀元二二三四) 壬申(三) 正綜覽

小姓組曾根頼次○源藏・天野清方○佐

左衛門長谷川守勝○三左衛門

書院番大森増長○七郎・能勢頼宗○新十郎・神保氏信○右近衛門

市左衛門ヲ奉行トシテ、増上寺背後

○市内芝區・赤坂○市内赤坂區・小笠原忠眞○右近衛門

邸脊後○市内小石川區内敷・津久戸茶亭下○市内半込區・ノ田ヲ築墳シ以テ麾下ノ士

ノ宅地ニ充テシム。○公儀日記。天享吾妻鑑。嚴有院殿御實紀。寛政重修諸家譜。

増上寺背後其他築墳 顛末左ノ如シ。

九日○承應二年(紀元二二三四) 八月後聞御旗本之面々、屋敷可被下之由ニ、増上寺後之田、赤坂之田、小笠原右近後之田、津久戸御茶屋下之田、埋可申之由、曾根源藏○頼次・天野作左衛門方○清大森半七・増上寺長谷川三左衛門勝○守・能勢新十郎○頼宗・神保市左衛門信○氏右六人奉行被仰付。

公儀日記

一、十日○承應二年(紀元二二三四) 八月

一、御旗本御番衆屋布無之面々、増上寺後小石川ノ裏、赤坂ノ邊三ヶ所ヲ可

市街恢弘時代

九四三

増上寺背後其他築墳事蹟

相渡由ニテ、奉行ニ長谷川三左衛門曾根源藏・天野佐左衛門・大森半七郎・神保市左衛門・能勢新十郎被仰付。
——天享吾妻鑑

九日年承應二万石以下宅地なき輩に宅地たまはるべきため、増上寺傳通院後并に赤坂邊、築土御茶屋下の田圃をならさしめ給ふその奉行を小姓組曾根源藏・賴次・天野佐左衛門・清方・長谷川三左衛門・守勝・書院番・大森半七郎・增長・能勢新十郎・賴宗・神保市左衛門氏信に仰付らる。

——嚴有院殿御實紀

二年治萬木挽町小日向小石川赤坂等の築地成る。皆宅地を設く。

——東京地理志料

守勝兵助。三左衛門。長谷川。

十年永寬八月十五日御小姓組の番士に列し、略中承應二年八月九日仰をうけて麻布の地圖を調進し、または木挽町及品川海濱修築の奉行をつとむ。
——寛政重修諸家譜

雄重權五郎。佐左衛門。今の呈譜清方に作る。天野。

略上四月十六日寬永十八年御小姓組の番士となり、萬治元年閏十二月二十一

日さきに御麾下の諸士の宅地を開かるゝとき、神保市左衛門氏信とあなじく築地の奉行をつとめしにより、時服三領黄金三枚をたまふ。

好輝猪之助。半七郎。今の呈譜增長に作る。大森。

十五年永寬御書院の番士となり、略中萬治元年閏十二月二十一日さきに小日向及び小石川築地の奉行をつとめしにより、時服三領黄金三枚をたまふ。

賴宗初賴定。新十郎。次左衛門。日向守。從五位下。能勢。

十三年永寬十月八日御書院番に復し、略中萬治元年閏十二月二十一日さきに御旗本の士にたまふところの宅地、築地の奉行をつとめしにより、時服三領黄金三枚をたまふ。
——寛政重修諸家譜

願フニ、本土工ノ竣成ハ、明曆ノ大災ヲ挾ミ、斷續シテ一部萬治ニ及ヒタル者歟。内、増上寺後ト云フハ、麻布ノ内ヲ指ス乎、或ハ西久保ノ内ヲ指ス乎ヲ知ラズ。赤坂亦其所處ヲ明知スルコト能ハサル也。當時小笠原忠真邸、本郷向岡及小石川ニ在リ。所謂小笠原右近後ナル者ハ、恐ラクハ根津ニ非スシテ、小石川ナル可シ。小石川及小日向ノ填築ハ、府内備考所收小石川築地馬場守助右衛門文政五年

一、小石川馬場之義老、承應年中、小日向小石川兩所武家方御屋鋪邊築地御取立相成、以節、私先祖義、其頃牛込邊住居罷在、以砌、御請負被仰付、右築地出來、○下略。同馬場先片町書上二、往古牛込村之内沼地等、承應年中築立ニ相成、下見エ、同書又

五軒町○牛込

一、當町起立之儀老、承應年中、小日向御築地御取立之砌、牛込邊ニ住居仕、以助右衛門ト申者頭取ニ、吉左衛門、五郎兵衛、彌次兵衛、彌兵衛、都合五人御請負申上、其時分地形之土運、以儀、四斗樽ニ入、鏡ヲ打、以洩、又老指合持籠ニ、運、以得共、長引埒、明不申、以故、其節、助右衛門初、兩掛持籠、又、大八車ヲ工夫仕出、運、以得、略。早速普請成就仕、○中略。右御用等骨折相勤、以ニ付、萬治二亥年築地御奉行大森半七郎様、○增長。曾根源藏様、○頼久世大和守様。之、○廣被仰立、有御褒美、右土取、以跡、五人之者、被下置、略、○下ト記ス。然ラハ、則チ久世廣之是役ヲ總督シ、大森增長曾根頼次小石川小日向ノ兩築地ヲ奉行シタル者ナルニ似タリ。

附記
淺草旅籠
町喧嘩

〔附記〕

淺草旅籠町喧嘩

一、十日○承應二年八月於淺草旅籠町、井上筑後守家來熊井八郎兵衛喧嘩仕リ、御

旗本衆ニ被斬殺。兩町奉行ヨリ彼相手ノ御番頭へ相斷、面々へ引取人々ニ

ハ、

高木主水組
酒井甚十郎

笠井五郎右衛門

鈴木權左衛門

加藤源五左衛門

天野三郎兵衛組
門奈勘左衛門是、手負。

御藏手代
大草五郎右衛門

同
門野五兵衛

同
衣村半左衛門

同
佐原市郎兵衛

此外人數二十一人。

一、十日○承應二年九月於淺草旅籠町、井上筑後守家人ト喧嘩仕旗本衆

御預、

金森出雲守○長門守頼直敷

筒井甚十郎

戸澤千代鶴○正誠

留久右衛門

内藤豐前守○信照

鈴木權右衛門

本多越前守○利長

加藤源五左衛門

市街恢弘時代

酒井○忠恒 大學江
 松平○忠俱 遠江守江
 酒井○忠當 攝津守江
 松平○直輝 藤松江

石卷 彦八
 寛五郎右衛門
 門名奈敷 勘左衛門
 土岐宇右衛門

右ノ内門名土岐兩人ハ、神田滅田町ニテ風呂屋ヘ往、不作法有之ニ付如此。

——天享吾妻鑑

十二日○承應二年九月 後聞○中略 於淺草致喧嘩被召捕以面々、酒井攝津守江門
 奈勘左衛門、金森長門守江筒井甚十郎、本多越前守江加藤源五左衛門、内藤
 豊前守江鈴木權右衛門、松平遠江守江寛五郎右衛門、右之通御預ケ。
 十三日○承應二年十月 後聞、先頃風呂屋之不作法御花畑衆御臺所人、且又於淺草
 致喧嘩以衆、國許江遣以様ニ被仰付。

——公儀日記

増上寺修理

十一月十六日戊申

○承應二年(紀元二三一) 三年(紀元二三二) 四年(紀元二三三) 五年(紀元二三四)

書院番喜多見重恒○五郎・一

尾通尙○伊織

命ヲ奉行トシテ増上寺ヲ修理ス。加納○美濃國・城主戸田光重

丹波守○松平・命ヲ受ケテ役ヲ助ク。三年甲午○承應二年(紀元二三一) 四年(紀元二三二) 五年(紀元二三三) 八月廿四日辛巳

正○辛巳、三 工成り、入佛式ヲ舉ク。廿九日丙戌、晦日丁亥○承應三年(紀元二三四) 四年(紀元二三五) 五年(紀元二三六)

正○丁亥、三 關係者受賞ス。○天享吾妻鑑。嚴有院殿 御實紀。寛政重修諸家譜。

増上寺修理

増上寺修理 主トシテ台徳院靈屋ノ修理ナリシ也。

一、十六日○承應二年十一月

一、増上寺破損奉行喜多見五郎左衛門○重俊

一、同御手傳松平丹波守○戸田被仰付。

——天享吾妻鑑

十六日○承應二年十一月 書院番喜多見五郎左衛門重俊、二尾伊織通尙、増上寺修理奉行を命せられ、松平丹波守光重その助役命せらる。

廿四日○承應三年六月 増上寺の靈廟修理によつて、代參をつかはされず。

廿四日○承應三年七月 三縁山靈廟修理によつて、代參を立られず。松平伊豆守信綱營

作所を監視す。

十一日○承應三年八月 此日松平伊豆守信綱増上寺の營作場を監視す。

廿日○承應三年八月 松平伊豆守信綱は、増上寺營作所を監視す。

廿四日○承應三年八月 三縁山台徳院殿靈廟の修理成功して、けふ入佛行はる。よて

保科肥後守正之代參し、酒井讃岐守忠勝、酒井雅樂頭忠清、松平伊豆守信綱はじめ、その事にあつかる諸有司まかりむかふ。おのゝ直垂大紋を着す。

廿五日承應三年八月。三松平伊豆守信綱増上寺に御使し、方丈貴屋へ銀三百枚時服十、傳通院に銀五十枚、衆僧に銀三百枚給はる。昨日入佛ありしにてふり。

廿六日承應三年八月。増上寺貴屋傳通院まうのぼり、昨日の事謝し奉る。三縁山靈廟修理助役せし松平丹波守光重并に普請奉行せし書院番喜多見五郎左衛門重俊、一尾伊織通尙拜謁し奉る。

廿九日承應三年八月。三縁山靈廟成功の賞とて、書院番喜多見五郎左衛門重俊一尾伊織通尙に各銀三十枚、時服三羽織をたまふ。

晦日承應三年八月。三縁山の修理にあづかりし松平丹波守光重家士は、銀時服羽織給はる事差あり。大工等にも褒賜行はる。

光重初光重。長重。童名信。孫四郎。主殿。丹波守。從五位下。 三年承應三年。さきに台徳院殿御廟及び門屏等修造のことをうけたまはりつとめしより、家臣等に物をたまふ。

〔参考〕増上寺台徳院靈屋献備ノ燈籠ヲ左ニ附記ス。多クハ寛永九年秀忠葬

瘞當年ノ者タリ。

台徳院様御靈屋 覺

奉拜進 台徳院殿一品大相國公尊前 一、鈞燈籠 貳鈞

奉拜進 寛永九六月二十四日 越前宰相忠直敬白

台徳院殿一品大相國公尊前 一、同

奉拜進 寛永九六月二十四日 越後少將源朝臣光長敬白

台徳院殿一品大相國公尊前 一、鈞燈籠 同

奉拜進 寛永九七月二十四日 大野侍從源朝臣直政敬白

台徳院殿一品大相國公尊前 一、同

奉拜進 寛永九年七月二十四日 松平大和守直基敬白

市街恢弘時代

台德院殿一品大相國公尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 松平土佐守直久敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 黒田筑前守長政後室大涼院敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年壬申七月吉日 肥前侍從勝茂室家敬白

奉拜進

台德院殿一品大相國公尊前

一、同

寬永九年六月二十四日 松平五郎源延良敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 小田大和守源吉英室敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、鈞燈籠 壹鈞

寬永九年七月二十四日 加藤式部少輔明成室敬白

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 松平中務大輔忠知敬白

一、唐銅鶴龜御香爐 壹

銘曰、奉獻增上寺寬永十八年巳正月廿四日

台德院様寶前 太田備中守源資宗

丹願鶴爐 玄甲龜趺

何萬千歳 無量壽軀 蒲陽添伯紀造

一、唐銅獅子蓋大香爐 壹

銘曰、從四位下行兼周防守源朝臣重宗

寬永十二乙亥正月二十四日

知恩院方丈雄譽八旬書之。

一、錦手模様燒物花生 壹對

從四位下行信濃守大江姓永井氏尙政

奉拜進

台德院殿尊前

一、御水屋 壹ヶ所

市街恢弘時代

寬永九申年七月二十四日 鍋島肥前侍從藤原勝茂
奉拜進

台德院殿尊前

一、御水屋 壹ヶ所

寬永九申年七月二十四日 寺澤志摩守紀氏廣高

奉拜進

台德院殿尊前

一、釣燈籠 兩基

寬永九壬申年六月吉日 薩摩中納言藤原朝臣家久

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九年七月二十四日 仙臺中納言藤原朝臣政宗敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九年七月二十四日 從四位上行左近衛中將源朝臣義宣

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九年七月二十四日 上杉彈正少弼藤原定勝敬白

奉拜進

台德院殿一品大相國公尊前

一、同 同

寬永九壬申年六月二十四日 安藝侍從源朝臣長晟敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九壬申年七月二十四日 藤堂大學助藤原朝臣高次

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠 兩基

寬永九年七月二十四日 從四位下行侍從兼飛驒守源朝臣宗茂

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九壬申年七月二十四日 白川宰相藤原朝臣長重敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九壬申年七月二十四日 有馬玄番頭源豐氏敬白

奉拜 台德院殿一品大相國公尊前

一、同

寬永九壬申年七月廿四日 土佐侍從源朝臣忠義敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日 生駒壹岐守藤原高俊

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日 堀丹後守源朝臣直寄

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠 兩基

寬永九壬申年七月二十四日 從四位下行侍從伊達遠江守藤原朝臣秀宗

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 秋田河內守安倍朝臣俊季

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 有馬左衛門佐藤原朝臣直純

奉拜 獻

台德院殿一品大相國公尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日 今防長二洲主右近衛權少將大江秀就朝臣

奉拜進

台德院殿御廟前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日 毛利宰相大江朝臣秀元謹立

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 織田龍助平信利

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

市街恢弘時代

寬永九年七月二十四日 九鬼長門守藤原朝臣守隆

奉拜進

台德院殿一品大相國公尊前

一、石燈籠 壹基

寬永九年七月二十四日 出雲侍從高階朝臣忠晴

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九年七月二十四日 對馬侍從源朝臣義成敬白

奉拜獻

台德院殿尊前

一、同 同

寬永九壬申七月二十四日 眞田伊豆守滋野朝臣信之

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 兩基

寬永九年七月二十四日 豐前少將從四位下源朝臣忠利

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 壹基

寬永九年七月二十四日 京極修理大夫源高三朝臣

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 兩基

寬永九年七月二十四日 佐々木京極丹後侍從源朝臣高政

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠 壹基

寬永九年七月二十四日 侍從織田出雲守平朝臣高長

奉拜進

台德院殿尊前

一、同 兩基

寬永九年七月二十四日 美作中將藤原朝臣忠敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、銅燈籠 同

寬永九年七月二十四日 加藤式部少輔明成

奉拜進

一、石燈籠 同

寬永十一甲戌年四月二十四日 筑前侍從忠之敬白

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

南部信濃守源利直敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

戶澤右京亮平政盛

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

脇坂淡路守藤原安元

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九壬申年七月二十四日

黑田甲斐守源孝政

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

稻葉丹後守越智正勝

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

仙石兵介源政俊

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

相馬虎之助平義胤

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

溝口出雲守源宣直

奉拜進

台德院殿一品大相國公御廟前

一、同

寬永九壬申年七月二十四日

阿波侍從源臣忠鎮朝

奉獻石

台德院殿尊前

一、同

慶安四卯年七月二十四日

從四位下有馬中務少輔源朝臣忠賴

奉進石

台德院殿尊前

一、同

壹基

奉拜獻

寬永九壬申年七月二十四日

大關土佐守丹治高增

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜獻

寬永九壬申年七月二十四日

分部左京亮光信

台德院殿一品大相國公尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

本多伊豆守藤原富正敬白

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

木下右衛門大夫豐臣朝臣

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九壬申年七月二十四日

片桐石見守源朝臣貞昌

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

土方彦三郎藤原雄次敬白

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

奉進拜

寬永九壬申年七月二十四日

六郷兵庫頭藤原朝臣政乘

台德院殿尊前

一、同

兩基

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

小出對馬守藤原吉親

台德院殿尊前

一、同

壹基

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

新庄越前守藤原朝臣直好

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

山崎甲斐守源朝臣家治

市街恢弘時代

東京市史稿

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

兩基

寬永九壬申七月二十四日 龜井能登守源朝臣茲政

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

壹基

寬永九申年七月二十四日 木下宮内少輔利房

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

寬永九年七月二十四日 五島淡路守源朝臣盛利

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日 松浦肥前守源朝臣隆昌

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日 津輕平藏藤原信吉

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

寬永九申年七月二十四日 一柳監物尉藤原直盛

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日 松下左助長綱

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

兩基

寬永九申年七月二十四日 水谷伊勢守藤原勝隆

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

寬永十八巳十二月二十四日 岡部美濃守藤原朝臣宣勝

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日 秋月長門守大藏朝臣種隣

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九申年七月二十四日

堀美作守菅原親良

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日

遠藤伊勢守平氏慶繼

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

毛利攝津守藤原朝臣高成

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九申年七月二十四日

島津右馬頭藤原朝臣忠興白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

伊東若狹守藤原朝臣長昌

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

久留島越中守源朝臣通春

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日

大村松千代丸

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九申曆七月二十四日

遠山刑部少輔藤原秀友

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九申年七月廿四日

青木甲斐守藤原朝臣一治白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九申年七月二十四日

大田原左兵衛尉藤原政清

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月三十日

稻葉民部少輔藤原一通

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

相良左兵衛佐藤原長每

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日

加藤出雲守藤原朝臣泰興白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

中川内膳正源久盛白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

伊東修理大夫藤原祐慶

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九申年七月二十四日

金森出雲守源朝臣藤原重賴

一、石橋

御施主 松平丹波守

奉拜進

台德院殿尊前

一、釣燈籠

寬永九壬申七月二十四日

參議大江朝臣秀元室

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九壬申七月二十四日

長門少將秀就家室敬白

市街恢弘時代

奉拜進
台德院殿尊前

一、同

奉拜進

同
織田百助平信昌

台德院殿尊前

一、鈞燈籠

貳鈞

奉拜進

同
松平石見守輝澄敬白

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

同
松平右近大夫輝興敬白

一、銅燈籠

兩基

台德院殿御尊前

奉拜進

同
從二位行權大納言源朝臣義直

台德院殿尊前

一、銅燈籠

兩基

寬永壬申九月二十四日

從二位行權大納言源朝臣賴宣

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

同
正三位行權中納言源朝臣賴房

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

同
中納言從三位兼肥前守源朝臣利常

台德院殿尊前

一、銅燈籠

兩基

奉拜進

同
越後少將源朝臣光長敬白

台德院一品大相國公尊前

一、同

同

奉拜進

同
越前宰相源朝臣忠昌敬白

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

同
承應二癸巳年正月二十四日 會津城主從四位上左少將藤原朝臣正之

奉拜進

台德院殿尊前

一、銅燈籠

兩基

寬永九年七月二十四日

松平松平相模守殿事勝五郎源朝臣白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

松平越中守源定綱

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

從四位下侍從兼下總守源朝臣清匡

奉拜進

台德院殿尊前

一、銅燈籠

兩基

明曆二年申九月二十四日

從四品左少將兼雅樂頭源姓酒井氏忠清

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

從四位行左兵衛少將井伊掃部頭藤原朝臣直孝

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬文四年甲辰七月二十四日

小田原侍從從四品稻葉美濃守越智正則

奉拜進

台德院殿尊前一品大相國

一、銅燈籠

同

寬永九年七月二十四日

備前少將源朝臣光政白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九申年七月二十四日

從四位下行侍從松平中務大輔源忠知

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

壹基

寬永九申年七月二十四日

從四位下行侍從酒井雅樂頭源忠世

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

兩基

寬永九申年七月二十四日

松平隱岐守源定行敬白

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿一品大相國公尊前

一、同

寬永九申年七月二十四日 永井信濃守大江尙政

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九申年七月二十四日 內藤伊賀守藤原忠重

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九申年七月二十四日 內藤左馬助藤原朝臣政長

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九申年七月二十四日 土屋民部少輔源利直

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永四年七月二十四日 秋元但馬守藤原泰朝

壹基

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九申年七月二十四日 山口修理多々良重昌

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九申年七月二十四日 酒井阿波守源忠行

奉拜進

台德院殿尊前

一、銅燈籠

寬永九申年七月二十四日 從四下行侍從土井大炊頭藤原利勝

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日 酒井讚岐守源朝臣忠勝

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日 高力攝津守藤原忠房

壹基

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

兩基

寬永九年七月二十四日

青山大藏少輔藤原幸成

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

寬永九年七月二十四日

松平右衛門大夫源朝臣正久白敬

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

板倉内膳正源朝臣重昌

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

高木肥前守源正成

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

寬永九年七月二十四日

小笠原信濃守源長次

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

保科肥後守源正之

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

兩基

寬永九年七月二十四日

岡部内膳正源朝臣長盛

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

兩基

寬永九年七月二十四日

平朝臣鳥井左京亮忠恒

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

壹基

寬永九年七月二十四日

水野監物源姓忠善

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

平岡石見守藤原定常

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

松平周防守源康重

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

石川主殿頭源總輔

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日

松平丹波守源朝臣康長

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

井上河内守藤原朝臣正利

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

安藤右京進藤原重長

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日

阿部備中守藤原正次

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

從四位下侍從板倉周防守源重宗

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

奥平美作守藤原朝臣忠昌

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

寬永九年七月二十四日

水野日向守藤原朝臣勝成

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

寬永九年七月二十四日

松平大膳大夫源朝臣忠重

市街恢弘時代

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

市街恢弘時代

松平和泉守源乘勝

丹州笹山城主松平山城守源忠勝

本多能登守藤原忠儀

松平美作守源定房

本多下總守藤原俊次

本多内記藤原政房

稻垣攝津守藤原重綱

水野隼人正源朝臣忠清

松平式部大輔源忠次

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

奉拜進

伊丹播磨守藤原康勝

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

松平玄蕃頭源清昌敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

本多伊勢守藤原忠利

一、同

同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

壹基

奉拜進

寬永九年七月二十四日

菅沼織部正藤姓定房敬白

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

寬永九年七月二十四日

諏訪因幡守源頼水敬白

一、同

同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九年七月二十四日

三宅越後守藤原吉政

一、同

同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

兩基

奉拜進

寬永九年七月二十四日

戶田左門源氏鐵

一、同

同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日

丹羽式部少輔藤原朝臣氏信

一、同

同

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

同

奉拜進

寬永九年七月二十四日

西郷若狹守源正員

一、同

同

奉拜進

台德院殿尊前

一、石燈籠

兩基

奉拜進

寬永九年壬申七月二十四日

大久保加賀守藤原季任

奉拜進

台德院殿尊前

一、同

壹基

奉拜進

寬永九年七月二十四日 戶田因幡守藤原朝臣忠能

台德院殿尊前

一、同

貳基

奉拜進

寬永九壬申年七月二十四日 松平五郎八源朝臣忠房

台德院殿尊前

一、同

同

一、同

寬永九壬申年七月二十四日 若狹少將從四位下源朝臣忠高

奉拜進

三齊

台德院殿尊前

一、五重石燈籠

壹基

一、來迎石

壹

承應二癸巳年正月二十四日 淀城主從四位下永井信濃守大江尙政

寬永十三年

吉岡豐前守藤原重次
六十八歳作之

一、涅槃石

壹

一、御手水石

壹

御彫物師吉岡豐前介重繼上
七十三歳刻之

表三、

板倉侍從兼周防守源重宗得_ル一奇石于洛涯欲_ス備_ニ台覽_ニ事以_テ開_ス乃使_ニ良工鑿_ニ開_ス其石_ヲ貯_レ水以_テ供_ニ額灑_ニ將_ニ附_ニ海運_ニ以_テ達_ニ于江府未_レ至會_ニ其薨逝_ニ噫_ニ見_ニ手澤_ニ而憶_ニ其親_ニ對_ニ磐石_ニ而念_ニ其祖_ニ見_ニ劍而思_ニ徐君_ニ都_ニ堯_ニ干_ニ墻_ニ慕_ニ黃帝_ニ於_ニ鼎_ニ皆_ニ是_ニ其忠愛_ニ之心有_レ之乎故_ニ今_ニ其石載_ニ之_ニ樽林_ニ之舟_ニ以_テ至_ニ于_ニ此_ニ於_レ是使_ニ余_ニ書_ニ其_ニ因_ニ賦_ニ一章_ニ云_レ爾

石盤盛水永消々。盥瀨況猶無_レ垢瀆。恭敬中心豎_レ不_レ轉。清冷一掬獻_ニ尊前_ニ。
寬永十年正月廿四日 道春拜書

裏三、

烏丸殿直筆の和歌あり。

こきしゑ予とむら影抜らは花やを石間比水の餘りとそおせふ

御廟前

一、五重大塔

御施主 酒井雅樂頭

右之通、台德院御廟前に献備ニ御座候。

子四月

御別當 惠眼院
寶松院

台德院御靈屋献備御燈籠記

〔附記〕 湯屋時刻制限

覺

附記
湯屋時刻
制限

一、前々より如申付_レ町中湯屋風呂屋暮六切ニ燒可_レ申_レ。暮六過多湯風呂燒申_レ。急度曲事ニ可_レ被_レ仰付_レ間、此旨無油斷相守可_レ申_レ事。

巳_〇承應二年十一月廿一日

——正實事錄

是年_〇承應二年_紀。若干寺社起立又ハ轉移ス。_〇文政寺社書續府內備考。

寺社起立轉移 承應二年中ニ起立轉移シタル寺社ハ、左ノ如シ。

氷川社及別當日輪寺 起立ノ年代ヲ知ラズ、日輪寺境内拜領地承應二年一旦音羽壹町目ニ移ル。

一、氷川宮 拜殿二間梁ニ三間半。内陣二間ニ三間半、神藏九尺二間、神體幣束。相殿神無之。_〇中略。

一、氏子所附

小日向臺町。清水谷町。新屋敷。五軒町通り。茗荷谷。十二軒屋敷。七軒屋敷。服部坂。荒木坂。水道端御組。新坂。竹島町。江戸川通り中之橋迄。

但シ往古老小日向中不殘惣氏子ニ御座_レ所、中古年代不相知右之分而

巳ニ相成_レ。尤小日向水道町也。當時外氏子ニ御座_レ得共、古之鎮守之譯ニる淺_レ哉。毎年二月十七日同町ノ神輿興行致來_レ。_〇中略。

駒込吉祥寺末小日向

日輪寺

一、境内拜領地 表間口貳拾貳間餘、裏行六拾貳間半、千八百貳拾貳坪餘。

右境内氷川大明神之宮有之、往古氷川大明神社地ニる、開闢五百年餘ヲ申傳_レ。慶長十三戊申年曹洞宗ニ罷成、到今正徳三癸巳年、百八年罷成_レ。拜領之譯年代深遠故、相知不申_レ。下田壹反歩、氷川爲御供料、寺境引離_レ、小日向領ニ有_レ之。_〇中略。

一、寺領壹反歩、高七斗。

右老承應二年拙寺境内御上水堀割之節、御用地ニ被_レ召上、右爲替地音羽町壹丁目近邊ニる被_レ下置、_〇下略。

——文政寺社書上

廣岳院 西久保ヨリ二本榎ニ轉移ス。

廣岳院

禪曹洞宗

醫王山廣岳院

常陸國木原永巖寺本寺

江府芝二本榎

一、境内御拜領地

表間口百五間。一尺。南七拾三間半。裏行百四十間。北八十間。四尺五寸。

市街恢弘時代

但惣坪數合九千四百四拾五坪七合。

一、當院開山全梁和尚、本寺米岩寺五世。生國三州之東照宮様御知己ニ付、御入國之頃御尋ニ依ル出府イトシ、文祿午年御成月日相知不申。御鷹野御供仕、其頃只今之西之久保今之葺手。藥師堂壹宇有之イを、御供先ニ多拜領仕、寺地九千四百四十五坪七合被下置、則醫王山宗莫寺ヲ號し、一寺建立仕シ。其後佐久間民部少輔殿伽藍建立イトされ、元和二年卒去。法名廣岳院殿ト號シニ付、則當寺も廣岳院ト改號仕、西之久保ニ在院六十年ニ及シ處、牧野飛驒守殿兼松下總守殿御屋敷ニ相成シニ付、其節之御奉行松平出雲守様。承應二年三月十九日今之芝二本榎ニ代地拜領仕、堂塔建立仕有之シ處、元祿十五年二月十一日青山邊ヲ出火之節類燒仕シ。申傳シ。其後作事仕、尙又延享二丑年二月十二日類燒仕シ様申傳シ。亦々其後段々御願惣瓦葺ニ作事奉御願シ處、普請造營御免許、寛延四年四月ノ始諸堂建立有之シ。當院開闢以來、當戊子年一〇文政十一年迄貳百三拾五年ト覺申シ。○中

一、淨珊寺宮様御靈屋間口九尺。奥行同斷。
右照高院宮二品親王御實名良利卿御法名。

一、同御廟所石八尺。玉垣四方。
右孝元和六庚申年照高院宮二品親王良利卿様御參向遊させらシ御滯府中、當院ノたゐて薨御、則御火葬御分骨遊させらシ御廟并御尊牌御安置、然所明和元甲申年御法塔御再興、同二乙酉年御眞筆御尊牌御再興、同六己丑年十月七日百五十廻御忌ニ付、新ニ御靈屋御造營遊させらシ以て、御法事修行仕シ。○中

一、稻荷社間口六尺。奥行九尺。拜殿間口二間。奥行同斷。

右丸山稻荷ヲ號シ。神體立像、御長三寸八分。

合殿六社。白山權現。大神宮。八幡大菩薩。春日。大明神。秋葉大權現。金毘羅大權現。

右六體木佛神立像、御丈何モ二寸九分ツ。

右岩谷安置、厨子入、當山鎮守丸山稻荷大明神ハ、舊地西ノ久保丸山安置之尊像ニ。當院替地芝本榎代地ニ引移シ砌、本尊白山藥師并丸山稻荷宮、門前氏子、皆當院地中故、代地ニ相引申シ歟、夫故當山之本尊を白山藥師ト申、鎮守を丸山稻荷ト奉申也。

一、御祭禮日、孝二月初午、九月十四日十五日十六日三日也、尤十四日ト氏子ノ市街恢弘時代

神樂常式にて上ケル也。右作人等相分不申也。○中略。

一、廣岳院塔司

龍吟山興雲院

一、開山雲外松彦大和尚。但延寶六年五月廿二日迂化也。右本山四世也。

一、開基上杉彈正殿。但し實名年月相分り不申也。

——文政寺社書上

承教寺

承教寺 西久保ヨリ芝二本榎ニ轉ス。

本寺武州荏原郡池上日蓮宗本門寺末頭
同國同郡芝二本榎

長祐山承教寺

一、境内 坪數九千七百三拾九坪七合五勺。

内拜領地七千貳百六拾貳坪七合五勺。

年貢地千九百三拾坪。四坪繪圖面 下高輪分。

同斷五百七拾三坪 三田分。

右老當地拜領之時々貳千四百七拾七坪年貢地持來御座也。

一、開闢 正安元己亥建立。最初西之久保ニ罷在。承應貳癸巳二本榎拜領。

右之通回向帳有之。表之開闢老。西之久保ニ被存也。但し西之久保地何處ニ申

事相分り不申也。承應二年西之久保御用地ニ付、二本榎ニ引地ニ相成也。事奉存也。○中略。

地中五軒。但し在所老方丈
境内ニ御座也。

善久山長運寺

一、境内 間口拾六間。奥行拾參間半。

一、開闢 相知不申也。

一、開基學善院日應。嘉曆元丁卯八月朔日化。傳并俗姓等相知不申也。○中略。

長泉山妙福寺

一、境内 間口拾四間貳尺。奥行貳十貳間三尺。

一、開闢 相知不申也。

一、開基日法。正安二庚子年五月三日。傳并俗姓等相知不申也。○中略。

江長山安立寺

一、境内 間口拾六間。奥行拾四間半。

一、開闢 相知不申也。

一、開基妙運院日詠。年月相知不申。命日六日。傳并俗姓等相知不申也。○中略。

市街恢弘時代

顯乘院

一、境内 間口拾四間貳尺。奥行拾七間。

一、開闢 相知不申也。

一、開基顯乘院日豐、明曆元乙未七月十一日。傳并俗姓等相知不申也。

善妙院

一、境内 間口十間。奥行十貳間半。

一、開闢

一、開基承教寺十八世日新聖人、寛文七丁未十一月四日。傳并俗姓等相知不申也。
○中略。

一、門前 表通九拾八間貳尺。横通九拾貳間半。

右門前 起立并願濟年月等、舊記燒失仕多、一向相分不申也。尤永代門前ニある、年季切替等之儀無御座也。

——文政寺社書上

證誠寺

證誠寺 西久保龍土丸山ヨリ下高輪臺町ニ移ル。

淨土眞宗

築地本願寺末
下高輪臺町
長命山桐樹院證誠寺

一、境内古跡拜領地坪數三千三十三坪。

外ニ御年貢地坪數四百拾四坪

右境内之義、往古武州豐島郡櫻田村霞ヶ關ニ有之也。然處權現様御入國後、慶長十七壬子年右櫻田村霞ヶ關之地所、寺澤志摩守殿御屋敷ニ相成、地所御用ニ付被召上、其節爲代地、於西ノ久保龍土丸山ニ本田佐渡守殿小屋場地所拜領被仰付、堂舎再建仕也。其後承應二癸巳年右之地所牧野飛彈守殿兼松下總守殿御兩家御屋敷ニ相成、又ニ地所御用ニ付被召上、爲替地、同承應二癸巳年三月十九日松平出雲守殿被仰渡、於下高輪臺町ニ、只今之境内拜領仕也。

一、御年貢地之義、右境内拜領之時分御割出地ニあり、同時被持來也。尤已前老御代官伊奈半十郎殿御支配、當時老中村八太夫殿御支配ニ御座也。

一、當寺老承久三辛巳年了永大僧都之建立ニあり、最初老長命山桐樹院常樂寺と申、天台宗ニあり、武州江戸豐島郡櫻田村霞ヶ關ニ有之也。其砌本堂之前ニ梧桐之大樹繁茂仕有之也、故時人一統ニ梧桐之大道場と稱呼仕也、由、記録ニ有之也。但シ常樂寺と申、寺號相止、證誠寺と改號仕也、老往古之儀ニあり、權現様關ケ原御陳之時分老最早證誠寺と申也、得共、改號仕也、年月并子細等老、一切相

分不申し。關ヶ原御陳之節證誠寺と申し義も、田町觀明院方之記録ニ相見申し。○中略。

文政寺社書上

正泉寺

正泉寺 西久保ヨリ三田臺町ニ移ル。

増上寺末

淨土宗

法呑山蓮栖院正泉寺

一、境内拜領地東西七拾貳間貳尺。南北五拾壹間。惣坪數貳千三百五拾坪。

右地所之儀老、往古御入國後、開山存罔代始る於櫻田溜地之邊ニ、右坪數拜領仕略。○中慶長十六亥年中溜池之地所御用地ニ付、此代地於西之久保ニ被下置、

又其後當寺三世單譽法山代承應二巳年六月二日西之久保之地所御用地ニ付、此代地於當所三田臺町ニ右間數坪數無相違拜領仕し。

文政寺社書上

藥王寺

藥王寺 今井村ヨリ移ル。

房州長狹郡小湊誕生寺末

武州荏原郡三田臺裏町

妙莊山藥王寺○中

日蓮宗

元和七酉年開闢、從元和七酉年至寛永十酉此内十三年之間、麻布村之内狸穴ニ罷在し。寛永十一戌年ヨリ承應二巳年迄二十ヶ年之間、今井村ニ罷在し。同

年御用地ニ被召上、承應二巳年ヨリ寛文元丑年迄之間、鮫橋ト芝金杉町ト二ヶ所ニ罷在し。○下

文政寺社書上

覺林寺

覺林寺 久成坊ナル者起立スト傳フ。

房州小湊誕生寺末

武州荏原郡白金村樹木谷

最正山覺林寺

日蓮宗

一、境内古蹟年貢地貳百四拾八坪。外ニ抱地三百六拾坪。東西三拾六間貳尺。南北三拾三間四尺三寸。表面間口拾間五尺餘。裏間口拾九間貳尺。

一、開山可觀院日延寛文五乙巳年正月二十六日遷化。高麗の人也と過去帳に記し有之し。

右日延房州小湊誕生寺十八代目住持として、寛永中此地へ隱居仕し處に御座し。其後承應二年久成坊と申者借地にて開基仕し。最正山覺林寺號之儀

ハ、開山日延代より申傳へ來し哉否相分り不申し。元祿五壬申五月寺社御奉行本多紀伊守様より嚴有院様爲御菩提古蹟寺院に被仰付し。四代日本是

文政寺社書上

曹溪寺 今井村ヨリ麻布本村ニ轉ス。

曹溪寺

市街恢弘時代

禪宗臨濟派

京妙心寺末
麻布本村

日東山曹溪寺

一、武州豊島郡今井村ニ有之、眞田傳四郎京極伊織淺野土佐守屋鋪之場所元和九癸亥年起立、往年公儀書付差出之。絶江隄和尚紫衣勅請。參内御對顔。赤坂築地御普請ニ付、承應二癸巳年御用地ニ被召上、同郡麻布本村ニ引越、百姓地面買取建立之。略。中

一、境内拜領地

右坪數四千百九十六坪。別ニ古蹟年貢地坪數四百九十九坪。承應二己亥年、寶永二乙亥年迄年貢地ニ相成居ハ處、元祿八乙亥年酒井雅樂頭忠興拜領之。願達公聽、寶永二乙酉年願之通被仰付。尤古跡大養寺領、于今年貢地ニ御座ハ。明曆三年大猷院様御七回御忌、於牛込濟松寺拙寺開山絶江和尚御燒香申上ハニ付、段、絶江代至只今、御城御年禮壹束壹卷、西御丸様一束一卷献上仕、獨禮并ニ年々不怠御禮申上ハ。尤紫衣ニ相成ハ得テ、御願申上乘輿仕ハ。只今之地、最初建立テ、酒井雅樂頭忠清惣建立ニ御座ハ。其後燒失仕、無程建立、年々修復等酒井家々有之ハ。

文政寺社書上

妙福寺

妙福寺 承應二年八月寺號免許サル。

淨土眞宗

築地本願寺末
麻布今井町

一、木山妙福寺 無院號。中略。

一起立 開基道永、慶長年中代官町ニ住居仕ハ、道永坊と號シハ處、其後二世正永年代不知、赤坂一ツ木ニ引越、三世正圓承應二年己八月良如聖人ニ奉願、寺號免許有之、妙福寺と相唱。略。中

文政寺社書上

法光寺

法光寺 赤坂一ツ木村ヨリ四谷南寺町ニ轉ス。

日蓮宗

越後國蒲原郡本成寺末
市谷本村

日照山行法院法光寺

一、境内古跡御年貢地惣坪數三百八拾坪。表口貳拾貳間四尺。裏口拾九間六尺。裏行貳拾四間。
一起立ハ寛永三丙寅歲於赤坂一ツ木ニ取建、二十七年罷在ハ處、御用地ニ相成ハ故、承應二癸巳歲四ツ谷南寺町ニ引越、九年罷在ハ。略。中

文政寺社書上

崇源寺

崇源寺 赤坂一ツ木ヨリ鮫河橋仲町ニ移ル。

京都知恩院末
白岩山榮月院崇源寺

鮫河橋仲町

市街恢弘時代

境内六百坪餘。伊賀組古跡年貢地。

起立寛永三寅年下谷大根畠ニ起立、下谷大根畠と御座以得共湯島大根畠ニ有之ハ哉相分リ不申也。同六巳年

御用地ニ被召上、赤坂一ツ木ハ引越、又承應二巳年御用地ニ被召上、今之地ニ

引移罷在也。——續府内備考

本松寺

本松寺 開山ノ寂年ニ因ミ此年ニ收ム。

伊豆國玉澤妙法寺末長久山本松寺

牛込高田

境内拜領地三百拾九坪餘。

起立天正十九卯年、往古起立之地老相知不申以得共、御用地ニ付被召上、市ケ

谷尾張殿五段長屋邊ハ替地被下置也、趣ニ御座以得共、其後類焼之砌舊記等

焼失仕由ニ有、地名并年月等相知兼申也。

開山真藏院日念、承應二年正月廿六日迁化。

——續府内備考

善仁寺

善仁寺 門前地用地ト爲ル。

西本願寺末鶴高山圓通院善仁寺

小日向不詳小名

境内古跡拜領地千九百坪。

寺領八斗四升。

起立之儀元享二壬戌年三月ニ御座也。正徳三巳年寺社御奉行森川出羽守殿、土井大和守殿より起立御尋之節、左之通申上也。

境内古跡拜領地千九百坪、天正十五年亥七月北條氏直當國巡見の節、當寺

へ立寄、境内貳町四方領地八石目、先規持來之通寄附、朱印老焼失仕、寫御座

也。其後御當代ニ相成、右之地追々被召上、只今之通頂戴仕也。寺領田地壹反

貳畝石盛七斗代古ハ當寺門前ニ有之、承應二巳年神田上水御堀開キ御用

地ニ被召上、略。中

北條氏直寄附狀寫本書無之。

武州鶴高山善仁寺境内貳町四方山林竹木領地都合八石目、任先規寄附

之。仍如件。

丁亥○天正五年歟。七月晦日

小日向太子領

——續府内備考

淨土寺 傳通院裏門通築地ヨリ小石川原町ニ移ル。

小石川原町小石川傳通院末深廣山西殿院淨土寺

市街恢弘時代

淨土宗

淨土寺

當寺起立之儀、寛永五戊辰年、其砌を傳通院裏門通り築地ニ罷在_レ處、承應二癸巳年御用地ニ被_レ召上_レ、只今之地に移り申_レ。然ル處天和二壬戌年十二月十五日寺社御奉行本多淡路守殿、水野右衛門太夫殿、板倉伊豫守殿、坂本内記殿、御連印之御書付を以、古跡を申ニ被_レ仰付_レ。其後修復_レ得共、轉地再建等之儀無_レ御座_レ。

安閑寺 小石川築地ヨリ同所餌差町ニ移ル。

一向宗

京都東六條本願寺末
小石川戸崎町
天皇山安閑寺○中

當時艸創_レ、寛永五戊辰年市ヶ谷田町ニ在_レ釋善徵起立仕_レ。○中右同町ニ五ヶ年罷在_レ所、御堀御用ニ在_レ小石川百姓地ニ移り罷在_レ。承應二癸巳年小石川築地御用地ニ被_レ召上_レ、同所御殿下餌指町借地仕罷在_レ。

文政寺社書上

大雲寺

大雲寺 丸山下田町ヨリ小石川戸崎町ニ移ル。

淨土宗

京都知音院末
小石川戸崎町
寶國山莊嚴院大雲寺

嚴淨院

境内千四百九十四坪。
起立寛永三丙寅年ニ御座_レ。且地所之儀、丸山下田町ニ御座_レ處、承應二癸巳年御用地ニ被_レ召上_レニ付、當地へ引移申_レ。當時境内千四百九拾四坪、内七百四拾壹坪天和三癸亥年十二月十五日一位様御寄附古跡地、其後廿六坪古跡地、廿四坪年貢地、九拾坪古跡、墓所地ニ相成_レ。正徳五末年九月十三日六百拾三坪抱地ニ相成申_レ。
——文政寺社書上

嚴淨院 小石川田町ヨリ轉シテ同所白山ニ借地ス。

淨土宗

小石川傳通院末
小石川白山
臨川山專稱寺嚴淨院

境内御除地五百六坪。

起立之儀、寛永五辰年、其砌を小石川田町ニ罷在_レ處、承應二巳年八月御用地ニ被_レ召上_レニ付、只今之處に移り申_レ。其後天和二戊午年十二月十五日、寺社御奉行本多淡路守殿、坂本内記殿、水野左衛門太夫殿、板倉伊豫守殿、御連印之御書付を以、古跡ニ被_レ仰付_レ、其後修復_レ得共、移轉再建之儀無_レ御座_レ。

一、開山專蓮社高譽上人貞殘、世姓を鈴木氏、父を相州三浦十人之内、母を田中

市街恢弘時代

氏女。師六歲之時、浦川於淨福寺剃髮染衣、十歲之時より増上寺會下ニ修學、指南廓山和尚、而後弟子ニ相成ル由。附法之師普光觀智國師也、學功積入月事ニ、武州岩附淨安寺ニ入院、則十四代目住持罷在ル處、兼ル小寺ふても一寺建立いハ多し、度志願有之、依ル中老ニ被致隱居、幸同國小石川知縁之人多分有之ハニ付、正保二年三月則嚴淨院山號寺號御座ハ得共、唯草庵同様之所ニ移轉仕ル、閑居同様ニ罷在ル處、歸依人多分御座ハ内、開基ニ附ル仁御座ハ間、右草庵同様寺起立、以來始ル建立出來仕ル。後萬治二年九月廿八日世壽八十餘ニ遷化仕ル。創建同様之儀故、開山と罷成ル由ニ御座ハ。

——文政寺社書上

心光寺

心光寺 小石川丸山田町ヨリ同白山前ニ移ル。

淨土宗

小石川無量院末
小石川白山前

護念山藥王院心光寺

境内傳通院領年貢地四百六拾七坪餘。内古跡地年貢地二百三坪。寄進年貢地二百六十四坪餘。

起立ヲ當時開山文宿和尚、本山開山光譽宗吞和尚之弟子、則無量院二代目住

大林寺

職ニ、寺地始寛永五辰年小石川丸山田町ニ、八百坪拜領仕、廿五ヶ年住居仕ル處、承應二巳年八月御用地ニ被仰付、御用掛大森半七郎殿、曾根源藏殿御奉行ニ、被申渡、地所被召上ル。尤地所被下置ル迄、何方ニ成共借地可致旨被申付ルニ付、當所ニ、傳通院領借地いハしル。○下 ——文政寺社書上

大林寺 本郷丸山田町ヨリ小石川白山前ニ移ル。

曹洞宗

駒込高林寺末

福壽山大林寺開闢起立。

元和之頃、元秀和尚開基ニ、下谷ニ居住ス。其後寛永四丁卯年、本郷丸山田町ニ移居、夏廿七ヶ年、承應二年之頃、小石川白山前ニ移、其頃本寺七世春悅和尚開山ニ勸請シ、元秀隱居ニ、二代春榮和尚住職。○下

——文政寺社書上

永福寺

永福寺 深川新田島ヨリ小石川白山前ニ轉地ス。

淨土眞宗

勢州專修寺御門跡末
本郷六丁目

西木山永福寺

當寺ノ開基了意法師ハ、總州下妻栗山村永福寺ヨリ出、寛永六己巳歲、深川新田島ニオイテ一字ヲ起立シ、村名ノ栗山ニ依テ西木山ト號シ、寺務相續廿五市街恢弘時代

ケ年ヲヘタリ。此邊教導ノタヨリ機縁薄ニヨリ、承應二癸巳歲小石川白山前
エ轉地ス。○中

徳大寺

徳大寺 開山日遣承應二年五月寂ス。

下總國法華經寺末
妙宣山徳大寺

下谷上野町

境内年貢地百七拾三坪壹合餘外火除町地借地四拾坪餘。

起立相知不申、境内百七拾三坪壹合餘之内拾五坪餘、元祿十一年御用地ニ被
召上替地上野屏風坂下ニ被下置シ。

開山慈光院日遣承應二癸巳年五月廿七日寂。○中

摩利支天堂 開運摩利支天丈六寸五分

右尊像聖徳太子彫刻之由ニ多、本寺五十五代住持成遠院日達關東下向之
時、於京都本法寺、靈夢感得之尊像也。寶永五子年九月當寺ニ安置。

續府内備考

臨川寺

臨川寺 承應二年深川大工町裏町ニ借地ス。

禪宗臨濟派

京都妙心寺末
深川海邊大工町
瑞壘山臨川寺

一、境内坪數貳百五拾貳坪壹合五夕。

内、百七拾貳坪壹合五夕御年貢地古跡地。此間口拾間貳尺六寸、裏幅同斷南
北裏行拾三間三尺八拾坪町並地。此間口五間、裏行拾五間五尺六寸。○中

一、當寺起立之儀、鹿島根本寺并那須雲岩寺之通所、最初淺草海禪寺塔頭
寄宿、其後草庵相建、石樹ニ申庵主差置シ處、寺内の境相詰リ、卵塔地廣メ故、
右之通所相疊、其後御當地出勤之節町宅等仕シ。其後承應二巳年當深川大工
町裏町借地仕、素牛ニ申僧、師匠根本寺俗縁之甥三七郎ニ申者ニ、右地面爲求、
右素牛致住庵シ所、三七郎方々地面致寄附シニ付、元祿五申年寺社御奉行本
多紀伊守様ニ古跡地ニ御願申上シ。夫々右素牛祖陽素栖三代之内、年々相願
シ所素栖代ニ至リ、嚴有院様三十三回御忌御追善、正徳二辰年十二月二十一
日安藤右京進様ニ願之通被仰付シ。同三巳年三月六日日本多彈正少弼様ニ
多山號寺號願之通被仰付シ。同三巳年三月本山直末ニ相願、則願之通被仰付
シ。

文政寺社書上

切支丹禁制
高札

後西天皇承應三年甲午 三〇紀元二 二月二日癸亥 正〇癸亥、三 切支丹禁制

市街恢弘時代

一〇〇七

切支丹禁制
高札事蹟

ノ高札ヲ樹ツ。

○嚴有院殿御實記。憲教類典。

切支丹禁制高札

切支丹禁制ノ令ハ、是ヨリ先屢之ヲ見ル。是ニ至リ代替ヲ期

トシテ又高札ヲ建ツ。

二日○承應三高札を建らる。其文にいはいはく、切支丹宗門累年制禁せらるゝといへとも、御代改りし事なれば、いよく怠りなく考覈すべきむね令し下さるゝ所なり。猶不審の者あらんには、うたへ出べし。これより以前は、伴天連の訴人銀二百枚、いるまん百枚賞賜せられしかど、今より後は、伴天連に三百枚、いるまん二百枚、同宿其他宗旨の族には五十枚、あるは三十枚褒賜あるべし。もしかくしをき、他よりあらはれふば、罪其他の五人組までに及ぶべしとなり。

覺

——嚴有院殿御實紀

一、吉利支丹宗門之衰、累年雖爲御制禁、御代替ニ付、彌無斷絶急度可相改之旨、所被仰出也。自然不審成者有之、可申之。此以前伴天連之訴人ニ銀貳百枚、以、味、まん、銀百枚、雖被下之、自今以後、伴天連ニ銀三百枚、いるまんニ銀貳百枚、同宿其他宗旨之族、或五拾枚、或ハ三拾枚爲御褒美、可被下之。若隱置、

從他所あらはれ、いゝあるてハ、其五人組迄可行曲事者也。

承應三年二月

——憲教類典

附記
紙鳶其他
禁令

〔附記〕 紙鳶其他禁令

嚴有院殿御實紀ヲ抄ス。

四日○承應三紙鳶弄ぶ事を禁ぜらる。また少年を草履取とふし、男色につきて争論を引出す事多し。いとひが事なれば、此後さる取持せしものまで曲事たるべし。又奴僕兩刀を帶し、美服を著する事も制禁すべしと令せらる。

稻葉正則賜
邸事蹟

三月三日癸巳

○承應三年(紀元二三一四年)○癸巳、三正綜覽。

小田原

○相模國。

城主稻葉正則○美濃守。西

丸下

○市内町區。

二邸地ヲ加賜ス。白川

○岩代國。

城主本多忠義

○能登守。

舊邸也。

○寬政呈譜。

稻葉正則賜邸

寬政呈譜ニ據レバ、

正則○從四位下侍。從。美濃守。隱居名。泰應。幼名。鶴千代。

市街恢弘時代

一、同年^{三〇}承應三月三日西丸下居屋敷裏本多能登守^{〇忠}明屋敷被^下置^し。

右居屋敷東之方十間差上^し。

稻葉正則西丸下邸ハ、往古江戸繪圖石川主殿^{〇忠}邸タリシ者、加給セラレタル本多能登守^{〇忠}明屋敷ハ、北隣本多甲斐^朝邸タリシ者トス。正保江戸圖ニハ、前者ヲ「稻葉美濃」後者ヲ「本多能登」ト記ス。

〔附記〕 稻葉氏中屋鋪返上

正則^〇稻葉^〇從四位下侍從。美濃守。隱居名「泰應」幼名鶴千代。

一、同年^{三〇}承應月日不相知、芝宇田川町中屋敷差上^し。

但、右屋敷拜領仕^し年月不知。

——寛政呈譜

十一日壬寅^年^〇承應三年^{紀元二三一四}評定所寄合日ヲ改定ス。^〇嚴有院殿御實紀。

評定所寄合日改定

評定所寄合日改定 嚴有院殿御實紀云フ、

十二日^年^〇承應三年^{紀元二三一四}評定所大寄合四日十三日廿二日、内寄合九日十八日廿七日、立合六日十一日廿五日に定めらる。

〔附記〕 騷擾者追捕

捕

一、承應三年^〇月 夜江戸町中よて所々ウケ廻^り人殺切事有^之、最初日本橋一丁目木戸番一人手負、貳丁目よて提灯持^し者手負壹人、檜物町よて二人、内一人死^せ。同所木戸番四人、内三人死。南暮木町一人死^せ。長持町川岸の番一人、南鍛冶町三人、内一人死^せ。内記町貳人死。左兵衛町四人手負、丸や町一人。右の切手何者共不知、行方^不知^し、一刀ツ、切捨^し由^之。

後御詮議有^之、相知、浪人山中半左衛門と申もの亂心の沙汰と云。

——承寛襟録

廿六日^年^〇承應三年^{紀元二三一四}此夜山中半左衛門といへる處士、郊外市中を騷擾し、九人を切殺し、十二人に深手負せたりと聞えければ、町奉行して追捕せしめらる。

十六日^〇承應三年^{紀元二三一四}この四月、市中にて人を多く刃傷せし處士、山中半左衛門が刀をあづかりし僧、速に訴出しに、これらも褒銀を下さる。

——嚴有院殿御實紀

五月六日乙未^〇承應三年^{紀元二三一四}小姓組小堀政可^〇三郎^{兵衛}書院番内

城濠浚渫及宅地築填

市街恢弘時代

一〇一一

藤某之助ヲ奉行トシテ、雉子橋筋内市ヨリ錢龜橋筋内市ノ城濠ヲ
 浚濶セシメ、書院番角南重國馬助・小姓組西尾政氏兵衛ヲ奉行トシ
 テ久保町筋内市ヨリ數寄屋橋筋内市ノ城濠ヲ浚濶セシム。是ヨリ
 先宅地築填ノ命ヲ受ケタル小姓組長谷川守勝三左衛門・書院番能勢
 頼宗十郎新ヲシテ、城濠ノ揚土ヲ以テ築填用ニ充テシム。寛明日記。天
 享。吾妻鑑。嚴有
 院殿御
 實紀。

城濠浚濶及
宅地築填事
蹟

城濠浚濶及宅地築填 承應二年八月九日長谷川守勝能勢頼宗其他宅地築填
 ノ命ヲ受ケタルコトハ、既記ノ如シ、三年五月頃猶工事中ニ在リタル者歟、城濠
 浚濶ノ事有ルト共ニ、之カ揚土ヲ以テ築填用ニ充テシムルコト、左ノ諸傳ニ見ユ。
 五月六日三承應

一御城廻リ堀サラヘ奉行被仰付衆雉子橋筋ヨリ錢龜橋筋ヲハ小堀三郎兵
 衛政可・内藤甚之助院書・久保町筋ヨリ數寄屋橋筋ヲハ角南主馬重國・
 西尾藤兵衛政氏・又長谷川三左衛門守勝・能勢新十郎頼宗・
 院殿御實紀。

寛明日記天享吾妻鑑同。

六日承應三年書院番内藤甚之丞某小姓組小堀三郎兵衛政可は、神田橋の
 堀浚奉行を命ぜられ、書院番角南主馬助重國・小姓組西尾藤兵衛政氏は、數寄
 屋橋堀浚奉行を仰付られ、其泥土をもて、先に築地をふすべしと地形方奉り
 し小姓組長谷川三左衛門守勝・書院番能勢新十郎頼宗に仰付らる。
 八日承應三年御側牧野佐渡守親成久世大和守廣之、城溝浚利の巡察す。
 嚴有院殿御實紀

重國主馬・
角南。

八年寛永御書院番に列し、中承應三年五月六日仰をうけたまはりて、數
 寄屋橋外堀浚の奉行をつとむ。
 寛政重修諸家譜

〔附記一〕 賜宅

十一日承應三年細井金兵衛元屋敷御船手向井五郎右衛門被下之、溝口半
 左衛門父之屋敷被下之。

廿九日承應三年

天樹院殿御家老長田十太夫、於飯田町屋敷被下之。

八月朔日承應三年

市街恢弘時代

附記、一
賜宅

此日、女中按察屋敷拜領。曾根源左衛門同斷。

〔附記二〕 喧嘩處罰

公儀日記

附紀、二
喧嘩處罰

廿八日○承應三年五月 去十五日於禰宜町風呂屋、戶田三郎四郎組御步行衆喧嘩

仕手負、同道之御步行衆貳人右手負圍逃。依之當人者令越於山、同道之輩御扶

持被爲放之。此外右馬頭殿御步行貳人被放扶持云々。——公儀日記

八月十八日乙亥○承應三年紀元二三〇四年 太政大臣鷹司信房六男松平信

平、○左兵衛督 邸宅ヲ赤坂○市内赤坂區ニ賜フ。○嚴有院殿御實紀。

松平信平賜邸 相傳フ、

十八日○承應三年八月 松平左兵衛督信平新に邸宅給はり引うつるにより、金千

兩たまふ。

嚴有院殿御實紀

鷹司太政大臣藤原信房六男 信平 從四位下少將

松平左兵衛督

○上略 同應。三甲午年三月十日嚴有院様○德川家綱於御前松平御稱號御判物

被成下、可稱左兵衛督旨、被仰出之。御盃頂戴、御刀拜領。御合力米三千俵御加

増被下、都合五千俵被成下。同年六月廿八日上使以酒井紀伊守○忠・杉浦内

藏丞○正友代官町屋鋪手狹付、千駄ヶ谷ニ有屋鋪被下之旨被仰出、其以後赤

坂當屋敷御替被成以。同年八月十八日上使以酒井紀伊守杉浦内藏丞、赤坂

屋敷爲作事料、金千兩拜領之。——寛政呈譜

寛文江戸圖及御府内往還其外沿革圖書、赤坂紀伊藩邸東南隅ニ、松平左兵衛

卜有ル者是也。

十月六日壬戌○承應三年紀元二三〇四年 役馬ヲ近在ニ課シテ、兩傳馬町

内○市ヲ助役セシム。○撰要永久錄。

兩傳馬町助役 撰要永久錄ニ據レハ、

近在役馬起立之事

兩傳馬町御役人馬多分相勤、難澁仕以ニ付、近在脇馬ヲ役馬ニ遣以様、承應二

巳年三月神尾備前守様石谷左近將監様ニ訴訟申上以得共、同年十月六日於

御評定所在馬壹疋ニ付、壹ヶ年ニ兩傳馬町ニ壹疋宛、御定賃錢ニ有遣以様被

仰付、御奉行様方御連印御證文被下以ニ付、鞍判致、役馬爲勤以。

兩傳馬町助役

兩傳馬町助役事蹟

右、御證文寫無之、此時分脇馬千貳百疋餘在之、趣、寛文八申年五月御救願文書之内ニ在之。

〔附記、一〕 水戸邸前仇討

一、同年○承應三年十月、水戸御屋敷前○忠にて敵打有之、酒井雅樂頭殿○忠家來堀越傳右衛門兄弟打申し、被討し者ハ、小林忠兵衛々申者之由、水戸様辻番ニ留置、酒井日向守殿より御斷有之、御渡し被成由。

— 承寛襍録

附記、二
乘箒禁

〔附記、二〕 乘箒禁

二日○承應三年十一月令せらるゝは、箒は先年より病人のみ乗たるが、近年は壯健の輩、上番の時もこれにのり、あるは其身箒にのり、馬を引せて行來するものあり、いとひが事なり。今より後箒は病人のみの用に充つへし。もし壯健の者も、病ありて乗る時は、番頭より老臣にうたへ、のらしむべし。もし違犯せは嚴に命せらるべし。藩士は家臣にうたへて乗り、もし官吏とがむる時は、その子細を答ふべし。槩してのるべからずと禁せらるゝにはあらずとあり。
五日○承應三年十一月歩行目付を府内にめぐらし、箒に乗者を考覈せしめらる。

— 嚴有院殿御實紀

東叡山法令
下知狀

十一月十三日己亥○承應三年(紀元二三一) 四年○己亥、三正綜覽。 東叡山○市内、下谷區。 二、黒印法令及

下知狀ヲ與フ。

○慶祿記、東叡山令條、嚴有院殿御實紀。

東叡山法令下知狀 左ノ如シ。

- 一、當任門跡、諸流學問第一可被勤之也。勿論行義作法、可被相嗜之、雖爲閑居、已後被慎行跡、當住ハ異見指南可有之ハ、并衆僧面々學問勤仕不可懈怠事。
 - 一、御宮御堂年中行事、并配當目錄之旨、堅相守之、勤役不可怠慢事。
 - 一、宮中堂内之義ハ勿論、至寺中迄、火之用心堅可申付事。
 - 一、背國法輩、寺中に不可置之事。
 - 一、萬事美麗致させ、可用儉約事。
- 附、寺中武具不可蓄置之事。

右條々、可相守之、永代不可違失。此外具載下知狀畢。若有違犯之族者、速可及沙汰之狀、如件。

承應三年十一月十二日

右大臣正二位源朝臣御判

東叡山下知條々

一、於當山御神領御佛供領并坊舍領高都合五千六百石被寄附之畢。然上ハ年市街恢弘時代

東叡山法令
下知狀事蹟

中行事配當目錄之旨堅相守之、勤役不可懈怠事。

一、被相定坊舍、可兼無事。

一、爲私不可建立新坊舍事。

一、爲下而掠公儀之名、寺社堂塔建立修補勸進、可爲停止事。

一、背國法輩到來之刻、於有其届之、無異儀早速可返之、縱親類知音之好有之といふとも、不可難澁事。

一、於寺中諸浪人并不審成をの不可抱置、但無據浪人之義を其趣御門跡に申届、其上得寺社奉行差圖、可任其意事。

一、衣食并屋作、不致美々、不可過其分限事。

一、寺中表向出入道路之外、諸坊舍脇道裏道不可開事。

一、殺生禁斷之儀、北を可限御堂嶺、東を車坂、屏風坂、南を不忍池、西を可限寶樹院殿境堀事。

一、坊中女人寄宿堅可爲停止、但參詣之婦女へ、可令用捨事。

一、魚鳥可爲不入事。

一、群飲亂舞停止事。

一、數寄屋圍、堅可爲停止、并數寄道具、不可集蓄、但茶具へ如有來其寺相應可所持事。

右條々、可被相守之、永不可有違異。若於違背族之、速可被處嚴科之旨、依仰執達如件。

承應三年十一月十二日

豐後守 忠秋

伊豆守 信綱

讚岐守 忠勝

雅樂頭 忠清

慶祿記

東叡山領高五千六百石配當目錄

一、東照宮大權現 一千三百三拾五石

一、大猷院殿 一千三百七十石

一、寶樹院殿 五百石

一、千石

一、正月三日元三講、於本院勸之。

年中行事 御神供燈明料修理料等。

年中行事 御佛供燈明料修理料等。

年中行事 御佛供燈明料修理料等。

本院領。

一、正月申日山王開戶 於山王社頭勤之。
 一、每月十四日曼陀羅供 於常行堂勤之。
 一、每月廿四日法華懺法 於法華堂勤之。
 一、二月十五日涅槃會 於常行堂勤之。
 一、卯月八日佛生會 於法華堂勤之。
 一、卯月中申山王講 寺中所化末寺門徒、於山王社頭勤之。
 一、六月四日傳教會 寺中所化末寺門徒、於本院勤之。
 一、十二月二日開山忌新長講會 每月二日持齋并論義於大師堂勤之。
 一、十一月廿四日天台會 寺中所化末寺門徒、於本院勤之。
 右十ヶ條悉以本院領千石之内可勤仕之也。
 一、五百石
 一、五拾石
 以此料之内、每日於大師堂勤行日佛法有之。
 一、三百石

門跡隱居領。

山王

御供料。

開山慈眼大師

御供料。

學頭 雲院。

一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石
 一、貳拾石

市街恢弘時代

本覺院。

真如院。

護國院。

涼泉院。

明靜院。

青龍院。

常照院。

顯性院。

一乘院。

吉祥院。

元光院。

津梁院。

東圓院。

現龍院。

修禪院。

- 一、貳拾石
- 一、貳拾石
- 一、貳拾石
- 一、貳拾石
- 一、四拾石

但壹人ニ付貳拾石宛

是為本坊領貳拾石之上配授之。都合四拾石宛可受納之。役者相替時、以貳拾坊之内撰器量之僧得御門跡并學頭差圖、可補此役也。

- 普門院
- 明王院
- 松林院
- 見明院
- 寶勝院
- 役者貳人料

一、百石

目代料

高都合五千六百石

此取米千九百六十石。但三ツ半定納也。俵ニノ五千六百俵也。

右當役者二人并目代衆徒十八坊ノ内、二人宛輪番相加、年々所務之、且納次第可配當之。修理料代金、右五人相封付之、納置於御藏、不修理、不叶破損之所、得御門跡差圖、可申付之。勘定時、淺右之五人相對可遂結解。此定不可懈怠。或為私曲、或為違背之輩、以衆議申届ケ、御門跡、可令離山者也。

承應三年甲午十二月十七日

從四位下侍從兼豐後守阿部朝臣忠秋

從四位下侍從兼伊豆守源朝臣信綱

從四位下左近衛少將兼雅樂頭源朝臣忠清

從四位上左近衛少將兼讚岐守源朝臣忠勝

東叡山令條

十三日○承應三年十月略。けふ東叡山に御黒印の法令を下さる。當住の門跡、法流の學業を専ら勵まるべし。○中また下知狀には、當山神領佛供料ならびに坊舎領等、通計五千六百石、これを寄附せられぬ、さるうへは、年中行事、配當目錄の旨をかたく守り、勤行怠慢あるへからず。○下

嚴有院殿御實紀

廿二日○承應三年十一月略。日門法親王。此日本坊にうつらせられ、毘門海。○公は隱宅へ遷

徙あるにより、阿部豐後守忠秋御使し、守澄法親王に時服廿一種一荷、公海へ

時服十一種一荷つかはさる。嚴有院殿御實紀

是年○承應三年(紀)起立轉移ノ寺社若干有リ。

○文政寺社書上。續府内備考。

市街恢弘時代

附記
守澄法親王本坊移徙

寺社起立轉移

寺社起立轉
移事蹟

寺社起立轉移

承應三年中起立轉移ノ寺社ヲ數フレハ左ノ如キヲ見ル。

下高輪稻荷社

下高輪稻荷社

別當常照寺承應三年ヲ以テ起立ス。即チ續府内備考ニ、

稻荷社

下高輪

社地除地三百三拾坪。御年貢地四百四拾八坪。

勸請之年月相知不申○中。

氏子町、左之通。

高輪北町、仲町、南町、高輪臺町。二本榎門前地。下高輪村。○中。

太子堂

四方

太子木立像

長二尺五寸。關東一體。聖德太子御直作。○中略。

庚申堂。内陣

横三間半。拜殿二間半。三間。○中略。

青面金剛木立像

秘佛長九寸。○中略。

別當常照寺

當寺之義ハ、元來品川常行寺爲門徒之處、承應三年大坂天王寺秋野坊先祖來成院、常行寺ト相對之上、寺院買添、太子并庚申勸請、夫々以來、常行寺秋野坊兩支配ニハ、共、右兩支配ニある差支、難義ニも有之ハ、付、東叡山御直

末ニ願上度由、右兩所令通達、双方無相違付、御直末奉願上ハ處、享保六年願之通被仰付ハ。

〔參考〕續府内備考改選江戸志ヲ引テ左ノ如ク云フ、

太子堂、稻荷社ハ傍ニあり。此聖德太子ハ、十六歳の御影みして、御自作ふり。按るニ、寛永日記云、十一年○寛永正月十一日品川王子塔御建立あるへきよし被仰出、早速おせ始ハり。此王子塔といへるハ、若太子堂の誤ニや、因ニよるしつヲぬ。

本氷川明神

本氷川明神 溜池ヨリ麻布今井村ニ轉移ス。

麻布今井村
本氷川明神

一、社地拜領地 舊地之儀也、溜池松下備前守様屋敷内と申傳ハ得共、信否相知不申ハ

右坪數九百貳拾坪。舊地拜領年月不知、替地拜領承應三甲午年御座ハ。

一、本氷川相殿之神

左ハ素盞鳴尊稻田姬。右ハ手摩乳脚摩乳神體ハ無御座ハ。

一、本地ハ大巳貴尊。

唐金立像長五寸七分。臺三寸五分。

市街恢弘時代

一、鎮座勸請之儀ハ深遠ニ相知不申。乍然緣起相添差上可申。

一、本社九尺二間。幣殿九尺二間。拜殿三間。棟札等相知不申。中略。

一、今井町三谷町。今井入寺町。今井寺町。湖雲寺門前。市兵衛町。六軒町。外ハ御大名御旗本御組屋敷。右之分民子ニ御座。

——文政寺社書上

曹洞宗盛徳寺之カ別當タリ。

本寺上州沼田加葉山龍華寺末

麻布今井

加葉山盛徳寺

禪曹洞宗

一、境内拜領地

坪數米川社地共都合九百貳拾坪。

舊地拜領ハ年月不知。替地拜領ハ承應三甲午相違無御座。

一、開闢起立之儀ハ慶長二百年御座。

——文政寺社書上

同書上所載寛文元年九月十五日ノ縁起中ニモ、上略。承應年中爲公用東照宮第四代源家

公。當所近邊ノ寺多他所へ移サル。當社ハ幾年カ奉仰鎮守靈神ニテ御在ユヘ、時

ノ御奉行天野佐左衛門殿。神保市右衛門殿。當所ニ拜領被仰渡。明暦元乙未歲修造功成テ、城中城

外、無貴無賤、垂頭拜瞻。異靈溢見聞、不可勝記。ト有リ。

長耀寺 開基ノ歿年ニ因ミ、此ニ附録ス。

日蓮宗

甲州身延久遠寺末

麻布北日ヶ窪町

常住山長耀寺

一、境内六百四拾八坪 御年貢地。

往古當所起立仕、引地地地等之儀無御座。

一、開闢起立年代相知不申。中略。

一、開基淨性院轉位日養居士。

右承應三甲午年七月十三日死去。俗名福谷傳右衛門と稱し。子孫福谷爲三

郎と申。麻布新町ニ被致住居。當時御留守居與力相勤罷在、只今以當寺擅家ニ

御座。

——文政寺社書上

淨專寺 麻布今井町ヨリ同新町ニ轉ス。

淨土眞宗

京都東六條本願寺末

麻布南仲町

米澤山淨專寺中略。

一、當寺艸創之義、中略。慶安年中上杉彈正大弼様御思召ニより御府内麻布

今井村引越罷有。所、承應三甲午年今井村御用地ニ被召上。故、其節之御

市街恢弘時代

奉行神保市右衛門様并ニ天野佐左衛門様御兩所方御證文申請藤堂主馬様
御證文差上申上。同年麻布新町御寺引越罷有上。略。○下

——文政寺社書上

理性寺

理性寺 内藤宿ニ起立ス。

日蓮宗

越後國蒲原郡本成寺末
四ツ谷内藤宿
法眞山實成院理性寺

一、境内古跡並除地 表貳拾間壹尺。裏貳拾間壹尺。長百五拾三間貳尺。此坪數
三千貳百拾三坪。地形高下有之。

一、起立老承應三甲午歲大久保氏越中守忠辰、同氏甚兵衛忠陰兄弟、爲慈父大
久保荒之助忠當、日堯。法名。悲母久世氏三左衛門尉廣宣之娘、日然。法名。現當二世、請内
藤氏若狹守重頼別墅之地、以久世大和守某方地所寄附有之、致創立上。

——文政寺社書上

妙泉寺

妙泉寺 甲府ヨリ來リ移ル。

一、拙寺濫觴之義ハ、元和二辰年甲府ニ開基、運寮院日表妙泉寺始創仕上、
甲府ニ致居住上、所承應年中之頃、甲府様御附之御家人衆御當地引越之旨被

仰付右妙泉寺擅家淺凡六七十軒ニ付、江戸表引越被仰渡上。日表義淺甚當惑
仕上、依之爲佛法廣布日表も無據江戸表御出府仕、市ヶ谷尾州様御屋形之東
之方ニ地名ハ寶祥寺谷と申所ニ寺號を相立、居住仕上、所ニ其砌甲府方追追
江戸表御擅家引越之仁六七十軒淺有之、幸ニ日表義淺甲府ニ擅家故、早
速擅家ニ相成、則寶祥寺谷ニ居住仕上。略。○中

一、拜領地三百八拾坪餘。

日蓮宗

豆州天澤法花寺末
武州豐島郡牛込高田
久榮山妙泉寺

——文政寺社書上

善雄寺

善雄寺 是年寺地ヲ受領ス。

淨土宗

京都知恩院末
小石川下富坂
龍頭山寶珠院善雄寺

境内拜領地九百七拾六坪。

起立、元和中駿河臺ニ開基仕上處、○中、元和七年當所御引移、承應三甲
午年拜領被仰付上。

——文政寺社書上

市街恢弘時代

一〇二九

念速寺 小石川築地ヨリ同所餌指町ニ移ル。

一向宗

東本願寺末
小石川戸崎町
瑞雲山念速寺○中略

當寺艸創之、寛永元甲子年小石川築地ニおゐて釋宗賢起立仕し。○中地所之儀老、承應三甲午年小石川築地道筋御用地ニ相成、寺地被召上しニ付、同所餌指町小栗長右衛門殿組黒川仁左衛門地面借地仕、寛文十二年迄十九年罷在し。○下略。

——文政寺社書上

正燈寺 庵室ヲ改メテ寺院ト爲ス。

禪宗臨濟派

京都妙心寺末
下谷龍泉寺町
東陽山正燈寺

一、境内三千坪。抱地六百四拾坪餘御年貢地。内九畝貳拾壹步寛延三午年八月東叡山カ除地。

一、寺記、承應三甲午年當寺元正燈庵と唱へしう、開山カ三代目の僧徳海願上て寺號となせり。

一、開山勅諭大圓寶鑑國師愚堂東寔大和尚、寛文元丑年十月朔日示寂。

一、開基ハ溝口出雲守、延寶四辰年十一月廿二日寂。法名寒光院殿禪林味歌大居士。松平志摩守先祖松平市正、寶永三戌年三月十日寂。法名瑞龍院殿大宙宗閑大居士等也。

一、京高雄楓樹。

是ハ三代目徳海代植るよし申傳ふ。今はこの楓樹枯てふし。

童謡よ、コリヤタガモミチ、タカヲノモミチ。

外の楓樹とハちろひ、葉の形切多しといふ。

一、土岐六郎頼清墓。

境内巽の隅よあり。五輪塔よして、瑞岩寺殿祥雲善孝大居士、建武三丙子年六月朔日。過去帳こも記有之。位牌も有之。今子孫と稱し番町牧清三郎カ餉米を送る。取次人神田明神下小貫五左衛門付届世話いとししよし、先年頼清四百五十回之時、菅沼新八郎外ニ兩三人施主と成法回あり。其時の七言絶句の碣の内、頼清攝州芥川よ於て討死せし塔をこに寫りせし事をのせあり。今其記を失へり。

一、門前の小堀を愚堂塔といふ、是ハ開山愚堂の由緒ゆへなりといふ。今誤り

て土俗ぶどふ塔といふ。

文政寺社書上

長樂寺

長樂寺 承應中鳥越社別當ト爲ル。

元鳥越 長樂寺

覺

一、惣坪數七百貳拾九坪八合壹勺六才

内、貳百七拾七坪

別當持御年貢地

承應年中當社○鳥越大明神之別當ニ相成ハ由。

一、鳥越大明神

御本地馬頭觀音

御尺四寸七分。但座共ニ後之御髮之上迄六寸六分。

外ニ厨子壹尺四方。高サ屋根際迄貳尺。

一、別當 長樂寺

右古義真言宗。本寺紀州高野山金剛三昧院末。

一、山號 鳥越山々申傳也。

一、開山法印昌算。假名深賢。迂化之年月寬永廿癸未四月十三日也。○下

文政寺社書上

海藏寺

海藏寺 本所牛島ニ結庵ス。

禪宗黃檗派

攝州西成郡難波村慈雲山瑞龍寺末

武州豐島郡青山

青山海藏寺○中

一、當寺起立。往古老本所牛島ニ承應年中禪宗卓峰と申僧取立致住居ハ庵ニ○下御座シ。略。

文政寺社書上

起立轉移シタル市街若干也。

○府内備考

市街轉移起立 承應三年若干市街起立ス。

麻布今井町 是歲移住。

今井町

一、當町起立之儀ハ、往古木曾義仲之臣今井四郎兼平之居城有之ハニ付、今井と唱ハ。右城跡之儀ハ、當時赤坂續松平安藝守様御中屋敷ニ相成于今兼平太刀洗之井と申ハ。右御屋敷續赤坂新町四丁目里俗新店と唱ハ町家裏ニ古井御座ハ得共、星霜を經ハ儀ニ付、書留等無之、申傳而已ニ御座ハ。尤今井屋敷地之儀ハ、其以前何カを境ニハ哉難相分ハ得共、御入國之比迄、東ハ虎御門通、北ハ赤坂溜池端邊、西ハ青山を境、南ハ西久保臺カ麻布六本木前迄を、今井村

市街恢弘時代

市街起立轉移事蹟
麻布今井町

と唱い場所ニ御座い所承應三午年中、虎御門並御堀等新規御普請ニ付、御用地ニ被召上、又ハ諸家様御拜領地ニ罷成いニ付、百姓共所持之田畑店屋敷迄被召上、一統難澁仕いニ付、其節御代官伊奈半左衛門様代地之儀度々奉願い得共、御取上無之い間、百姓共申合、御老中松平伊豆守様御駕籠訴致相願い得之、當時何き之場所ニい哉、北領むと申所ニ有、百姓一人ニ付五町三反并爲引料金五兩宛可被下置段被仰渡い所、數代住居之地離散仕いこと深相歎、早速御請不申上、延引申い内、外村之百姓共奉願、右むと申場所拜領仕い所、今井村百姓共其儀を不存、御請罷出い之、先達る代地之儀被仰渡い得共、御請延引致いニ付、外村之百姓は拜領被仰付い由ニ有、代地不被下置い間、同年中今井村之内、當町并三谷町寺町市兵衛町谷町は百姓共移住居仕い、當町ハ其砌今井本村と唱市兵衛町之儀ハ今井台町と唱い所、今井石高右台町之内ニ有、萬治二亥年中不動院地面ニ相渡、當時麻布不動院境内并同院門前と唱い場所御座い、右殘地台町并谷町之儀ハ寛文十二子年中御代官伊奈半十郎様御支配之節出入有之、何きも一村之内ニい得共、右貳ヶ町之儀ハ銘々高ヲ分、御年貢諸役等各別ニ可相勤旨御裁許有之、其節御下文有之い。略。中

右高分ニ相成い以前より、百姓町家之分今井町と唱い所、正徳三巳年閏五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠江守様松野壹岐守様御勤役之節、町方御支配ニ罷成い。

但、右御支配之外、村地之分享保八卯年中迄追々御用地ニ被召上、石高相減、當時溜池上近邊ニ少々宛屋敷等相殘罷在い、且町方飛地青山御爐路町續ニ有之い儀ハ、末ニ申上い。

一、町内 東側、南北に表間口三間餘、裏幅九拾八間餘、東西に奥行北之方にて壹間半餘、南之方ニ有拾五間餘、西側、南北に表間口貳拾貳間半餘、裏幅貳拾間半餘、東西に奥行、南之方ニ有貳間半餘、北之方ニ有九間四尺餘、同町南之方壹ヶ所地面、南北に表間口三間半餘、裏幅四間餘、東西に奥行、南之方にて拾八間半餘、北之方ニ有拾七間半餘。

一、四隣 東之方松平出羽守様御中屋敷續村地御抱添地、西之方赤坂一ツ木町飛地吉川監物様無年貢御抱屋敷、松平邦之助様御下屋敷、南之方谷鷹之助様御屋敷、北之方山田茂兵衛殿屋敷。

一、町内里俗之唱、當町赤坂續ニ有之いニ付、一圓赤坂今井谷と唱申い。

一、飛地

右ハ青山御爐路町續ニ有、東西ニ表間口裏幅共三間半、裏行南北ニ七間半宛有之。

一、右四隣 東之方栗林平十郎様御屋敷、西之方百人組御組屋敷、南之方青山御爐路町、北之方栗林平十郎様御屋敷。

右ハ元青山因幡守様御上地ニ有、御武家方ニ御拜領地ニ相渡シ割餘リ地ニ御座ル所、古來ハ名主七左衛門先祖ニ御預ケニ相成、元祿八亥年御檢地之節見取畑ニ相願、同十五年ハ年々御年貢上納仕來ル所、家作等ニ無之無用心ニ付、晝夜相廻ル難儀仕ル間、冥加金差上、本町並之町屋ニ仕、年貢之儀も同様ニ上納仕度段、享保十七子年奉願ル所、翌十八丑年三月願之通被仰付、冥加金差上、本町並之町方ニ相成ル。

一、御高札

右ハ當町惣持ニ有、町内自身番屋惣持地ニ有之。

一、坂 長凡四拾間程。幅四間ハ三間位。

右ハ町内南之方ニ有、同所龍土町ニ有之、行合坂と相唱申ル、右坂上

青山邊ハ龍土邊ニ通行之道筋ニ當町より登行合ル故唱來由申傳ル。

一、古井

右ハ鱧之井と申、當町南之方行合坂下家持重五郎地面之表往還下水端ニ有之名目申傳而已ニ有、古來之儀難相分ル。

一、町内之儀ハ、平岩右膳様御代官ニ有、町方之分町御支配ニ御坐ル。

一、御檢地

右ハ元祿十丑年織田越前守様御改ニ有、御水帳所持仕ル。

一、町内反別四反貳畝拾六步。

一、飛地反別貳拾六步。

一、當町一圓麻布領ニ御坐ル。

一、舊家

當町名主

七 左衛門

右先祖之儀ハ、委細相知不申、往古ハ當今井村ニ罷在ル所、澤木玄蕃と申者、文龜辛酉元年ハ郷民之進ニ任、當所名主役ニ相成、草創之家屋敷ニ御坐ル由、名字之儀ハ、芳澤ニ有、木立多有之ニ付、名乗ル趣申傳ル、右玄蕃ハ當七左衛門迄十四代名主役相續仕、正徳年中町御奉行御支配ニ相成ル以後、右町方御領

所名主役兼相勤罷在。先年類焼仕儀節、巨細記録焼失仕儀ニ付、其餘之儀ハ、相知不申。

一、舊家

當町家持
五 左衛門

右ハ當町草創之家筋ニ有、先祖之儀ハ相知不申得共、天正之頃迄ハ遠藤雅樂助ト申、當時常盤橋御門ニ相成儀邊ニ舊來住居罷在、其後元今井郷之内虎御門邊ニ引移住居罷在。所承應三年御普請ニ付、右場所御用地ニ被召上。以間、猶又當所ニ引移申。右先祖ハ當五左衛門迄三十六代相續仕儀由申傳。當時材木商賣仕、年寄役相勤罷在。委細之儀ハ先年度々類焼之節舊記等焼失仕儀ニ付、相知不申。

府内備考

麻布今井
三谷町

麻布今井三谷町 亦承應三年轉移ス。

今井三谷町

一、當町起立之儀ハ、今井町ニ有申上。以通、元地承應三年年中御用地ニ相成、當所ニ引移。後正徳三巳年閏五月中、町方御支配罷成申。且三谷町と唱儀ハ、往古此邊南谷北谷中谷と唱。以谷合三ヶ所有之。以場所ニ承應三年年中引移。以已後、三谷町と唱。以由申傳。

一、町内 南側、東西ニ表間口拾九間半餘、裏幅貳拾間半餘、南北ニ奥行、東之方ニ有拾四間、西之方同斷。北側、東ニ寄。以地面、東西ニ表間口三間餘、裏幅五間餘、南北ニ奥行、東之方拾貳間餘、西之方拾壹間半餘。同側正善寺を隔横町角地面、東西ニ表間口八間半餘、裏幅四間半餘。南北ニ奥行、東之方貳拾五間半餘、西之方貳拾七間半餘。

但、右地面之儀、表通横町之内ニ間口奥行入交ニ御座。以。且堀江新次郎殿抱屋敷門幅三尺相除申。

同横町を隔北側地面、東西ニ表間口貳拾四間餘、裏幅拾五間半餘。南北ニ奥行、東之方拾四間半餘、西之方拾四間餘。

一、四隣 東之方御先手御組屋敷、西之方御先手御組屋敷、南之方同段、北之方堀江新次郎殿御年貢地抱屋敷、内藤六郎様御中屋敷、明福寺境内。

一、坂 貳ヶ所。

右壹ヶ所ハ、町内北之方横町ハ溜池火消御役屋敷邊ニ出。以坂ニ有、長七間計、貳段ニ相成、幅貳間程、雁木坂と相唱申。右ハ石ニ有雁木ニ相成。以ニ付、里俗ニ唱來。以哉ニ奉存。以。御武家方持ニ御坐。以。壹ヶ所ハ町内東町とつ。以溜池

市街恢弘時代

大通の出入坂に於て登三拾間程、幅壹間、里俗に相唱ひ名目無御坐ひ。尤武家方御組合持に御坐ひ。

一、町御奉行御代官兩御支配所に於て當時平岩右膳様御代官所に御坐ひ。

一、御檢地御高札之儀に、同所今井町に於て申上ひ通に御坐ひ。

一、町内反別貳反六畝九歩。

一、當所一圓麻布領に御坐ひ。

麻布今井寺町 承應三年轉移ス。

府内備考

麻布今井寺町

麻布今井寺町

一、當町起立之儀に、今井町に於て申上ひ通御坐ひ。地所之儀に、貳ヶ所に相離有之、壹ヶ所に元地、承應三年年中御用地に相成、當町に引移ひ後、正徳三巳年閏五月中町方御支配に相成申ひ。且寺町を唱ひ儀に、此邊一圓寺院有之に、付寺町を唱ひ由申傳ひ。

一、壹ヶ所に麻布市兵衛町北裏に有之、當所之儀も、今井町之内に於て、年代不知禪宗京都妙心寺地中大法院抱屋敷に御座ひ處、元祿午年九月中、右妙心寺末光林寺に讓請、一圓境内に相成居ひ處、同八亥年麻布本村町に引移、同十一寅

年九月中跡地南部信濃守様御醫師上領隨庵に申者讓請所持致居、其後享保十九寅年中御代官伊奈半左衛門様御町家作之儀奉願ひ處、同年十二月中町御奉行大岡越前守様、稻生下野守様御勤役之節、町方御支配に罷成ひ。尤町名之儀に、光林寺跡地に付、前文同様今井寺町を相唱、貳ヶ所一體之町名に相成申ひ。

一、町内 東側、南北に表間口五拾壹間餘、裏幅五拾壹間餘、東西に奥行南之方なる四間半餘、北之方なる八間半餘、西側南北に表間口三拾四間半餘、裏幅貳拾五間餘、東西に、奥行南之方なる九間、北之方なる五間半餘。

但、大泉寺門幅相除申ひ。

同所市兵衛町北裏之方、東西南北間數之儀、地所入込ひ場所多し間、四方之儀相分兼ひ地に付、表裏幅奥行之儀、委細繪圖面略に申上ひ。

一、四隣 東之方石川中務少輔様御下屋鋪、西之方眞性寺、大泉寺境内、南之方同所市兵衛町、眞性寺境内、北之方同所法音寺門前、石川中務少輔様御下屋鋪、同所市兵衛町北裏之方。

右四隣 東之方、伊藤權之助様、萩原藤十郎殿、市川吉五郎殿、伴野半左衛門殿

市街恢弘時代

御屋鋪。西之方、石川中務少輔様御中屋敷。南之方同所市兵衛町。北之方御先手御組屋敷。石川中務少輔様御抱添地。

一、里俗之儀を、元町之方ふとと唱ひ儀を、坂之部に申上ひ。市兵衛町北裏之方を昔ととやの入を唱ひ由。後年町地に相成ひ後、入寺町、又市兵衛町裏に付同様市兵衛町共相唱申ひ。

一、下水堀之儀を、市兵衛町北裏之方家前に有之ひ。雨落る多、大下水を無御座ひ。

一、坂 長凡壹丁程

右元町之方家前なる、南之方市兵衛町、北之方湖雲寺門前迄下ル坂なる有之ひ。得共、名目無之、里俗にたとと唱申ひ。

一、町御奉行御代官兩御支配所なる、當時平岩右膳様御代官所に御座ひ。

一、御檢地御高札之儀を、同所今井町に申上ひ。

一、町内反別壹反八畝貳拾六步。

一、市兵衛町北裏之方、反別四反四畝貳拾步。

十番馬場町 芝新馬場に起立ス。其十番に移ルハ享保十四年歟。

府内備考

十番馬場町

麻布 十番馬場町

一、馬場起立之儀を承應三年年中阿部豊後守様久世大和守様、馬口勞共、馬場地拜領仕度段御訴訟申上ひ處、芝新馬場なる長百五拾八間、横幅三拾間餘、并居屋敷共、御地割城半左衛門様朝倉仁左衛門様并前書御二方様御出御見分被遊、馬場地拜領仕、銘々住居仕罷在ひ。

一、馬口勞共元地新馬場に罷在ひ砌を、仲間十五人なる御用相勤ひ處、其後追々御武家様方被召出、御抱に相成、十番なる代地被下置ひ節を、仲間七人に御座ひ。尤御抱に相成ひ八人之者、姓名年月等書物類焼仕、相分兼申ひ。

一、稻荷社 間口貳間、奥行九尺。

右に馬場東之方木戸内に有之、新馬場起立承應三年年中勸請仕、正一位稻荷と相唱、享保十四年八月中御用地に被召上ひに付、元地引拂當處に移替申ひ。

府内備考

牛込水道町 承應三年築填屋鋪地下爲ス。

牛込水道町

一、當町起立之儀を、承應三年牛込小日向小石川武家御屋鋪地形築地に被仰

市街恢弘時代

牛込水道町

付_レ節、築地奉行曾根源藏様大森半十郎様御掛_ニ、御府内町々_ニ住居致_シ、三拾四人_ノ者共右築地御請負申上、築立_レ處、銘々殊_レ之外損失仕、住居致兼、家屋鋪賣拂_レ付、住居可仕場所無、御座、其段御奉行様_ノ御訴訟申上_レ處、被_レ仰上_レ、上、築地地形場末之古河沼_ニ、田等御座_レ場所、右三拾四人_ノ者共へ被_レ下置_レ付、自分入用_ヲ以築立、住居地面_ニ致來_リ、牛込水道町_ニ相唱、萬治元戊年_ノ同丑年迄四ヶ年之内、町年寄支配_ニ有_レ之_レ處、寛文二寅年_ノ御代官野村彦太夫様御支配_ニ罷成、御年貢上納仕、諸役相勤、町並屋敷_ニ相成申_レ。中略。尤牛込水道町_ニ相唱_レ儀、往古此邊川付町家重_ニ水道町_ニ相唱_レ由_ニ付、其趣意_ヲ以、古來_ノ牛込水道町_ニ相唱來_レ由申傳_ニ御座_レ、勿論前三拾四人_ノ者共之儀、寛文十二子年中御代官野村彦太夫様_ノ御渡有_レ之_レ水帳_ニ書載有_レ之_レ名前_ノ者共_ニ御座_レ。

但、右三拾四人之内、名主庄兵衛儀、子孫_ニ有_レ所持地相續、代々名主役相勤罷在_レ。尤外三拾三人_ノ者_ノ所持地面等追々賣買_ニ相成、當時子孫無、御座_レ。

一、町内 南北_ノ間口百五拾貳間三寸程。東西_ノ裏行貳拾壹間程。但片側町家。

南_ノ方_ニ有_レ、裏行間數少々不同_ニ御座_レ。道造之儀、町内間數内七拾七間壹尺七寸、此分町内一手持。町内中程、北_ノ方間數七拾五間壹尺三寸。江戸川端道造、御武家様方_ノ組合罷在、出銀差出來_レ。

一、四隣 東_ノ方多田孫十郎様、丸山斧吉様、神保八太郎様、渡邊伊織様、鈴木市左衛門様、川奈半兵衛様、渡邊金之助様、根岸又吉様、正木重左衛門様、石野量之助様、御屋鋪、西_ノ方牛込改代町、小日向東古川町、南_ノ方牛込築地片町、北_ノ方江戸川向水道町。

一、町内里俗片側_ノ御武家様御屋鋪_ニ御座_レ間、赤城下片町_ニ相唱申_レ。中略。

一、自身番 間口九尺。奥行貳間。

右町内中程横町北側_ニ有_レ、沽券地之内、地面借請、補理、月行事相請、町用等相勤罷在_レ。尤同所等覺寺門前、築地片町、寶藏院門前、天徳院門前、馬場先片町、五軒町、右六ヶ町組合_ニ御座_レ。

一、江戸川 幅凡拾間餘、不同有_レ之_レ。

右往古田畑之用水_ニ有_レ古川_ニ相唱申_レ處、萬治年中_ノ江戸川_ニ相唱_レ由申傳_レ。右水上武州多摩郡吉祥寺村井之頭辨才天之池_ノ流れ、關口_ニ有_レ神田御

上水々分水仕、尤小日向水道町々町内地所ニ移、土地之南方々貳拾壹間程相流、御武家方屋鋪之方々流行申い。

一、橋 長八間程。幅貳間壹尺程。

右々江戸川い掛り有之、町内々小日向水道町い渡りい板橋い有、江戸川大橋々相唱申い。又里俗い石切橋共唱來い。譯相知不申い。尤御役所向い、江戸川大橋々相認申い。右ハ御武家様方御組合普請い有、町内々淺出銀差出來り申い。尤橋之儀い付異變等其外取計之儀い、最寄御武家様方御持い有、町内持いて無御座い。

右大橋掛直普請有之い節い、尙町内小日向水道町兩町々町御奉行様い奉願上、右橋臺地際々川下東方い八間程隔り、幅三尺餘長八間程行桁相付、假板橋い有、壹人立往來仕來申い。

但、入用之儀い、右兩町い有差出來申い。

一、石橋 四ヶ所。

右々町内中程西横町大下水い渡い。幅凡四尺程丈ヶ凡壹丈程有之い壹ヶ所、南之方四ツ辻小下水い渡い。幅凡三尺程丈ヶ壹丈程壹ヶ所、同町北之方四ツ

辻下水左右ニ渡い幅丈右同斷貳ヶ所都合四ヶ所共、普請之儀い町内一手持い御座い。

一、下水 幅四尺。

右々當町西裡い有之い御持組屋鋪い流出、北之方江戸川い流落申い。其餘町内家前い幅壹尺之小下水有之、南之方々相流横町々々前書大下水い落合申い。○中略。

一、反別 壹町壹反貳拾三步町屋鋪。

但、高之處見取場い有、前々々何石何升之譯無御座い。

一、領之儀い、野方領々相唱、郷名庄名之唱無御座い。○中略。

一、聖護院宮様御支配大聖院役傳普賢院弟子 明王院

右々當町家主久右衛門店罷在い。——府内備考

改代町 沼田い堀ヲ賜い、漸次塵芥ヲ以テ築立ツト云フ。

改代町

一、當町起立之儀い、寛永年中牛込村田畑内い百姓共居屋鋪御座い處、承應三未年中寺社御奉行松平伊賀守様久世大和守様い御訴訟申上、沼田い堀け堀之

市街恢弘時代

處ヲ居屋鋪計被下置以得共、築立可申力無御座由申上以得之、年々妻子共ニ
おみゆるとして築立次第ニ町屋ニ取立罷在様ニと被仰付以付、家作仕
以時分淺何方様ニ淺御届申上以義無御座以、其後新地御奉行様ヲ御尋御座
以節淺右之通申上以得之、御搆無御座以由、其後寛文十二子年九月廿八日野
村彦太夫様御代官所ニ相成、其節御水帳壹冊出來仕、御渡ニ相成、引續御代官
御一手之御支配ニ相成、略中尤往古牛込築地替代町ヲ認ノ以由之處、其後牛
込改代町ヲ書改以年代、且改代町ヲ唱以譯共、知不申以。

一、町内 東西ニ南之方ニ五拾三間三尺八寸、中程ニ六拾四間三尺五寸、
北之方ニ四拾九間、南北ニ東之方ニ百貳間貳尺六寸、中程ニ九拾貳間
四尺六寸、西之方ニ八拾五間壹尺貳寸。

但、南側町屋ニ裏行間數不同ニ有之、尤横町之分道幅相除申以。

一、四隣 東之方牛込水道町、同所築地片町、小日向西古川町、牛込行元寺領中
里村畑地、西之方長壽院境内、田中寺境内、傳久寺境内、南之方御持弓御組屋鋪、
北之方小日向東古川町。

一、飛地町内 南北ニ間口拾七間三尺五寸、裏行拾壹間五寸、東西ニ裏行南之

方八間、北之方三間三尺五寸。

但、片側町屋ニ裏行不同ニ御座以。

一、同四隣 東之方牛込等覺寺門前、西之方御書院御組屋鋪、南之方同御組屋
鋪、北之方等覺寺門前。

一、町内里俗中通往還ヲ古着店ニ相唱申以、右ニ南側ニ古着商賣致以者住宅
致以ニ付、里俗相唱以由、又町内西横町傳久寺南脇ニ道幅壹間程之細小路有
之、右ニ牛込中里村町ニ往來ニ多、里俗藪下ニ相唱申以、右唱之義ニ、南側御
組手御組與力衆屋鋪地尻ニ藪垣根有之故、里俗申傳以由。

一、飛地町内里俗三軒家ニ相唱申以、右ニ地面三ヶ所有之ニ付、三軒家ニ相唱
申以。

一、町内西側間口貳間五尺九寸、裏行貳拾五間之町屋鋪、貞享年中長壽院買求
以、上、同寺大門道ニ致置以得共、全沽券地内ニ御座以。

一、町内西横町田中寺脇地面寺跡ニ多、東本願寺末妙福寺ニ申寺、萬治元戊戌
中淺草元旅籠町貳丁目ヲ引越來居住仕、其後延寶六戊午年六月六日寺社御
奉行坂倉石見守様ニ御願申上、妙福寺ヲ本法寺と改、其後寶永三酉年中當時

之場所小日向水道端に引越し由に御座し。○中略。

一、石橋 三ヶ所

右に當町東西町屋地尻に有之に大下水に掛りし石橋に、壹ヶ所、町内南之方東横町を牛込水道町に相掛り、幅凡壹丈程、渡凡四尺程有之に。壹ヶ所、北之方東横町を牛込水道町に相掛り、幅凡壹丈程、渡凡四尺程有之に。壹ヶ所、西之方田中寺前に有之、幅凡壹丈程、渡凡貳尺五寸程有之に。

一、下水 幅三尺程。

右に當町東西町屋地尻に有之、東下水を、南之方御持御組屋鋪を流出、同所水道町を江戸川に流落申し。西下水を、南之方傳久寺門前を流出、流末江戸川に落申し。其外小下水之義を、銘々家前に有之、何れ淺幅壹尺程に、右大下水に落行申し。

一、飛地下水 幅凡壹尺程。

右に飛地町内家前に有之、南之方を流來、夫を流末を江戸川に流落申し。

一、飛地坂 登凡壹町餘、幅凡貳間程。

今に飛地町内北之方に有之、里俗赤城坂を相唱申し。○中略。

一、反別 貳町六畝拾三步。

但、高貳拾石六斗四升三合。

内

壹町六反九畝三步

町屋鋪。

三反七畝拾步

寺屋鋪。

此譯

壹反四畝七步

町内橋 田中寺。

内貳拾貳步大門入

壹反廿九分

同 傳久寺。

四畝八步

赤城 清隆寺(○中略)。

一、右當町家主彌兵衛店に罷在し。
攝州西宮大神宮神主吉井上總介支配
江戶社家頭山邊大隅支配下
推名 伊勢

一、右當町家主長三郎店に罷在し。
正木 伊勢

一、右に當町次右衛門地面借地罷在し。
羽黒修驗

一、右に當町次右衛門地面借地罷在し。
東 福院

一、右に當町次右衛門地面借地罷在し。
府内備考

〔參考〕花川戸町下山之宿町

淺草花川戸町及山之宿町、承應中淺草寺領に入ルト傳フル者有ルコト、既ニ

市街恢弘時代

之ヲ記ス。其眞僞ヲ知ラズ。

歌舞妓者追捕令

四年乙未○承應四年(紀元二二二三年)改元。二月二日丁巳○丁巳(三)正綜覽。歌舞妓者追捕

ヲ令ス。○嚴有院殿御實紀。

歌舞妓者追捕令事蹟

歌舞妓者追捕令 是ノ頃屢俠客追捕ノ令出ツ。

二日○明曆元年二月。かぶき者追捕せらるゝにより、衣服以下彌先令をまもるへしと仰出さる。水戸記。 嚴有院殿御實紀

七日壬戌○承應四年(紀元二二二三年)正綜覽。増上寺○市内芝區寶塔ヲ營造ス。○嚴有院殿御實紀。

増上寺寶塔營造事蹟

増上寺寶塔營造 嚴有院殿御實紀云フ、

七日○明曆元年二月。増上寺寶塔造營により、酒井讚岐守忠勝巡察にまかる。

十五日庚午○承應四年(紀元二二二三年)正綜覽。令シテ市街ノ渠ヲ疏セシム。○正寶事録

溝渠疏濬事蹟

溝渠疏濬 正寶事録ニ、

一町中表裏之地下水滯無之様ニ、早々浚可申。下水幅之儀、前々より書上申。通リ可仕。若つき出。所有之ハ、早々仕直し可申。近日御改御奉行

衆御出被成間、少しも油斷なく、前廉より浚可申事。

未○承應四年二月

右老二月十五日御觸、町中連判。

品川海岸石壘修築

三月五日庚寅○承應四年(紀元二二二三年)正綜覽。小姓組長谷川守勝○三左衛門・書院番

能勢頼宗○新十郎ヲ奉行トシテ品川海岸ノ石壘ヲ修築ス。○明曆日記。天享。吾妻鑑。諸家

深秘錄。正慶承明記。寛政重修諸家譜。

品川海岸石壘修築事蹟

品川海岸石壘修築 是年二月廿六日側役久世廣之○大和守。芝浦品川海岸ヲ巡察

スルコト。嚴有院殿御實紀ニ、

廿六日○明曆元年二月。この八月朝鮮國信使來聘するにより、品川芝浦海濱の道路を修治せしめらるゝとて、御側久世大和守廣之監視にまかる。こは先年波濤のために崩れたるゆへふり。

ト見ユ。遂ニ三月五日修築奉行ノ任命有リ。

五日○明曆元年三月

品川海手崩申。付、築直し可申旨、長谷川三左衛門能勢新十郎被仰付。

明曆日記

市街恢弘時代

一〇五三

三月五日○明曆元年品川海手崩申ニ付、築直シ可申旨、奉行被仰付之。

長谷川三左衛門 能勢新十郎 — 正慶承明記

一、五日○明曆元年三月品川海手崩申ニ付、築直シ可申旨、長谷川三左衛門、能勢新十郎兩人へ被仰付。

——天享吾妻鑑

○上承應中ニ到リ、芝ノ牛町ヨリ品川迄ノ浦傳ヒノ岸端ヲ石垣ニ仰付ラル。此屹久世大和守廣行奉行職ヲ蒙リ、鈴ヶ森邊マテ築立シト云々。

——諸家深秘錄

承應中○紀元二二二二—二二二四年芝牛町より品川まで浦傳ヒ岸端石垣を命せらる、鈴ヶ森まで築立らるゝと有。武藏志

——武江年表

賴宗○始賴家又賴定。幼名新十郎。治左衛門。日向守。從五位下。

○上御書院番被仰付、青山丹後守組へ入。○中承應二癸巳年万治元戊午之

春迄、麻布地形繪圖、木挽町裏海地形、又之品川筋端坂石垣兩度之御普請奉行被仰付相勤。

守勝○兵助。三左衛門。長谷川。

同○寬十癸酉年月日不相知、御小性組へ御番入被仰付○中。承應二癸巳

年月日不相知、麻布地形之繪圖并木挽町裏之海邊地形、又品川筋海邊端坂石垣兩度之御普請奉行被仰付○中。

——寬政呈譜

果シテ然ラハ、是工事ハ兩度ニ分チテ萬治ニ及ヒタル者歟。玉露叢ニハ、

同年○明曆二年ニ芝口品川迄ノ海岸ノ岸ヲ石垣ニ仰付ラル。奉行ハ久留嶋半八郎○通佐久間宇右衛門○盛右兩人ナリ。

ト見ユ。府内備考其他ニ、左ノ如ク記スハ、之カ成績トモ見ル可シ。

芝田町壹丁目○中

一、海上之儀、海手石垣際○中、○下。

田町貳丁目○中

一、海手石垣高○中、○南之方壹丈貳尺貳寸、○北之方壹丈壹尺八寸。

但、南北不同御座○中。

田町三丁目○中

一、海手石垣高サ九尺餘。

田町四丁目○中

一、海手石垣高サ壹丈貳尺。

市街恢弘時代

田町五丁目略○中

一、同手○海 石垣高サ南之方七尺程、北之方壹丈程。

田町五丁目略○中

一、石垣高壹丈。尤南北不同御座也。

田町七丁目略○中

一、海手石垣高壹丈程。但南北不同ニ御座也。

田町八丁目略○中

海手石垣高サ凡壹丈餘、壹丈貳尺程、不同ニ御座也。

田町九丁目略○中

一、海手石垣高サ凡壹丈餘、壹丈貳尺程、南北不同ニ御座也。

芝車町略○中

一、海岸石垣 同。高壹丈二三尺程、宛不。

右石垣物揚場起立之儀ハ、當所ヨリ高輪谷ツ山下迄石垣千三間之場所御普請、明曆三酉年ヨリ始、萬治二亥年迄三ヶ年ニ成就仕也。右ニ松平陸奥守様伊達忠宗。御手傳ニ出仕由申傳也。其後破損修復等之儀、町御奉行所御掛

りニ御入用ヲ以テ出來仕也。
如來寺門前略○中

一、海岸石垣 凡長三十四間餘。高壹丈壹尺、壹丈程、不同。

右起立前書下水ニ同じ。○下水ノ條ニ、起立之儀、車町ヨリ高輪谷ツ山下迄海手石垣、御普請、明曆三酉年ヨリ萬治二寅年迄ニ成就仕也ト見ユ。

北町略○中

一、海岸石垣 凡長サ貳百拾間三尺。高サ壹丈貳尺程、宛。

右海手石垣并往還横切下水之儀、明曆三丁丑年始、萬治二亥年迄ニ松平

陸奥守様御手傳ニ出仕也。

高輪中町略○中

一、海岸石垣 長サ百六拾間。高サ壹丈、壹丈尺程、不同。

右委細、同所北町、申上以通ニ御座也。

高輪南町略○中

一、海岸石垣 凡長サ貳百六拾壹間。高サ壹丈、壹丈尺程、不同。

右委細、同所北町、申上以通ニ御座也。

高輪常光寺門前略○中

市街恢弘時代

一、海岸石垣

右委細を、同所北町に申上り通に御座し。

府内備考

品川宿○武藏國荏原郡○中略。

品川海○上略。海岸ニ波除ノ石垣アリ。宿内ニ係ル所、南品川四丁目ヨリ獵師町迄長四百九十五間四尺、高六尺ヨリ一丈ニ至ル。同三軒家町ニカ、ル所、長二十五間、高七尺。北品川八ッ山下土居ノ邊ヨリ歩行新宿境迄長七十二間半、高九尺。皆官ノ修理スル所ナリ。又歩行新宿一丁目ヨリ三丁目迄石垣及堰板トモ長二百八十三間、高三尺ヨリ一丈ニ及ブ。其内五十三間半ハ、寛保二年官修理セシメラル。今ハ總テ自普請所トナル。按スルニ江戸名所記ニ、此海道ノ内海岸ノ石垣トナリシハ、朝鮮人來リシ時ノ事ナリト云。朝鮮人始テ江戸ニ來聘セシハ、慶長十二年ナリ、此時ナリシニヤ。○承應二年ノ朝鮮人來聘ヲ指ス也、此考誤ル。寛明日記明暦元年三月五日ノ條ニ、品川ノ海手崩レ申ニ付、築キ直スヘキ旨、長谷川三右衛門某及能勢新十郎某等ニ命セラルトアリ。又芝車町ノ傳ヘニ、同所ヨリ高輪及北品川八ッ山下迄海岸ノ石垣長千三百間、明暦三年松平陸奥守綱宗御手傳ニテ御普請始リ、萬治二年功畢レリト云。想フニ寛明日記ニ云所トハ

自ラ別ノコトナルヘシ。

新編武藏風土記稿

〔參考〕

覺

一、當夏朝鮮人當御地へ參著仕し。就其表長屋破損仕、見苦敷所を、壁を塗直、屋根坏修復可仕し。少しも油斷有間敷し。勿論朝鮮人參著之刻、屋根之上、見苦敷物ふど置不申様ニ可仕事。未○承應四年。三月

右老、三月六日○承應四年。朝鮮人通し町々へ御觸。連判。

一、朝鮮人當御地へ參着し時、分漸近付し。就るハ、最前兩度迄相觸し趣、堅く御請負申、其砌町中不殘、連判之手形差上し儀、表長屋之分、壁を塗り直し、屋根坏壞お糸の處ハ、早々ぬき直し可申し。長屋庇之上、二階之上、格子などニ、見苦しきもの置申間敷し事。

一、道惡敷所は、砂を置可申し。掃溜泥ふとこる築申間敷し。通中計高く築、兩脇惡敷の間、恰好克道造可申事。

一、橋詰川際ふとに、耳店有之所ハ、早々崩取可申し。勿論見苦敷物差置申間敷し。

附、登梯天水留桶古成_レ分_レハ、此度新ら敷仕可_レ申事。未_元〇明_曆七月
右_老、七月五日_元〇明_曆御觸町中連判。

覺

一、此度朝鮮人參り_レハ、付、來る廿一日より町中家持共、自身番可_レ仕事。
附、晝之内_ハ、慥成手代中番ニ置可_レ申事。

一、朝鮮人參府之日より、自身番晝夜爰元發足之日迄可_レ仕事。

一、名主月行事、取分油斷なく、晝夜共火之用心之儀、隨分念を入れ可_レ申付_レ事。

未_元〇明_曆九月

右_老、九月十九日_元〇明_曆御觸町中連判。

覺

一、物不しとらせ可_レ申事。

一、何_ニる淺見苦しき物置_レハ、處、是淺とらせ可_レ申事。

一、屋根庇掃除之事。

一、番屋見苦しき所有_レハ、間、あらはせ、板補之下まで、奇麗ニ可_レ仕事。

一、おし板破れ_レハ、處、繕ひ致し、同じ色ニいろを付可_レ申事。

一、瓦之損じ_レハ、處、修復可_レ仕事。

一、庇之下、暖簾之上ニ、おかしを致し_レハ、此板とらせ_レハ、蚊、無左_老、奇麗ニ張直
し_レハ、蚊、紙を張_レハ、蚊、三色之内能様ニ可_レ仕事。

一、横町見苦しき所有_レハ、間、是又右同前ニ可_レ申付_レ事。

一、朝鮮人通_レハ、通筋ニ、砂まき道造申間敷_レハ、掃_レハ、て水を打、奇麗ニ可_レ仕_レハ、勿
論表ニ砂置申間敷事。

一、庇之下より手桶釣置申間敷_レハ、勿論竹并ニ棒杯、置申間敷_レハ、登梯熊手、其
外何_ニても、木戸ニ建懸申間敷事。未_元〇明_曆九月

右_老、九月廿四日_元〇明_曆御觸町中連判。

覺

一、自身番晝夜無_レ油斷相勤、火之用心可_レ仕事。

一、朝鮮人江戸へ參府仕逗留中、家持店借之もの、隨分火之用心可_レ仕_レハ、二階
ニ_ル火を焚申間敷_レハ、店借借家之もの方へ、家主より晝夜切々火之用心之
儀、相觸可_レ申事。

一、橋詰ニ薪竹木積_レハ、處_ハ、昨日被_レ仰付_レハ、通り、貳拾間之屋敷之地尻木戸切

二、貳三日中、急度取拂、掃除可申事。未元^〇明^〇曆九月
右老九月廿六日^〇明^〇曆元年。御觸年寄衆こゝろ、月行事致請判^〇。

——正寶事錄

附記

賜宅

一、七日^〇明^〇曆元年三月。

一、御暇出ル衆^〇中略。

金五枚、小袖二、羽折

曾我丹波守

筋違橋ニテ屋鋪拜領御禮モ申上。

——天享吾妻鑑

救火用鑿井

廿日乙巳^〇承^〇應四年(紀元二三一五年)三月乙巳、三正綜覽。幕府府下ニ申令シテ、市街ニ井ヲ鑿
タシメ、救火ノ用ニ備フ。^〇正寶事錄大成令。

救火用鑿井

正寶事錄^〇大成ニ據ル。

一、町中火之用心井戸之儀、此中申觸^〇ハ通り老無用ニ仕、壹町之内、兩側ニ火之
用心井戸、八ツ堀可申^〇。井戸堀所、兩側振違^〇ハ、並能堀可申事。

一、壹町之内六拾間より長さ町^〇ハ、兩側ニ井戸拾^〇を堀可申事。

一、横町并ニ會所ニ老、兩側ニ井戸貳^〇ツ堀可申事。

一、片町壹町ニハ、井戸四^〇ツ堀可申事。

但シ、御定より井戸數前々より多き町之分ハ、不苦^〇ハ間、其儘取置可申^〇。井
戸數不足之町^〇ハ、右之通り堀置可申^〇。若町々商賣構^〇ハ、海道之地形
並ニふ^〇を仕、差置可申事。

一、上水道不參町老、跡々被^〇仰付^〇ハ水溜桶之外、壹町之内、兩側ニ水溜桶八^〇ツ堀
入、壹ヶ月ニ壹度宛水入替^〇へ、不斷水切不申^〇様ニ仕、往來並ニ切ふ^〇仕、爲火之
用心^〇差置可申事。未^〇承^〇應四年三月。

右老三月廿日^〇承^〇應四年。御觸町中連判。

〔附記〕 河岸橋上取締申明

一、跡々より河岸通材木竹薪積置^〇ハ處、御定之外高積申間敷旨、被^〇仰付^〇ハ處、
猥ニ罷成、其上小屋雪隠^〇淺か^〇アみあくた河岸端ニ有^〇之^〇ハ由、被^〇聞召^〇ハ由。
何時ニよら^〇ハ御奉行衆御改ニ御出し被^〇成、御穿鑿之上、急度曲事ニ被^〇仰付^〇
ハ間、右御請負申上^〇ハ通り、少しも無^〇油斷、相背申間敷事。
一、河岸通小屋前々より御赦免之所より外、作り申間敷^〇ハ事。

附記
河岸橋上
取締申明

一、町中橋之上、南様爪ニ、商賣人一切置申間敷也。
附、乞食同前之事。未〇承應四年三月

右考、三月廿五日〇承應四年御觸町中御連判。

——正寶事錄

馬夫乘馬制
禁區域申明
馬夫乘馬制
禁區域申明
事蹟

廿七日壬子〇承應四年紀元二三一五年三月〇壬子三正綜覽馬夫乘馬制禁區域ヲ申明ス。〇正寶事錄

馬夫乘馬制禁區域申明 正寶事錄云フ、

馬士馬ニ乗りし事、此已前より御法度ニ被仰付し處、猥ニ相成し由被聞召しニ付、芝口老札之辻より内、淺草口ニ駒形堂より内、其外下谷本郷、小石川、牛込御門、市ヶ谷之御門、麴町之御門、赤坂之御門より内、侍町ニ勿論、町中ニある馬カト馬ニ乗し事、御法度旨被仰出し間、少しも違背不仕様、町中馬方共ニ急度可申付し。若相背もの有之ニ於てハ、其町々辻番之もの相改、堅くのらせ申間鋪し。此上違背仕しもの、曲事ニ可被仰付し事。

一、往行并ニ橋之上ニ、半馬立置申間敷也。荷物付し時ハ、片脇ニあるは多可申事。
未〇承應三年三月

右考、三月廿七日〇承應四年御觸町中連判。

〔附記〕 淺草三十三間堂通矢

附記
淺草三十

三間堂通
矢

一、廿八日〇明曆元年三月

一、松平遠江守家人澤田猪左衛、淺草三十三間堂矢數仕し覺

惣矢數五千四百六十五本ノ内、通矢數三千二百廿五本。何モ根矢也。

——天享吾妻鑑

三月廿八日〇明曆元年。松平遠江守家來澤田伊右衛門ト申者、於淺草三十三間堂矢數仕し覺

堂矢數仕し覺

惣矢數五千四百六十五本之内、通矢三千二百廿五本、何モ根矢也。

——正慶承明記

明曆元年乙未〇承應四年四月十三日改元〇紀元二三一五年五月廿八日壬子〇壬子三正綜覽儒員林

林氏書庫

信勝〇羅山ニ官庫ヲ賜ヒ、費用ヲ給シテ其宅地ニ移サシム。〇羅山年譜

家譜

林氏書庫 傳フ、

林氏書庫事蹟

明曆元年夏、執事阿部忠秋奉旨賜銅瓦庫一字、移建於家塾。工匠皆曰、不有風雨之懼、可無火災之害。先生〇林信勝甚喜。先是所未授、恕〇林靖之倭漢群書、及近年所求

市街恢弘時代

者萬餘卷、悉藏於此。既而就忠秋、獻白紙五經註本於幕府。

——羅山年譜

信勝菊松丸。又三郎。薙髮號道春。民部卿。法印。

明曆元年五月二十八日、二丸よあまし銅造りの官庫を宅地に移すへしとて、其費用の黄金をも恩賜せらる。
——寛政重修諸家譜

〔附記〕 狂言盡町觸

覺

一、跡々より御法度之通り、狂言盡御大名御屋敷へ御呼ひ共、伺公仕間敷。勿論衣裳結構成物着せ申間敷。其上人多こおこりたる狂言仕間敷。事放下御屋敷方へ被召寄ひとも、放下之外、かぶきの真似、島原之體、少しも仕間敷。狂言盡之者、縦令一兩人御屋敷方より御呼ひとも、罷越、島原之真似仕間鋪事。未元○明曆五月右元○明曆五月元○明曆御觸。町中連判。
——正寶事錄

六月六日己未五○明曆元年紀元二三一側役久世廣之和○大守寺社奉行安藤

郊外宅地點

重長京○右進松平勝隆雲○出守并ニ町奉行勘定頭各一人、郭外ノ宅地ヲ點

檢ス。殿○嚴有院御實紀。

郭外宅地點檢 傳フル所左ノ如シ。

六日年○明曆元年六月御側久世大和守廣之寺社奉行安藤右京進重長、松平出雲守勝隆、并に町奉行勘定頭一人づゝ、郊外の宅地點檢を命せらる。
——嚴有院殿御實紀

七月二日甲申五○明曆元年紀元二三一玉川上水ヲ城中二丸麴○市内二引

ク。篇○上水

玉川上水城中引用 嚴有院殿御實紀ニ、

二日年○明曆元年七月麴町より上水を二丸庭へ引せらる。紀伊

是日三○明曆元年紀元二三一盆燈籠其他ニ關スル町觸有リ。正寶

盆燈籠其他町觸 正寶事錄ヲ抄出ス。

一、當五月相觸ひ通り、盆之燈籠之儀、少しも結構ニ仕間敷旨、御請負申上、其砌

市街恢弘時代

一〇六七

郊外宅地點

玉川上水城中引用

盆燈籠其他町觸

盆燈籠其他町觸